

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表														
新条文（平成28年7月）					旧条文（平成25年7月）									
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
4	2	2	2	1	1	受注者は、設計図書の定めにより、水質汚濁防止膜を設置するものとする。	4	2	2	2	1	1	請負者は、設計図書の定めにより、水質汚濁防止膜を設置するものとする。	表現の統一
4	2	2	2	2	2	受注者は、汚濁防止膜の設置及び撤去時期を事前に工事監督員に通知しなければならない。	4	2	2	2	2	2	請負者は、汚濁防止膜の設置及び撤去時期を事前に工事監督員に通知しなければならない。	表現の統一
4	2	2	2	3	3	受注者は、設計図書の定めにより、汚濁防止膜の枠方式を使用するものとする。	4	2	2	2	3	3	請負者は、設計図書の定めにより、汚濁防止膜の枠方式を使用するものとする。	表現の統一
4	2	2	2	4	4	受注者は、設計図書の定めにより、汚濁防止膜に灯浮標又は標識灯を設置するものとする。	4	2	2	2	4	4	請負者は、設計図書の定めにより、汚濁防止膜に灯浮標又は標識灯を設置するものとする。	表現の統一
4	2	2	2	5	5	受注者は、汚濁防止膜の設置期間中は適切な保守管理を行わなければならない。なお、受注者は、設計図書に保守管理の定めのある場合は、それに従わなければならない。	4	2	2	2	5	5	請負者は、汚濁防止膜の設置期間中は適切な保守管理を行わなければならない。なお、請負者は、設計図書に保守管理の定めのある場合は、それに従わなければならない。	表現の統一
4	3	1	0	2	2	本章に特に定めのない事項については、第1編第4章無筋・鉄筋コンクリート(港湾工事)、第2編材料及び第4編第2章共通仮設の規定によるものとする。	4	3	1	0	2	2	本章に特に定めのない事項については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリート、第2編材料及び第4編第2章共通仮設の規定によるものとする。	引用先の変更による
4	3	2	0	1		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認をもとめなければならない。	4	3	2	0	1		請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認をもとめなければならない。	表現の統一
4	3	2	0	1		日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説 (平成19年7月)	4	3	2	0	1		日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説	改定年度記載
4	3	2	0	1		国土交通省 ダイオキシソ類に係る水底土砂の判断基準について(平成15年9月25日 国総環計第65号)	4	3	2	0	1		国土交通省 ダイオキシソ類に係る水底土砂の判断基準について	改定年度記載
4	3	3	2	1	(1)	受注者は、作業現場の土質条件、海象条件、周辺海域の利用状況等を考慮して、効率的な作業が可能な作業船を選定しなければならない。なお、設計図書に作業船規格が指定されている場合は、それに従わなければならない。	4	3	3	2	1	(1)	請負者は、作業現場の土質条件、海象条件、周辺海域の利用状況等を考慮して、効率的な作業が可能な作業船を選定しなければならない。なお、設計図書に作業船規格が指定されている場合は、それに従わなければならない。	表現の統一
4	3	3	2	1	(2)	受注者は、既設構造物前面を施工する場合、既設構造物に影響のないよう十分検討して施工しなければならない。なお、設計図書に既設構造物前面の施工が規制されている場合は、それに従わなければならない。	4	3	3	2	1	(2)	請負者は、既設構造物前面を施工する場合、既設構造物に影響のないよう十分検討して施工しなければならない。なお、設計図書に既設構造物前面の施工が規制されている場合は、それに従わなければならない。	表現の統一
4	3	3	2	1	(3)	受注者は、濁り防止等環境保全に十分注意して施工しなければならない。なお、設計図書に濁り防止のための特別の処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。	4	3	3	2	1	(3)	請負者は、濁り防止等環境保全に十分注意して施工しなければならない。なお、設計図書に濁り防止のための特別の処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。	表現の統一
4	3	3	2	2	(1)	受注者は、施工の効率、周辺海域の利用状況等を考慮して、土砂の運搬経路を決定しなければならない。なお、設計図書に運搬経路が指定されている場合は、それに従わなければならない。	4	3	3	2	2	(1)	請負者は、施工の効率、周辺海域の利用状況等を考慮して、土砂の運搬経路を決定しなければならない。なお、設計図書に運搬経路が指定されている場合は、それに従わなければならない。	表現の統一
4	3	3	2	2	(2)	受注者は、設計図書に土砂処分区域及び運搬方法の定めがある場合、それに従い、運搬途中の漏出のないようにしなければならない。	4	3	3	2	2	(2)	請負者は、設計図書に土砂処分区域及び運搬方法の定めがある場合、それに従い、運搬途中の漏出のないようにしなければならない。	表現の統一
4	3	3	2	3	(1)	受注者は、作業現場の土質条件、海象条件、周辺海域の利用状況等を考慮して、効率的な作業が可能な作業船を選定しなければならない。なお、設計図書に作業船規格が指定されている場合は、それに従わなければならない。	4	3	3	2	3	(1)	請負者は、作業現場の土質条件、海象条件、周辺海域の利用状況等を考慮して、効率的な作業が可能な作業船を選定しなければならない。なお、設計図書に作業船規格が指定されている場合は、それに従わなければならない。	表現の統一
4	3	3	2	3	(2)	受注者は、既設構造物前面を施工する場合、既設構造物に影響のないよう十分検討して施工しなければならない。なお、設計図書に定めのない場合は、施工方法・施工管理基準について事前に監督職員の承諾を得なければならない。	4	3	3	2	3	(2)	請負者は、既設構造物前面を施工する場合、既設構造物に影響のないよう十分検討して施工しなければならない。なお、設計図書に既設構造物前面の施工が規制されている場合は、それに従わなければならない。	国土交通省(港湾局)の見直しに準拠
4	3	3	2	3	(3)	受注者は、濁り防止等環境保全に十分注意して施工しなければならない。なお、設計図書に濁り防止のための特別の処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。	4	3	3	2	3	(3)	請負者は、濁り防止等環境保全に十分注意して施工しなければならない。なお、設計図書に濁り防止のための特別の処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。	表現の統一

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表														
新条文（平成28年7月）					旧条文（平成25年7月）									
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
4	3	3	2	4	(1)	受注者は、施工の効率、周辺海域の利用状況等を考慮して、土砂の運搬経路を決定しなければならない。なお、設計図書に運搬経路が指定されている場合は、それに従わなければならない。	4	3	3	2	4	(1)	請負者は、施工の効率、周辺海域の利用状況等を考慮して、土砂の運搬経路を決定しなければならない。なお、設計図書に運搬経路が指定されている場合は、それに従わなければならない。	表現の統一
4	3	3	2	4	(2)	受注者は、設計図書に土砂処分の区域及び運搬方法の定めがある場合、それに従い、運搬途中の漏出のないようにしなければならない。	4	3	3	2	4	(2)	請負者は、設計図書に土砂処分の区域及び運搬方法の定めがある場合、それに従い、運搬途中の漏出のないようにしなければならない。	表現の統一
4	3	3	2	5	(1)	受注者は、作業現場の土質条件、海象条件、周辺海域の利用状況等を考慮して、効率的な作業が可能な作業船を選定しなければならない。なお、設計図書に作業船規格が指定されている場合は、それに従わなければならない。	4	3	3	2	5	(1)	請負者は、作業現場の土質条件、海象条件、周辺海域の利用状況等を考慮して、効率的な作業が可能な作業船を選定しなければならない。なお、設計図書に作業船規格が指定されている場合は、それに従わなければならない。	表現の統一
4	3	3	2	5	(2)	受注者は、既設構造物前面を施工する場合、既設構造物に影響のないよう十分検討して施工しなければならない。なお、設計図書に定めのない場合は、 <b>施工方法・施工管理基準</b> について事前に監督職員の承諾を得なければならない。	4	3	3	2	5	(2)	請負者は、既設構造物前面を施工する場合、既設構造物に影響のないよう十分検討して施工しなければならない。なお、設計図書に既設構造物前面の施工が規制されている場合は、それに従わなければならない。	国土交通省(港湾局)の見直しに準拠
4	3	3	2	5	(3)	受注者は、濁り防止等環境保全に十分注意して施工しなければならない。なお、設計図書に濁り防止のための特別の処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。	4	3	3	2	5	(3)	請負者は、濁り防止等環境保全に十分注意して施工しなければならない。なお、設計図書に濁り防止のための特別の処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。	表現の統一
4	3	3	2	6	(1)	受注者は、作業現場の土質条件、海象条件、周辺海域の利用状況等を考慮して、効率的な作業が可能な作業船を選定しなければならない。なお、設計図書に作業船規格が指定されている場合は、それに従わなければならない。	4	3	3	2	6	(1)	請負者は、作業現場の土質条件、海象条件、周辺海域の利用状況等を考慮して、効率的な作業が可能な作業船を選定しなければならない。なお、設計図書に作業船規格が指定されている場合は、それに従わなければならない。	表現の統一
4	3	3	2	6	(2)	受注者は、既設構造物前面を施工する場合、既設構造物に影響のないよう十分検討して施工しなければならない。なお、設計図書に定めのない場合は、 <b>施工方法・施工管理基準</b> について事前に監督職員の承諾を得なければならない。	4	3	3	2	6	(2)	請負者は、既設構造物前面を施工する場合、既設構造物に影響のないよう十分検討して施工しなければならない。なお、設計図書に既設構造物前面の施工が規制されている場合は、それに従わなければならない。	国土交通省(港湾局)の見直しに準拠
4	3	3	2	6	(3)	受注者は、濁り防止等環境保全に十分注意して施工しなければならない。なお、設計図書に濁り防止のための特別の処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。	4	3	3	2	6	(3)	請負者は、濁り防止等環境保全に十分注意して施工しなければならない。なお、設計図書に濁り防止のための特別の処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。	表現の統一
4	3	3	2	7	(1)	受注者は、作業現場の土質条件、海象条件、周辺海域の利用状況等を考慮して、効率的な作業が可能な作業船を選定しなければならない。なお、設計図書に作業船規格が指定されている場合は、それに従わなければならない。	4	3	3	2	7	(1)	請負者は、作業現場の土質条件、海象条件、周辺海域の利用状況等を考慮して、効率的な作業が可能な作業船を選定しなければならない。なお、設計図書に作業船規格が指定されている場合は、それに従わなければならない。	表現の統一
4	3	3	2	7	(2)	受注者は、既設構造物前面を施工する場合、既設構造物に影響のないよう十分検討して施工しなければならない。なお、設計図書に定めのない場合は、 <b>施工方法・施工管理基準</b> について事前に監督職員の承諾を得なければならない。	4	3	3	2	7	(2)	請負者は、既設構造物前面を施工する場合、既設構造物に影響のないよう十分検討して施工しなければならない。なお、設計図書に既設構造物前面の施工が規制されている場合は、それに従わなければならない。	国土交通省(港湾局)の見直しに準拠
4	3	3	2	7	(3)	受注者は、濁り防止等環境保全に十分注意して施工しなければならない。なお、設計図書に濁り防止のための特別の処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。	4	3	3	2	7	(3)	請負者は、濁り防止等環境保全に十分注意して施工しなければならない。なお、設計図書に濁り防止のための特別の処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。	表現の統一
4	3	3	2	8	(1)	受注者は、作業現場の土質条件、海象条件、周辺海域の利用状況等を考慮して、効率的な作業が可能な作業船を選定しなければならない。なお、設計図書に作業船規格が指定されている場合は、それに従わなければならない。	4	3	3	2	8	(1)	請負者は、作業現場の土質条件、海象条件、周辺海域の利用状況等を考慮して、効率的な作業が可能な作業船を選定しなければならない。なお、設計図書に作業船規格が指定されている場合は、それに従わなければならない。	表現の統一
4	3	3	2	8	(2)	受注者は、設計図書に土砂処分の区域及び運搬方法の定めがある場合、それに従い、運搬途中の漏出のないように対処しなければならない。	4	3	3	2	8	(2)	請負者は、設計図書に土砂処分の区域及び運搬方法の定めがある場合、それに従い、運搬途中の漏出のないように対処しなければならない。	表現の統一

土木工事共通仕様書新旧対照表

新条文（平成28年7月）					旧条文（平成25年7月）									
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
4	3	3	2	9	(1)	受注者は、作業現場の土質条件、海象条件、周辺海域の利用状況等を考慮して、効率的な作業が可能な作業船を選定しなければならない。なお、設計図書に作業船規格が指定されている場合は、それに従わなければならない。	4	3	3	2	9	(1)	請負者は、作業現場の土質条件、海象条件、周辺海域の利用状況等を考慮して、効率的な作業が可能な作業船を選定しなければならない。なお、設計図書に作業船規格が指定されている場合は、それに従わなければならない。	表現の統一
4	3	3	2	9	(2)	受注者は、設計図書に土砂処分の区域及び運搬方法の定めがある場合、それに従い、運搬途中の漏出のないように対処しなければならない。	4	3	3	2	9	(2)	請負者は、設計図書に土砂処分の区域及び運搬方法の定めがある場合、それに従い、運搬途中の漏出のないように対処しなければならない。	表現の統一
4	3	3	2	10	(1)	受注者は、作業現場の土質条件、海象条件、周辺海域の利用状況等を考慮して、効率的な作業が可能な作業船を選定しなければならない。なお、設計図書に作業船規格が指定されている場合は、それに従わなければならない。	4	3	3	2	10	(1)	請負者は、作業現場の土質条件、海象条件、周辺海域の利用状況等を考慮して、効率的な作業が可能な作業船を選定しなければならない。なお、設計図書に作業船規格が指定されている場合は、それに従わなければならない。	表現の統一
4	3	3	2	10	(2)	受注者は、設計図書に土砂処分の区域及び運搬方法の定めがある場合、それに従い、運搬途中の漏出のないように対処しなければならない。	4	3	3	2	10	(2)	請負者は、設計図書に土砂処分の区域及び運搬方法の定めがある場合、それに従い、運搬途中の漏出のないように対処しなければならない。	表現の統一
4	3	3	2	11	(1)	受注者は、施工の効率等を考慮して、浚渫土砂の揚土場所を決定しなければならない。なお、設計図書に揚土場所が指定されている場合は、それに従わなければならない。	4	3	3	2	11	(1)	請負者は、施工の効率等を考慮して、浚渫土砂の揚土場所を決定しなければならない。なお、設計図書に揚土場所が指定されている場合は、それに従わなければならない。	表現の統一
4	3	3	2	11	(2)	受注者は、土砂落下のないよう十分注意して施工しなければならない。なお、設計図書に土砂落下防止のための特別の処理が定められている場合は、それに従わなければならない。	4	3	3	2	11	(2)	請負者は、土砂落下のないよう十分注意して施工しなければならない。なお、設計図書に土砂落下防止のための特別の処理が定められている場合は、それに従わなければならない。	表現の統一
4	3	3	2	11	(3)	受注者は、設計図書に土砂処分の区域及び運搬方法の定めがある場合、それに従い、施工中土砂の漏出のないように対処しなければならない。	4	3	3	2	11	(3)	請負者は、設計図書に土砂処分の区域及び運搬方法の定めがある場合、それに従い、施工中土砂の漏出のないように対処しなければならない。	表現の統一
4	3	3	2	12	(1)	海上工事の場合、受注者は、作業現場の土質条件、海象条件、周辺海域の利用状況等を考慮して、効率的な作業が可能な作業船を選定しなければならない。なお、設計図書に船種が指定されている場合は、それに従わなければならない。	4	3	3	2	12	(1)	海上工事の場合、請負者は、作業現場の土質条件、海象条件、周辺海域の利用状況等を考慮して、効率的な作業が可能な作業船を選定しなければならない。なお、設計図書に船種が指定されている場合は、それに従わなければならない。	表現の統一
4	3	3	2	12	(2)	受注者は、既設構造物前面を施工する場合、既設構造物に影響のないよう十分検討して施工しなければならない。なお、設計図書に定めのない場合は、施工方法・施工管理基準について事前に監督職員の承諾を得なければならない。	4	3	3	2	12	(2)	請負者は、既設構造物前面を施工する場合、既設構造物に影響のないよう十分検討して施工しなければならない。なお、設計図書に既設構造物前面の施工が規制されている場合は、それに従わなければならない。	国土交通省(港湾局)の見直しに準拠
4	3	3	2	12	(3)	海上工事の場合、受注者は、濁り防止等環境保全に十分注意して施工しなければならない。なお、設計図書に濁り防止のための特別の処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。	4	3	3	2	12	(3)	海上工事の場合、請負者は、濁り防止等環境保全に十分注意して施工しなければならない。なお、設計図書に濁り防止のための特別の処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。	表現の統一
4	3	3	2	13	(1)	海上工事の場合、受注者は、運搬中に砂の漏出のないように行わなければならない。	4	3	3	2	13	(1)	海上工事の場合、請負者は、運搬中に砂の漏出のないように行わなければならない。	表現の統一
4	3	3	2	13	(2)	海上工事の場合、受注者は、濁りを発生させないよう砂を投入しなければならない。なお、設計図書に濁り防止のための処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。	4	3	3	2	13	(2)	海上工事の場合、請負者は、濁りを発生させないよう砂を投入しなければならない。なお、設計図書に濁り防止のための処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。	表現の統一
4	3	3	2	13	(3)	海上工事の場合、受注者は、浮泥を巻き込まないよう砂を投入しなければならない。	4	3	3	2	13	(3)	海上工事の場合、請負者は、浮泥を巻き込まないよう砂を投入しなければならない。	表現の統一
4	3	3	2	14		14. 敷砂均し 受注者は、砂を設計図書に定める区域内に平均に仕上げなければならない。	4	3	3	2	14		14. 敷砂均し 請負者は、砂を設計図書に定める区域内に平均に仕上げなければならない。	表現の統一
4	3	3	2	15		15. 先行掘削 受注者は、設計図書に先行掘削工法が指定されている場合は、それに従わなければならない。なお、設計図書に指定されていない場合には、掘削地点の土質条件、立地条件、矢板及び杭の種類等に応じた工法を選ぶものとする。	4	3	3	2	15		15. 先行掘削 請負者は、設計図書に先行掘削工法が指定されている場合は、それに従わなければならない。なお、設計図書に指定されていない場合には、掘削地点の土質条件、立地条件、矢板及び杭の種類等に応じた工法を選ぶものとする。	表現の統一

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表														
新条文（平成28年7月）					旧条文（平成25年7月）									
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
4	3	3	2	16	(1)	受注者は、下層路盤(粒状路盤)の施工を次により行うものとする。	4	3	3	2	16	(1)	請負者は、下層路盤(粒状路盤)の施工を次により行うものとする。	表現の統一
4	3	3	2	16	(2)	受注者は、設計図書の定めによりセメント安定処理路盤を施工するものとする。	4	3	3	2	16	(2)	請負者は、設計図書の定めによりセメント安定処理路盤を施工するものとする。	表現の統一
4	3	3	2	17	(1)	受注者は、上層路盤(粒度調整路盤)の施工を次により行うものとする。	4	3	3	2	17	(1)	請負者は、上層路盤(粒度調整路盤)の施工を次により行うものとする。	表現の統一
4	3	3	2	17	(2)	受注者は、設計図書の定めによりセメント及び加熱アスファルト安定処理路盤を施工するものとする。	4	3	3	2	17	(2)	請負者は、設計図書の定めによりセメント及び加熱アスファルト安定処理路盤を施工するものとする。	表現の統一
4	3	3	2	18	(1)	受注者は、掘削に先立ち土止め支保、止水、締切、水替等を十分検討して行わなければならない。	4	3	3	2	18	(1)	請負者は、掘削に先立ち土止め支保、止水、締切、水替等を十分検討して行わなければならない。	表現の統一
4	3	3	2	18	(2)	受注者は、掘削中に土質に予期しない変化が生じた場合及び埋没物等を発見した場合、直ちに工事監督員に通知し、設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。	4	3	3	2	18	(2)	請負者は、掘削中に土質に予期しない変化が生じた場合及び埋没物等を発見した場合、直ちに工事監督員に通知し、設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。	表現の統一
4	3	3	2	18	(3)	受注者は、仕上げ面の整形時にゆるんだ転石、岩塊等を除去しなければならない。	4	3	3	2	18	(3)	請負者は、仕上げ面の整形時にゆるんだ転石、岩塊等を除去しなければならない。	表現の統一
4	3	3	2	18	(4)	受注者は、流用する土砂以外の土砂を設計図書の定める場所に運搬処分しなければならない。なお、流用する土砂の仮置場所は、設計図書の定めによらなければならない。	4	3	3	2	18	(4)	請負者は、流用する土砂以外の土砂を設計図書の定める場所に運搬処分しなければならない。なお、流用する土砂の仮置場所は、設計図書の定めによらなければならない。	表現の統一
4	3	3	2	18	(5)	受注者は、設計図書に定めのある場合、整地仕上げをしなければならない。	4	3	3	2	18	(5)	請負者は、設計図書に定めのある場合、整地仕上げをしなければならない。	表現の統一
4	3	3	2	19	(1)	受注者は、盛土の1層の計画仕上り厚さを30cmとし、逐次敷均し・締固めを行い規定の高さまで盛土しなければならない。	4	3	3	2	19	(1)	請負者は、盛土の1層の計画仕上り厚さを30cmとし、逐次敷均し・締固めを行い規定の高さまで盛土しなければならない。	表現の統一
4	3	3	2	19	(2)	受注者は、1:4より急な勾配を有する地盤上に盛土を行う場合には、段切りを行い盛土と現地盤の密着を図り、滑動を防止しなければならない。	4	3	3	2	19	(2)	請負者は、1:4より急な勾配を有する地盤上に盛土を行う場合には、段切りを行い盛土と現地盤の密着を図り、滑動を防止しなければならない。	表現の統一
4	3	3	2	19	(3)	受注者は、土質に適した締固め機械を使用し、「JIS A 1210 突固めによる土の締固め試験方法(C.D.E)」により求めた最適含水比付近の含水比で設計図書に定める締固め度に締め固めなければならない。また、構造物に隣接する箇所や狭い箇所を締め固める場合は、施工規模・目的に適した小型締固め機械により入念に締め固めなければならない。	4	3	3	2	19	(3)	請負者は、土質に適した締固め機械を使用し、「JIS A 1210 突固めによる土の締固め試験方法(C.D.E)」により求めた最適含水比付近の含水比で設計図書に定める締固め度に締め固めなければならない。また、構造物に隣接する箇所や狭い箇所を締め固める場合は、施工規模・目的に適した小型締固め機械により入念に締め固めなければならない。	表現の統一
4	3	3	2	19	(4)	受注者は、盛土作業中に沈下、滑動等が生じる恐れがある場合及び生じた場合、直ちに工事監督員に通知し、設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。	4	3	3	2	19	(4)	請負者は、盛土作業中に沈下、滑動等が生じる恐れがある場合及び生じた場合、直ちに工事監督員に通知し、設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。	表現の統一
4	3	3	2	19	(5)	受注者は、毎日の作業終了時、又は作業を中断する場合、排水が良好に行われる勾配に仕上げなければならない。	4	3	3	2	19	(5)	請負者は、毎日の作業終了時、又は作業を中断する場合、排水が良好に行われる勾配に仕上げなければならない。	表現の統一
4	3	3	2	19	(6)	受注者は、仕上げ面の整形時にゆるんだ転石、岩塊等を除去しなければならない。	4	3	3	2	19	(6)	請負者は、仕上げ面の整形時にゆるんだ転石、岩塊等を除去しなければならない。	表現の統一
4	3	3	2	19	(7)	受注者は、流用する土砂以外の土砂を設計図書の定める場所に運搬処分しなければならない。なお、流用する土砂の仮置場所は、設計図書の定めによらなければならない。	4	3	3	2	19	(7)	請負者は、流用する土砂以外の土砂を設計図書の定める場所に運搬処分しなければならない。なお、流用する土砂の仮置場所は、設計図書の定めによらなければならない。	表現の統一
4	3	3	2	19	(8)	受注者は、設計図書に定めのある場合、整地仕上げをしなければならない。	4	3	3	2	19	(8)	請負者は、設計図書に定めのある場合、整地仕上げをしなければならない。	表現の統一
4	3	3	6	1	(3)	受注者は、施工に先立ち自動記録装置の性能確認試験を行い、その記録を工事監督員に提出し、承諾を得なければならない。	4	3	3	6	1	(3)	請負者は、施工に先立ち自動記録装置の性能確認試験を行い、その記録を工事監督員に提出し、承諾を得なければならない。	表現の統一
4	3	3	6	1	(4)	受注者は、形成するドレーン杭が連続した一様な形状となるよう施工しなければならない。	4	3	3	6	1	(4)	請負者は、形成するドレーン杭が連続した一様な形状となるよう施工しなければならない。	表現の統一
4	3	3	6	1	(5)	受注者は、杭施工中にドレーン杭が連続した一様な形状に形成されていない場合、直ちに打直しを行わなければならない。	4	3	3	6	1	(5)	請負者は、杭施工中にドレーン杭が連続した一様な形状に形成されていない場合、直ちに打直しを行わなければならない。	表現の統一

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表												
新条文（平成28年7月）					旧条文（平成25年7月）							
編	章	節	条	項	新条文	編	章	節	条	項	現行条文	改定理由
4	3	3	6	1	(6) 受注者は、地層の変化、障害物等により打込み困難な状況が生じた場合、速やかに工事監督員に通知し、設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。	4	3	3	6	1	(6) 請負者は、地層の変化、障害物等により打込み困難な状況が生じた場合、速やかに工事監督員に通知し、設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。	表現の統一
4	3	3	6	1	(7) 受注者は、各杭ごとに次の記録を取り、工事監督員に提出しなければならない。	4	3	3	6	1	(7) 請負者は、各杭ごとに次の記録を取り、工事監督員に提出しなければならない。	表現の統一
4	3	3	6	4	(1) 受注者は、土砂を設計図書に定める範囲に所定の形状で載荷しなければならない。	4	3	3	6	4	(1) 請負者は、土砂を設計図書に定める範囲に所定の形状で載荷しなければならない。	表現の統一
4	3	3	6	5	(3) 受注者は、施工に先立ち自動記録装置の性能確認試験を行い、その記録を工事監督員に提出し、承諾を得なければならない。	4	3	3	6	5	(3) 請負者は、施工に先立ち自動記録装置の性能確認試験を行い、その記録を工事監督員に提出し、承諾を得なければならない。	表現の統一
4	3	3	6	5	(4) 受注者は、ドレーン打設時に共上がり現象により計画深度までドレーンが形成されていない場合、直ちに打直しを行わなければならない。	4	3	3	6	5	(4) 請負者は、ドレーン打設時に共上がり現象により計画深度までドレーンが形成されていない場合、直ちに打直しを行わなければならない。	表現の統一
4	3	3	6	5	(5) 受注者は、ドレーン打設時にドレーン材の破損により正常なドレーンが形成されていない場合、直ちに打直しを行わなければならない。	4	3	3	6	5	(5) 請負者は、ドレーン打設時にドレーン材の破損により正常なドレーンが形成されていない場合、直ちに打直しを行わなければならない。	表現の統一
4	3	3	6	5	(6) 受注者は、地層の変化、障害物等により打込み困難な状況が生じた場合、速やかに工事監督員に通知し、設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。	4	3	3	6	5	(6) 請負者は、地層の変化、障害物等により打込み困難な状況が生じた場合、速やかに工事監督員に通知し、設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。	表現の統一
4	3	3	6	5	(7) 受注者は、各ドレーンごとに次の記録を取り、工事監督員に提出しなければならない。	4	3	3	6	5	(7) 請負者は、各ドレーンごとに次の記録を取り、工事監督員に提出しなければならない。	表現の統一
4	3	3	6	6	(1) 受注者は、碎石を設計図書に定める範囲に、所定の厚さで敷き均さなければならない。	4	3	3	6	6	(1) 請負者は、碎石を設計図書に定める範囲に、所定の厚さで敷き均さなければならない。	表現の統一
4	3	3	6	7	(3) 受注者は、施工に先立ち自動記録装置の性能確認試験を行い、その記録を工事監督員に提出し、承諾を得なければならない。	4	3	3	6	7	(3) 請負者は、施工に先立ち自動記録装置の性能確認試験を行い、その記録を工事監督員に提出し、承諾を得なければならない。	表現の統一
4	3	3	6	7	(4) 受注者は、形成するドレーン杭が連続した一様な形状となるよう施工しなければならない。	4	3	3	6	7	(4) 請負者は、形成するドレーン杭が連続した一様な形状となるよう施工しなければならない。	表現の統一
4	3	3	6	7	(5) 受注者は、杭施工中にドレーン杭が連続した一様な形状に形成されていない場合、直ちに打直しを行わなければならない。	4	3	3	6	7	(5) 請負者は、杭施工中にドレーン杭が連続した一様な形状に形成されていない場合、直ちに打直しを行わなければならない。	表現の統一
4	3	3	6	7	(6) 受注者は、地層の変化、障害物等により打込み困難な状況が生じた場合、速やかに工事監督員に通知し、設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。	4	3	3	6	7	(6) 請負者は、地層の変化、障害物等により打込み困難な状況が生じた場合、速やかに工事監督員に通知し、設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。	表現の統一
4	3	3	6	7	(8) 受注者は、各杭ごとに次の記録を取り、工事監督員に提出しなければならない。	4	3	3	6	7	(8) 請負者は、各杭ごとに次の記録を取り、工事監督員に提出しなければならない。	表現の統一
4	3	3	7	1	(3) 受注者は、施工に先立ち自動記録装置の性能確認試験を行い、その記録を工事監督員に提出し、承諾を得なければならない。	4	3	3	7	1	(3) 請負者は、施工に先立ち自動記録装置の性能確認試験を行い、その記録を工事監督員に提出し、承諾を得なければならない。	表現の統一
4	3	3	7	1	(4) 受注者は、地層の変化、障害物等により設計図書に定める深度までの貫入が困難になった場合、速やかに工事監督員に通知し、設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。	4	3	3	7	1	(4) 請負者は、地層の変化、障害物等により設計図書に定める深度までの貫入が困難になった場合、速やかに工事監督員に通知し、設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。	表現の統一
4	3	3	7	1	(5) 受注者は、各ロッドごとに次の記録を取り、工事監督員に提出しなければならない。	4	3	3	7	1	(5) 請負者は、各ロッドごとに次の記録を取り、工事監督員に提出しなければならない。	表現の統一
4	3	3	7	2	(3) 受注者は、施工に先立ち自動記録装置の性能確認試験を行い、その記録を工事監督員に提出し、承諾を得なければならない。	4	3	3	7	2	(3) 請負者は、施工に先立ち自動記録装置の性能確認試験を行い、その記録を工事監督員に提出し、承諾を得なければならない。	表現の統一
4	3	3	7	2	(4) 受注者は、砂杭施工中に形成する砂杭が、連続した一様な形状になるように砂を圧入しなければならない。	4	3	3	7	2	(4) 請負者は、砂杭施工中に形成する砂杭が、連続した一様な形状になるように砂を圧入しなければならない。	表現の統一
4	3	3	7	2	(5) 受注者は、支持層まで改良する場合、施工に先立ち打止め深度の確認方法について、工事監督員の承諾を得なければならない。	4	3	3	7	2	(5) 請負者は、支持層まで改良する場合、施工に先立ち打止め深度の確認方法について、工事監督員の承諾を得なければならない。	表現の統一
4	3	3	7	2	(6) 受注者は、盛上り天端まで改良する場合、各砂杭ごとに打設前後の盛上り状況を管理し、各砂杭仕上げ天端高を決定しなければならない。	4	3	3	7	2	(6) 請負者は、盛上り天端まで改良する場合、各砂杭ごとに打設前後の盛上り状況を管理し、各砂杭仕上げ天端高を決定しなければならない。	表現の統一

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表														
新条文（平成28年7月）					旧条文（平成25年7月）									
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
4	3	3	7	2	(7)	受注者は、砂杭施工時に砂杭が切断した場合、又は砂量の不足が認められる場合、直ちに打直しを行わなければならない。なお、原位置での打直しが困難な場合、設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。	4	3	3	7	2	(7)	請負者は、砂杭施工時に砂杭が切断した場合、又は砂量の不足が認められる場合、直ちに打直しを行わなければならない。なお、原位置での打直しが困難な場合、設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。	表現の統一
4	3	3	7	2	(8)	受注者は、地層の変化、障害物等により打込み困難な状況が生じた場合、また、予想を超える盛上り土により施工が困難な状況が生じた場合、速やかに工事監督員に通知し、設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。	4	3	3	7	2	(8)	請負者は、地層の変化、障害物等により打込み困難な状況が生じた場合、また、予想を超える盛上り土により施工が困難な状況が生じた場合、速やかに工事監督員に通知し、設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。	表現の統一
4	3	3	7	2	(9)	受注者は、設計図書に定める締固め度を満たすことができない場合、速やかに工事監督員に通知し、設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。	4	3	3	7	2	(9)	請負者は、設計図書に定める締固め度を満たすことができない場合、速やかに工事監督員に通知し、設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。	表現の統一
4	3	3	7	2	(10)	受注者は、各砂杭ごとに次の記録を取り、工事監督員に提出しなければならない。	4	3	3	7	2	(10)	請負者は、各砂杭ごとに次の記録を取り、工事監督員に提出しなければならない。	表現の統一
4	3	3	7	2	①	受注者は、砂杭の施工前後に地盤高を測定しなければならない。	4	3	3	7	2	①	請負者は、砂杭の施工前後に地盤高を測定しなければならない。	表現の統一
4	3	3	7	2	②	受注者は、施工に先立ち測定時期及び測定範囲について、工事監督員の承諾を得なければならない。	4	3	3	7	2	②	請負者は、施工に先立ち測定時期及び測定範囲について、工事監督員の承諾を得なければならない。	表現の統一
4	3	3	8	1	(4)	受注者は、施工に先立ち練混ぜ施設、練混ぜ時間等について、工事監督員の承諾を得なければならない。	4	3	3	8	1	(4)	請負者は、施工に先立ち練混ぜ施設、練混ぜ時間等について、工事監督員の承諾を得なければならない。	表現の統一
4	3	3	8	1	(5)	受注者は、設計図書の定めにより試験打ちを工事監督員の立会のうえ、行わなければならない。なお、試験打ちの位置、深度、施工方法等は、設計図書の定めによるものとする。	4	3	3	8	1	(5)	請負者は、設計図書の定めにより試験打ちを工事監督員の立会のうえ、行わなければならない。なお、試験打ちの位置、深度、施工方法等は、設計図書の定めによるものとする。	表現の統一
4	3	3	8	1	(8)	受注者は、施工に先立ち自動記録装置の性能確認試験を行い、その記録を工事監督員に提出し、承諾を得なければならない。	4	3	3	8	1	(8)	請負者は、施工に先立ち自動記録装置の性能確認試験を行い、その記録を工事監督員に提出し、承諾を得なければならない。	表現の統一
4	3	3	8	1	(9)	受注者は、施工に先立ち改良杭の配置、施工順序及び施工目地の位置等の図面を工事監督員に提出し、承諾を得なければならない。	4	3	3	8	1	(9)	請負者は、施工に先立ち改良杭の配置、施工順序及び施工目地の位置等の図面を工事監督員に提出し、承諾を得なければならない。	表現の統一
4	3	3	8	1	(11)	受注者は、支持層まで改良する場合、施工に先立ち打止め深度の確認方法について、工事監督員の承諾を得なければならない。	4	3	3	8	1	(11)	請負者は、支持層まで改良する場合、施工に先立ち打止め深度の確認方法について、工事監督員の承諾を得なければならない。	表現の統一
4	3	3	8	1	(12)	受注者は、ブロック式、壁式等の杭接合部の施工を次により行わなければならない。	4	3	3	8	1	(12)	請負者は、ブロック式、壁式等の杭接合部の施工を次により行わなければならない。	表現の統一
4	3	3	8	1	(13)	受注者は、各改良杭ごとに次の記録を取り、工事監督員に提出しなければならない。	4	3	3	8	1	(13)	請負者は、各改良杭ごとに次の記録を取り、工事監督員に提出しなければならない。	表現の統一
4	3	3	8	1	①	受注者は、改良杭の施工前後に地盤高を測定しなければならない。	4	3	3	8	1	①	請負者は、改良杭の施工前後に地盤高を測定しなければならない。	表現の統一
4	3	3	8	1	②	受注者は、施工に先立ち測定時期及び測定範囲について、工事監督員の承諾を得なければならない。	4	3	3	8	1	②	請負者は、施工に先立ち測定時期及び測定範囲について、工事監督員の承諾を得なければならない。	表現の統一
4	3	3	8	5	(4)	受注者は、施工に先立ち練混ぜ設備、練混ぜ時間等について、工事監督員の承諾を得なければならない。	4	3	3	8	5	(4)	請負者は、施工に先立ち練混ぜ設備、練混ぜ時間等について、工事監督員の承諾を得なければならない。	表現の統一
4	3	3	8	6	(1)	受注者は、表層固化処理に当り、設計図書に記載された安定材を用いて、記載された範囲、形状に仕上げなければならない。	4	3	3	8	6	(1)	請負者は、表層固化処理に当り、設計図書に記載された安定材を用いて、記載された範囲、形状に仕上げなければならない。	表現の統一
4	3	3	8	6	(2)	受注者は、表層固化処理を行うに当り、安定材に生石灰を用いこれを貯蔵する場合は、地表面 50cm以上の水はけの良い高台に置き、水の進入、吸湿を避けなければならない。なお、受注者は生石灰の貯蔵量が 500kgを越える場合は、消防法の適用を受けるので、これによらなければならない。	4	3	3	8	6	(2)	請負者は、表層固化処理を行うに当り、安定材に生石灰を用いこれを貯蔵する場合は、地表面 50cm以上の水はけの良い高台に置き、水の進入、吸湿を避けなければならない。なお、請負者は生石灰の貯蔵量が 500kgを越える場合は、消防法の適用を受けるので、これによらなければならない。	表現の統一

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表														
新条文（平成28年7月）					旧条文（平成25年7月）									
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
4	3	3	8	6	(3)	受注者は、安定材の配合について施工前に配合試験を行う場合は、安定処理土の静的締固めによる供試体作製方法又は、安定処理土の締固めをしない供試体の作製方法(地盤工学会)の各基準のいずれかにより供試体を作製し「JIS A 1216 土の一軸圧縮試験方法」の基準により試験を行うものとする。	4	3	3	8	6	(3)	請負者は、安定材の配合について施工前に配合試験を行う場合は、安定処理土の静的締固めによる供試体作製方法又は、安定処理土の締固めをしない供試体の作製方法(地盤工学会)の各基準のいずれかにより供試体を作製し「JIS A 1216 土の一軸圧縮試験方法」の基準により試験を行うものとする。	表現の統一
4	3	3	9	1	(1)	受注者は、洗掘防止マットの製作に先立ち、形状寸法を記載した製作図を工事監督員に提出しなければならない。	4	3	3	9	1	(1)	請負者は、洗掘防止マットの製作に先立ち、形状寸法を記載した製作図を工事監督員に提出しなければならない。	表現の統一
4	3	3	9	1	(2)	受注者は、洗掘防止マットの敷設に先立ち、敷設面の異常の有無を確認しなければならない。異常を発見したときは工事監督員にその事実が確認できる資料を提出し確認を求めなければならない。	4	3	3	9	1	(2)	請負者は、洗掘防止マットの敷設に先立ち、敷設面の異常の有無を確認しなければならない。異常を発見したときは工事監督員にその事実が確認できる資料を提出し確認を求めなければならない。	表現の統一
4	3	3	9	1	(3)	受注者は、洗掘防止マットの目地処理を重ね合せとし、その重ね合せ幅は次のとおりとする。なお、これにより難しい場合、受注者は、施工に先立ち設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。	4	3	3	9	1	(3)	請負者は、洗掘防止マットの目地処理を重ね合せとし、その重ね合せ幅は次のとおりとする。なお、これにより難しい場合、請負者は、施工に先立ち設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。	表現の統一
4	3	3	9	1	(4)	受注者は、アスファルトマットの敷設を吊金具による水平吊りとしなければならない。なお、吊金具による水平吊りができない場合、受注者は、施工に先立ち設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。	4	3	3	9	1	(4)	請負者は、アスファルトマットの敷設を吊金具による水平吊りとしなければならない。なお、吊金具による水平吊りができない場合、請負者は、施工に先立ち設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。	表現の統一
4	3	3	10	1	1. 砂・石材等	中詰	4	3	3	10	1	1. 砂・石材	中詰	表現の統一
4	3	3	10	1	(1)	受注者は、本体据付後、速やかに中詰を行わなければならない。	4	3	3	10	1	(1)	請負者は、本体据付後、速やかに中詰を行わなければならない。	表現の統一
4	3	3	10	1	(2)	受注者は、中詰施工中、ケーソン等の各室の中詰高さの差が生じないように行わなければならない。	4	3	3	10	1	(2)	請負者は、中詰施工中、ケーソン等の各室の中詰高さの差が生じないように行わなければならない。	表現の統一
4	3	3	10	1	(3)	受注者は、中詰材を投入する際、ケーソン等の本体に損傷を与えないように行わなければならない。また、目地に中詰材がつまらないように中詰材を投入しなければならない。	4	3	3	10	1	(3)	請負者は、中詰材を投入する際、ケーソン等の本体に損傷を与えないように行わなければならない。また、目地に中詰材がつまらないように中詰材を投入しなければならない。	表現の統一
4	3	3	10	1	(4)	受注者は、設計図書の定めによりセル式構造物の中詰材を締め固めなければならない。	4	3	3	10	1	(4)	請負者は、設計図書の定めによりセル式構造物の中詰材を締め固めなければならない。	表現の統一
4	3	3	10	2	2. コンクリート	中詰	4	3	3	10	2	2. コンクリート	中詰	引用先の変更による
4	3	3	10	3	3. プレパックド	コンクリート中詰	4	3	3	10	3	3. プレパックド	コンクリート中詰	引用先の変更による
4	3	3	11	1	(1)	蓋コンクリートの施工については、第1編第4章無筋・鉄筋コンクリート(港湾工事)の規定によるものとする。	4	3	3	11	1	(1)	蓋コンクリートの施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。	引用先の変更による
4	3	3	11	1	(2)	受注者は、中詰終了後、速やかに蓋コンクリートの施工を行わなければならない。	4	3	3	11	1	(2)	請負者は、中詰終了後、速やかに蓋コンクリートの施工を行わなければならない。	表現の統一
4	3	3	11	1	(3)	受注者は、コンクリート打設にバケツホッパー等を使用する場合、ケーソン等の本体に損傷を与えないよう注意して施工しなければならない。	4	3	3	11	1	(3)	請負者は、コンクリート打設にバケツホッパー等を使用する場合、ケーソン等の本体に損傷を与えないよう注意して施工しなければならない。	表現の統一
4	3	3	11	1	(4)	受注者は、蓋コンクリートにアンカーを取付ける場合、事前に設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。	4	3	3	11	1	(4)	請負者は、蓋コンクリートにアンカーを取付ける場合、事前に設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。	表現の統一
4	3	3	12	1	(1)	蓋ブロック製作の施工については、第1編第4章無筋・鉄筋コンクリート(港湾工事)の規定によるものとする。	4	3	3	12	1	(1)	蓋ブロック製作の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。	引用先の変更による
4	3	3	12	1	(3)	受注者は、製作した蓋ブロックを転置する場合、急激な衝撃や力が作用しないよう施工しなければならない。また、施工に先立ち転置時期について、工事監督員の承諾を得なければならない。	4	3	3	12	1	(3)	請負者は、製作した蓋ブロックを転置する場合、急激な衝撃や力が作用しないよう施工しなければならない。また、施工に先立ち転置時期について、工事監督員の承諾を得なければならない。	表現の統一
4	3	3	12	1	(4)	受注者は、蓋ブロック製作完了後、製作番号等を表示しなければならない。	4	3	3	12	1	(4)	請負者は、蓋ブロック製作完了後、製作番号等を表示しなければならない。	表現の統一

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表

新条文 (平成28年7月)						旧条文 (平成25年7月)							
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
4	3	3	12	1	(5) 受注者は、蓋ブロックにアンカーを取付ける場合、事前に設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。	4	3	3	12	1	(5) 請負者は、蓋ブロックにアンカーを取付ける場合、事前に設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。		表現の統一
4	3	3	12	2	(1) 仮置場所は、設計図書の定めによるものとする。なお、受注者は、仮置場所の突起等の不陸を均さなければならない。	4	3	3	12	2	(1) 仮置場所は、設計図書の定めによるものとする。なお、請負者は、仮置場所の突起等の不陸を均さなければならない。		表現の統一
4	3	3	12	2	(2) 受注者は、中詰終了後、速やかに蓋ブロックの施工を行わなければならない。	4	3	3	12	2	(2) 請負者は、中詰終了後、速やかに蓋ブロックの施工を行わなければならない。		表現の統一
4	3	3	12	2	(3) 受注者は、施工に先立ち蓋ブロックの据付時期を工事監督員に通知しなければならない。	4	3	3	12	2	(3) 請負者は、施工に先立ち蓋ブロックの据付時期を工事監督員に通知しなければならない。		表現の統一
4	3	3	12	2	(4) 受注者は、蓋ブロック据付に先立ち、気象、海象をあらかじめ十分調査し、適切な時期を選定し、注意して据え付けなければならない。	4	3	3	12	2	(4) 請負者は、蓋ブロック据付に先立ち、気象、海象をあらかじめ十分調査し、適切な時期を選定し、注意して据え付けなければならない。		表現の統一
4	3	3	12	3	(1) 間詰コンクリートの施工については、第1編第4章無筋・鉄筋コンクリート(港湾工事)の規定によるものとする。	4	3	3	12	3	(1) 間詰コンクリートの施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。		引用先の変更による
4	3	3	12	3	(2) 受注者は、蓋ブロック据付終了後、速やかに間詰コンクリートの施工を行わなければならない。	4	3	3	12	3	(2) 請負者は、蓋ブロック据付終了後、速やかに間詰コンクリートの施工を行わなければならない。		表現の統一
4	3	3	12	3	(3) 受注者は、間詰コンクリート打設にバケツホッパー等を使用する場合、ケーソン等の本体に損傷を与えないよう注意して施工しなければならない。	4	3	3	12	3	(3) 請負者は、間詰コンクリート打設にバケツホッパー等を使用する場合、ケーソン等の本体に損傷を与えないよう注意して施工しなければならない。		表現の統一
4	3	3	13	2	(1) 受注者は、組合せ矢板及び異形矢板を製作する場合、工場で加工及び製作しなければならない。なお、やむを得ず現場で製作する場合、受注者は、製作に先立ち設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。	4	3	3	13	2	(1) 請負者は、組合せ矢板及び異形矢板を製作する場合、工場で加工及び製作しなければならない。なお、やむを得ず現場で製作する場合、請負者は、製作に先立ち設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。		表現の統一
4	3	3	13	2	(2) 受注者は、矢板の運搬中及び保管中に大きなたわみ、変形を生じないように取り扱い、矢板本体、矢板継手及び塗覆面に損傷を与えてはならない。また、受注者は、矢板を2点吊りで吊り上げなければならない。ただし、打ち込みの際はこの限りではない。	4	3	3	13	2	(2) 請負者は、矢板の運搬中及び保管中に大きなたわみ、変形を生じないように取り扱い、矢板本体、矢板継手及び塗覆面に損傷を与えてはならない。また、請負者は、矢板を2点吊りで吊り上げなければならない。		国土交通省(港湾局)の見直しに準拠
4	3	3	13	2	(3) 受注者は、設計図書に矢板の打ち込み工法が指定されている場合は、それに従わなければならない。なお、設計図書に指定されていない場合には、打ち込み地点の土質条件、立地条件、矢板の種類等に応じた工法を選ぶものとする。	4	3	3	13	2	(3) 請負者は、設計図書に矢板の打ち込み工法が指定されている場合は、それに従わなければならない。なお、設計図書に指定されていない場合には、打ち込み地点の土質条件、立地条件、矢板の種類等に応じた工法を選ぶものとする。		表現の統一
4	3	3	13	2	(5) 受注者は、地層の変化、障害物などにより、打ち込み困難な状況が生じた場合、若しくは土質条件に比べて矢板の貫入量が異常に大きい場合、打ち込みを中断しなければならない。また、速やかに工事監督員に通知し、設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。	4	3	3	13	2	(5) 請負者は、地層の変化、障害物などにより、打ち込み困難な状況が生じた場合、若しくは土質条件に比べて矢板の貫入量が異常に大きい場合、打ち込みを中断しなければならない。また、速やかに工事監督員に通知し、設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。		表現の統一
4	3	3	13	2	(6) 受注者は、鋼矢板打ち込み方向の傾斜が矢板の上下で矢板1枚幅以上の差が生じる恐れがある場合、設計図書に関して工事監督員の承諾を得て、異形矢板を用いて修正しなければならない。ただし、異形矢板は連続して使用してはならない。	4	3	3	13	2	(6) 請負者は、鋼矢板打ち込み方向の傾斜が矢板の上下で矢板1枚幅以上の差が生じる恐れがある場合、設計図書に関して工事監督員の承諾を得て、異形矢板を用いて修正しなければならない。ただし、異形矢板は連続して使用してはならない。		表現の統一
4	3	3	13	2	(7) 受注者は、矢板打ち込み後、継手が離脱していることが認められた場合、引き抜いて打ち直さなければならない。ただし、引抜きが不可能な場合は、速やかに工事監督員に通知し、設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。	4	3	3	13	2	(7) 請負者は、矢板打ち込み後、継手が離脱していることが認められた場合、引き抜いて打ち直さなければならない。ただし、引抜きが不可能な場合は、速やかに工事監督員に通知し、設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。		表現の統一
4	3	3	13	2	(8) 受注者は、鋼管矢板打ち込み中に回転や傾斜を起こさないよう必要な処置を講じなければならない。	4	3	3	13	2	(8) 請負者は、鋼管矢板打ち込み中に回転や傾斜を起こさないよう必要な処置を講じなければならない。		表現の統一
4	3	3	13	2	(9) ウォータージェットを用いた矢板の施工において、最後の打ち止めは、打ち止め地盤を緩めないようにジェット噴射を制限・調整して、併用機械で貫入させ、落ち着かせなければならない。	4	3	3	13	2	(9) ウォータージェットを用いた矢板の施工において、最後の打ち止めは、打ち止め地盤を緩めないように、併用機械で貫入させ、落ち着かせなければならない。		国土交通省(港湾局)の見直しに準拠

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表												
新条文（平成28年7月）					旧条文（平成25年7月）							
編	章	節	条	項	新条文	編	章	節	条	項	現行条文	改定理由
4	3	3	13	2	(10) 受注者は、「港湾工事出来形管理基準」に基づき次の記録を取り、工事監督員に提出しなければならない。なお、振動式及び圧入式の杭打機を使用する場合の観測項目及び様式は、設計図書のとおりとする。	4	3	3	13	2	(10) 請負者は、「港湾工事出来形管理基準」に基づき次の記録を取り、工事監督員に提出しなければならない。なお、振動式及び圧入式の杭打機を使用する場合の観測項目及び様式は、設計図書のとおりとする。	表現の統一
4	3	3	14	2	(1) 受注者は、組合せ矢板及び異形矢板を製作する場合、工場で加工及び製作しなければならない。なお、やむを得ず現場で製作する場合、受注者は、製作に先立ち設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。	4	3	3	14	2	(1) 請負者は、組合せ矢板及び異形矢板を製作する場合、工場で加工及び製作しなければならない。なお、やむを得ず現場で製作する場合、請負者は、製作に先立ち設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。	表現の統一
4	3	3	14	2	(2) 受注者は、矢板の運搬中及び保管中に大きなたわみ、変形を生じないように取り扱い、矢板本体、矢板継手及び塗覆面に損傷を与えてはならない。また、受注者は、矢板を2点吊りで吊り上げなければならない。ただし、打ち込みの際はこの限りではない。	4	3	3	14	2	(2) 請負者は、矢板の運搬中及び保管中に大きなたわみ、変形を生じないように取り扱い、矢板本体、矢板継手及び塗覆面に損傷を与えてはならない。また、請負者は、矢板を2点吊りで吊り上げなければならない。	国土交通省(港湾局)の見直しに準拠
4	3	3	14	2	(3) 受注者は、設計図書に矢板の打ち込み工法が指定されている場合は、それに従わなければならない。なお、設計図書に指定されていない場合には、打ち込み地点の土質条件、立地条件、矢板の種類等に応じた工法を選ぶものとする。	4	3	3	14	2	(3) 請負者は、設計図書に矢板の打ち込み工法が指定されている場合は、それに従わなければならない。なお、設計図書に指定されていない場合には、打ち込み地点の土質条件、立地条件、矢板の種類等に応じた工法を選ぶものとする。	表現の統一
4	3	3	14	2	(5) 受注者は、地層の変化、障害物などにより、打ち込み困難な状況が生じた場合、若しくは土質条件に比べて矢板の貫入量が異常に大きい場合、打ち込みを中断しなければならない。また、速やかに工事監督員に通知し、設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。	4	3	3	14	2	(5) 請負者は、地層の変化、障害物などにより、打ち込み困難な状況が生じた場合、若しくは土質条件に比べて矢板の貫入量が異常に大きい場合、打ち込みを中断しなければならない。また、速やかに工事監督員に通知し、設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。	表現の統一
4	3	3	14	2	(6) 受注者は、鋼矢板打ち込み方向の傾斜が矢板の上下で矢板1枚幅以上の差が生じる恐れがある場合、設計図書に関して工事監督員の承諾を得て、異形矢板を用いて修正しなければならない。ただし、異形矢板は連続して使用してはならない。	4	3	3	14	2	(6) 請負者は、鋼矢板打ち込み方向の傾斜が矢板の上下で矢板1枚幅以上の差が生じる恐れがある場合、設計図書に関して工事監督員の承諾を得て、異形矢板を用いて修正しなければならない。ただし、異形矢板は連続して使用してはならない。	表現の統一
4	3	3	14	2	(7) 受注者は、矢板打ち込み後、継手が離脱していることが認められた場合、引き抜いて打ち直さなければならない。ただし、引抜きが不可能な場合は、速やかに工事監督員に通知し、設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。	4	3	3	14	2	(7) 請負者は、矢板打ち込み後、継手が離脱していることが認められた場合、引き抜いて打ち直さなければならない。ただし、引抜きが不可能な場合は、速やかに工事監督員に通知し、設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。	表現の統一
4	3	3	14	2	(8) 受注者は、鋼管矢板打ち込み中に回転や傾斜を起こさないよう必要な処置を講じなければならない。	4	3	3	14	2	(8) 請負者は、鋼管矢板打ち込み中に回転や傾斜を起こさないよう必要な処置を講じなければならない。	表現の統一
4	3	3	14	2	(9) ウォータージェットを用いた矢板の施工において、最後の打ち止めは、打ち止め地盤を緩めないようにジェット噴射を制限・調整して、併用機械で貫入させ、落ち着かせなければならない。	4	3	3	14	2	(9) ウォータージェットを用いた矢板の施工において、最後の打ち止めは、打ち止め地盤を緩めないように、併用機械で貫入させ、落ち着かせなければならない。	国土交通省(港湾局)の見直しに準拠
4	3	3	14	2	(10) 受注者は、「港湾工事出来形管理基準」に基づき次の記録を取り、工事監督員に提出しなければならない。なお、振動式及び圧入式の杭打機を使用する場合の観測項目及び様式は、設計図書のとおりとする。	4	3	3	14	2	(10) 請負者は、「港湾工事出来形管理基準」に基づき次の記録を取り、工事監督員に提出しなければならない。なお、振動式及び圧入式の杭打機を使用する場合の観測項目及び様式は、設計図書のとおりとする。	表現の統一
4	3	3	14	3	(1) 受注者は、杭の運搬中及び保管中に大きなたわみ、変形を生じないように取り扱い、杭本体及び塗覆面に損傷を与えてはならない。また、受注者は、杭を2点吊りで吊り上げなければならない。ただし、打ち込みの際はこの限りではない。	4	3	3	14	3	(1) 請負者は、杭の運搬中及び保管中に大きなたわみ、変形を生じないように取り扱い、杭本体及び塗覆面に損傷を与えてはならない。また、請負者は、杭を2点吊りで吊り上げなければならない。	国土交通省(港湾局)の見直しに準拠
4	3	3	14	3	(2) 受注者は、設計図書に杭の打ち込み工法が指定されている場合は、それに従わなければならない。	4	3	3	14	3	(2) 請負者は、設計図書に杭の打ち込み工法が指定されている場合は、それに従わなければならない。	表現の統一
4	3	3	14	3	(3) 受注者は、杭を設計図書に定める深度まで連続して打ち込まなければならない。	4	3	3	14	3	(3) 請負者は、杭を設計図書に定める深度まで連続して打ち込まなければならない。	表現の統一

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表

新条文（平成28年7月）						旧条文（平成25年7月）							
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
4	3	3	14	3	(5) 受注者は、施工に先立ち支持杭の打止め深度の確認方法について、工事監督員の承諾を得なければならない。	4	3	3	14	3	(5) 請負者は、施工に先立ち支持杭の打止め深度の確認方法について、工事監督員の承諾を得なければならない。		表現の統一
4	3	3	14	3	(6) 受注者は、支持杭打設において、杭先端が規定の深度に達する前に打込み不能となった場合は、速やかに工事監督員に通知し、設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。また、受注者は、支持力の測定値が設計図書に示された支持力に達しない場合は、速やかに工事監督員に通知し、設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。	4	3	3	14	3	(6) 請負者は、支持杭打設において、杭先端が規定の深度に達する前に打込み不能となった場合は、速やかに工事監督員に通知し、設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。また、請負者は、支持力の測定値が設計図書に示された支持力に達しない場合は、速やかに工事監督員に通知し、設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。		表現の統一
4	3	3	14	3	(8) 受注者は、「港湾工事出来形管理基準」に基づき次の記録を取り、工事監督員に提出しなければならない。なお、振動式及び圧入式の杭打機を使用する場合の観測項目及び様式は、設計図書の定めによるものとする。	4	3	3	14	3	(8) 請負者は、「港湾工事出来形管理基準」に基づき次の記録を取り、工事監督員に提出しなければならない。なお、振動式及び圧入式の杭打機を使用する場合の観測項目及び様式は、設計図書の定めによるものとする。		表現の統一
4	3	3	14	4	(1) 受注者は、腹起し材を矢板壁及びタイロッド、タイワイヤーの取付位置を基に加工しなければならない。	4	3	3	14	4	(1) 請負者は、腹起し材を矢板壁及びタイロッド、タイワイヤーの取付位置を基に加工しなければならない。		表現の統一
4	3	3	14	4	(2) 受注者は、腹起し材を全長にわたり規定の水平高さに取り付け、ボルトで十分締め付け矢板壁に密着させなければならない。	4	3	3	14	4	(2) 請負者は、腹起し材を全長にわたり規定の水平高さに取り付け、ボルトで十分締め付け矢板壁に密着させなければならない。		表現の統一
4	3	3	14	5	① 受注者は、施工に先立ち施工順序、背面土砂高さ、前面浚深さ及び緊張力の大きさを十分検討し、工事監督員の承諾を得なければならない。	4	3	3	14	5	① 請負者は、施工に先立ち施工順序、背面土砂高さ、前面浚深さ及び緊張力の大きさを十分検討し、工事監督員の承諾を得なければならない。		表現の統一
4	3	3	14	5	② 受注者は、タイロッドを運搬する場合、ねじ部に損傷を与えないよう厳重に包装しなければならない。また、塗装部は、損傷しないように取り扱わなければならない。	4	3	3	14	5	② 請負者は、タイロッドを運搬する場合、ねじ部に損傷を与えないよう厳重に包装しなければならない。また、塗装部は、損傷しないように取り扱わなければならない。		表現の統一
4	3	3	14	5	① 受注者は、施工に先立ち施工順序、背面土砂高さ、前面浚深さ及び緊張力の大きさを十分検討し、工事監督員の承諾を得なければならない。	4	3	3	14	5	① 請負者は、施工に先立ち施工順序、背面土砂高さ、前面浚深さ及び緊張力の大きさを十分検討し、工事監督員の承諾を得なければならない。		表現の統一
4	3	3	14	5	② 受注者は、タイワイヤーを運搬する場合、ねじ部に損傷を与えないよう厳重に包装しなければならない。また、被覆部は、損傷しないように取り扱わなければならない。	4	3	3	14	5	② 請負者は、タイワイヤーを運搬する場合、ねじ部に損傷を与えないよう厳重に包装しなければならない。また、被覆部は、損傷しないように取り扱わなければならない。		表現の統一
4	3	3	14	5	③ 受注者は、タイワイヤーの本体が、鋼材等のガス切断口に直接接触する場合、接触部を保護しなければならない。	4	3	3	14	5	③ 請負者は、タイワイヤーの本体が、鋼材等のガス切断口に直接接触する場合、接触部を保護しなければならない。		表現の統一
4	3	3	14	5	⑦ 受注者は、裏込材に石材を用いる場合、被覆部に損傷を与えないよう注意して施工しなければならない。なお、設計図書に防護のため特別の処置が指定されている場合は、それに従うものとする。	4	3	3	14	5	⑦ 請負者は、裏込材に石材を用いる場合、被覆部に損傷を与えないよう注意して施工しなければならない。なお、設計図書に防護のため特別の処置が指定されている場合は、それに従うものとする。		表現の統一
4	3	3	15	2	(1) 受注者は、杭の運搬中及び保管中に大きなたわみ、変形を生じないように取り扱い、杭本体及び塗覆装面に損傷を与えてはならない。また、受注者は、杭を2点吊りで吊り上げなければならない。ただし、打ち込みの際はこの限りではない。	4	3	3	15	2	(1) 請負者は、杭の運搬中及び保管中に大きなたわみ、変形を生じないように取り扱い、杭本体及び塗覆装面に損傷を与えてはならない。また、請負者は、杭を2点吊りで吊り上げなければならない。		国土交通省(港湾局)の見直しに準拠
4	3	3	15	2	(2) 受注者は、設計図書に杭の打込み工法が指定されている場合は、それに従わなければならない。	4	3	3	15	2	(2) 請負者は、設計図書に杭の打込み工法が指定されている場合は、それに従わなければならない。		表現の統一
4	3	3	15	2	(3) 受注者は、杭を設計図書に定める深度まで連続して打ち込まなければならない。	4	3	3	15	2	(3) 請負者は、杭を設計図書に定める深度まで連続して打ち込まなければならない。		表現の統一
4	3	3	15	2	(5) 受注者は、施工に先立ち支持杭の打止め深度の確認方法について、工事監督員の承諾を得なければならない。	4	3	3	15	2	(5) 請負者は、施工に先立ち支持杭の打止め深度の確認方法について、工事監督員の承諾を得なければならない。		表現の統一

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表														
新条文（平成28年7月）					旧条文（平成25年7月）									
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
4	3	3	15	2	(6)	受注者は、支持杭打設において、杭先端が規定の深度に達する前に打込み不能となった場合は、速やかに工事監督員に通知し、設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。また、受注者は、支持力の測定値が設計図書に示された支持力に達しない場合は、速やかに工事監督員に通知し、設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。	4	3	3	15	2	(6)	請負者は、支持杭打設において、杭先端が規定の深度に達する前に打込み不能となった場合は、速やかに工事監督員に通知し、設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。また、請負者は、支持力の測定値が設計図書に示された支持力に達しない場合は、速やかに工事監督員に通知し、設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。	表現の統一
4	3	3	15	2	(8)	杭にずれ止めを施工する場合の溶接方法は、設計図書の定めによるものとする。なお、これに寄らない場合は、事前に監督職員の承諾を得なければならない。								国土交通省(港湾局)の見直しに準拠
4	3	3	15	2	(9)	受注者は、「港湾工事出来形管理基準」に基づき次の記録を取り、工事監督員に提出しなければならない。なお、振動式及び圧入式の杭打機を使用する場合の観測項目及び様式は、設計図書の定めによるものとする。	4	3	3	15	2	(8)	請負者は、「港湾工事出来形管理基準」に基づき次の記録を取り、工事監督員に提出しなければならない。なお、振動式及び圧入式の杭打機を使用する場合の観測項目及び様式は、設計図書の定めによるものとする。	表現の統一
4	3	3	16	1	(1)	受注者は、「JIS A 7201 遠心力コンクリート製の施工標準」により施工しなければならない。なお、当該文中の「責任技術者」を「工事監督員」に、「承認」を「承諾」にそれぞれ読み替えるものとする。	4	3	3	16	1	(1)	請負者は、「JIS A 7201 遠心力コンクリート製の施工標準」により施工しなければならない。なお、当該文中の「責任技術者」を「工事監督員」に、「承認」を「承諾」にそれぞれ読み替えるものとする。	表現の統一
4	3	3	17	1	(1)	受注者は、施工に先立ち陽極取付箇所の鋼材表面の貝殻及び浮さび等を除去し、素地調整(3種ケレン(St2))を行わなければならない。	4	3	3	17	1	(1)	請負者は、施工に先立ち陽極取付箇所の鋼材表面の貝殻及び浮さび等を除去し、素地調整(3種ケレン)を行わなければならない。	国土交通省(港湾局)の見直しに準拠
4	3	3	17	1	(2)	受注者は、設計図書に陽極の個数及び配置が定められていない場合、陽極の取付個数及び配置の計算書及び図面を施工に先立ち提出し、設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。	4	3	3	17	1	(2)	請負者は、設計図書に陽極の個数及び配置が定められていない場合、陽極の取付個数及び配置の計算書及び図面を施工に先立ち提出し、設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。	表現の統一
4	3	3	17	1	(3)	受注者は、設計図書に定める防食効果を確認するための電位測定装置の測定用端子箱を設置し、測定用端子を防食体に溶接しなければならない。また、設置箇所及び取付位置は、設計図書の定めによるものとする。	4	3	3	17	1	(3)	請負者は、設計図書に定める防食効果を確認するための電位測定装置の測定用端子箱を設置し、測定用端子を防食体に溶接しなければならない。また、設置箇所及び取付位置は、設計図書の定めによるものとする。	表現の統一
4	3	3	17	1	(4)	受注者は、ボンド工事を次により行わなければならない。	4	3	3	17	1	(4)	請負者は、ボンド工事を次により行わなければならない。	表現の統一
4	3	3	17	1	①	防食体は、相互間の接触抵抗を少なくするため、鉄筋等を溶接接続しなければならない。	4	3	3	17	1	①	防食体は、相互間の接触抵抗を少なくするため、鉄筋等を溶接接続しなければならない。	表現の統一
4	3	3	17	2	2. FRPモルタル被覆		4	3	3	17	2	2. FRPモルタルライニング		国土交通省(港湾局)の見直しに準拠
4	3	3	17	2	(1)	受注者は、施工に先立ち鋼材表面の貝殻及び浮さび等を除去し、素地調整(3種ケレン(St2))を行わなければならない。	4	3	3	17	2	(1)	請負者は、施工に先立ち鋼材表面の貝殻及び浮さび等を除去し、素地調整(3種ケレン)を行わなければならない。	表現の統一
4	3	3	17	2	(3)	受注者は、素地調整後、速やかに被覆防食の施工を行わなければならない。	4	3	3	17	2	(3)	請負者は、素地調整後、速やかに被覆防食の施工を行わなければならない。	表現の統一
4	3	3	17	2	(5)	受注者は、モルタル被覆の施工を次により行わなければならない。	4	3	3	17	2	(5)	請負者は、モルタルライニングの施工を次により行わなければならない。	表現の統一
4	3	3	17	3	3. ペトロラタム被覆		4	3	3	17	3	3. ペトロラタムライニング		国土交通省(港湾局)の見直しに準拠
4	3	3	17	3	(1)	受注者は、施工に先立ち鋼材表面の貝殻及び浮さび等を除去し、素地調整(3種ケレン(St2))を行わなければならない。	4	3	3	17	3	(1)	請負者は、施工に先立ち鋼材表面の貝殻及び浮さび等を除去し、素地調整(3種ケレン)を行わなければならない。	表現の統一
4	3	3	17	3	(3)	受注者は、素地調整後、速やかに被覆防食の施工を行わなければならない。	4	3	3	17	3	(3)	請負者は、素地調整後、速やかに被覆防食の施工を行わなければならない。	表現の統一
4	3	3	17	3	(4)	受注者は、ペトロラタム被覆の施工を次により行わなければならない。	4	3	3	17	3	(4)	請負者は、ペトロラタムライニングの施工を次により行わなければならない。	国土交通省(港湾局)の見直しに準拠
4	3	3	17	4	(1)	受注者は、施工に先立ち鋼材表面の貝殻及び浮さび等を除去し、素地調整(3種ケレン(St2))を行わなければならない。	4	3	3	17	4	(1)	請負者は、施工に先立ち鋼材表面の貝殻及び浮さび等を除去し、素地調整(3種ケレン)を行わなければならない。	国土交通省(港湾局)の見直しに準拠
4	3	3	17	4	(3)	受注者は、素地調整後、速やかに被覆防食の施工を行わなければならない。	4	3	3	17	4	(3)	請負者は、素地調整後、速やかに被覆防食の施工を行わなければならない。	表現の統一

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表

新条文（平成28年7月）						旧条文（平成25年7月）								
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
4	3	3	17	5	(2)	受注者は、雨天又は風浪により海水のしぶきが著しい場合及び空中湿度85%以上の場合、作業を中止しなければならない。	4	3	3	17	5	(2)	請負者は、雨天又は風浪により海水のしぶきが著しい場合及び空中湿度85%以上の場合、作業を中止しなければならない。	表現の統一
4	3	3	17	5	(3)	受注者は、塗装を次により行わなければならない。	4	3	3	17	5	(3)	請負者は、塗装を次により行わなければならない。	表現の統一
4	3	3	19	3	(1)	受注者は、乳剤施工前に散水を行い、吸水性の路盤を適度に湿った状態に保たなければならない。なお、乳剤はPK-3とし、使用量は設計図書 の定めによる。	4	3	3	19	3	(1)	請負者は、路盤紙の重ね合わせ幅を横断方向10cm以上、縦断方向30cm以上としなければならない。	国土交通省(港湾局)の見直しに準拠
4	3	3	19	3	(2)	受注者は、型枠の施工を次により行うものとする。	4	3	3	19	3	(2)	請負者は、型枠の施工を次により行うものとする。	表現の統一
4	3	3	19	3	(3)	受注者は、コンクリート運搬を次により行うものとする。	4	3	3	19	3	(3)	請負者は、コンクリート運搬を次により行うものとする。	表現の統一
4	3	3	19	3	(4)	受注者は、コンクリート敷均し準備を次により行うものとする。	4	3	3	19	3	(4)	請負者は、コンクリート敷均し準備を次により行うものとする。	表現の統一
4	3	3	19	3	(5)	受注者は、コンクリート敷均しを次により行うものとする。	4	3	3	19	3	(5)	請負者は、コンクリート敷均しを次により行うものとする。	表現の統一
4	3	3	19	3	(4)	コンクリート舗装版の四隅、 <b>ダウエルバー</b> 、 <b>タイバー</b> 等の付近は、特に材料の分離が生じないように注意し、入念に施工しなければならない。	4	3	3	19	3	(4)	コンクリート舗装版の四隅、 <b>スリッパ</b> 、 <b>タイバー</b> 等の付近は、特に材料の分離が生じないように注意し、入念に施工しなければならない。	表現の統一
4	3	3	19	3	(6)	受注者は、コンクリート締固めを次により行うものとする。	4	3	3	19	3	(6)	請負者は、コンクリート締固めを次により行うものとする。	表現の統一
4	3	3	19	3	(2)	型枠及び目地付近のコンクリートは、棒状バイブレーターで締固めなければならない。また、作業中 <b>ダウエルバー</b> 、 <b>タイバー</b> 等が移動しないように締固めなければならない。	4	3	3	19	3	(2)	型枠及び目地付近のコンクリートは、棒状バイブレーターで締固めなければならない。また、作業中 <b>スリッパ</b> 、 <b>タイバー</b> 等が移動しないように締固めなければならない。	国土交通省(港湾局)の見直しに準拠
4	3	3	19	3	(7)	受注者は、鉄網の敷設を次により行うものとする。	4	3	3	19	3	(7)	請負者は、鉄網の敷設を次により行うものとする。	表現の統一
4	3	3	19	3	(9)	受注者は、コンクリート舗装の表面を縦方向の小波がないよう平坦、かつ、粗面に仕上げなければならない。	4	3	3	19	3	(9)	請負者は、コンクリート舗装の表面を縦方向の小波がないよう平坦、かつ、粗面に仕上げなければならない。	表現の統一
4	3	3	19	3	(10)	受注者は、フィニッシュによる機械仕上げ又は簡易フィニッシュ及びテンプレートタンバによる手仕上げで表面の荒仕上げを行わなければならない。	4	3	3	19	3	(10)	請負者は、フィニッシュによる機械仕上げ又は簡易フィニッシュ及びテンプレートタンバによる手仕上げで表面の荒仕上げを行わなければならない。	表現の統一
4	3	3	19	3	(11)	受注者は、平坦仕上げの施工を次により行うものとする。	4	3	3	19	3	(11)	請負者は、平坦仕上げの施工を次により行うものとする。	表現の統一
4	3	3	19	3	(12)	受注者は、面取りなどの仕上げが完全に終了し、表面の水光りが消えた後、直ちに、はけ、ほうき等を用いて粗面仕上げをしなければならない。	4	3	3	19	3	(12)	請負者は、面取りなどの仕上げが完全に終了し、表面の水光りが消えた後、直ちに、はけ、ほうき等を用いて粗面仕上げをしなければならない。	表現の統一
4	3	3	19	3	(13)	受注者は、直射日光、風雨、乾燥、気温、荷重、衝撃等を受けないようコンクリートの養生を行わなければならない。	4	3	3	19	3	(13)	請負者は、直射日光、風雨、乾燥、気温、荷重、衝撃等を受けないようコンクリートの養生を行わなければならない。	表現の統一
4	3	3	19	3	(14)	受注者は、表面仕上げ後、後期養生ができる程度にコンクリートが硬化するまで、被膜養生などにより初期養生を行わなければならない。	4	3	3	19	3	(14)	請負者は、表面仕上げ後、後期養生ができる程度にコンクリートが硬化するまで、被膜養生などにより初期養生を行わなければならない。	表現の統一
4	3	3	19	4	(1)	目地に相接するコンクリート舗装版の高低差は、2mmを超えないものとしなければならない。また、 <b>受注者</b> は、コンクリート舗装版全幅にわたり等深、等厚になるように目地を施工しなければならない。	4	3	3	19	4	(1)	目地に相接するコンクリート舗装版の高低差は、2mmを超えないものとしなければならない。また、 <b>請負者</b> は、コンクリート舗装版全幅にわたり等深、等厚になるように目地を施工しなければならない。	表現の統一
4	3	3	19	4	(2)	<b>受注者</b> は、構造物隣接箇所の目地及び膨張目地の肩を半径5mm程度の面取りをしなければならない。ただし、硬化後カッターで切断して目地を設ける場合及びダミー目地には、面取りを行ってはならない。	4	3	3	19	4	(2)	請負者は、構造物隣接箇所の目地及び膨張目地の肩を半径5mm程度の面取りをしなければならない。ただし、硬化後カッターで切断して目地を設ける場合及びダミー目地には、面取りを行ってはならない。	表現の統一
4	3	3	19	4	(3)	<b>受注者</b> は、膨張目地の施工を次により行うものとする。	4	3	3	19	4	(3)	請負者は、膨張目地の施工を次により行うものとする。	表現の統一
4	3	3	19	4	(4)	<b>受注者</b> は、収縮目地の施工を次により行うものとする。	4	3	3	19	4	(4)	請負者は、収縮目地の施工を次により行うものとする。	表現の統一
4	3	3	19	4	(5)	<b>受注者</b> は、施工目地の施工を次により行うものとする。	4	3	3	19	4	(5)	請負者は、施工目地の施工を次により行うものとする。	表現の統一
4	3	3	19	4	(3)	施工目地は、突合せ目地とし、収縮目地の位置に設ける場合は <b>ダウエルバー</b> を使用しなければならない。なお、それ以外の場合は、 <b>タイバー</b> を使用しなければならない。	4	3	3	19	4	(3)	施工目地は、突合せ目地とし、収縮目地の位置に設ける場合は <b>スリッパ</b> を使用しなければならない。なお、それ以外の場合は、 <b>タイバー</b> を使用しなければならない。	国土交通省(港湾局)の見直しに準拠
4	3	3	19	4	(6)	<b>受注者</b> は、設計図書に定めのある構造の目地を設置しなければならない。	4	3	3	19	4	(6)	請負者は、設計図書に定めのある構造の目地を設置しなければならない。	表現の統一

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表														
新条文（平成28年7月）					旧条文（平成25年7月）									
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
4	3	3	20	3	②	受注者は、施工に先立ちアスファルトプラントの位置、設備内容及び性能について、工事監督員の承諾を得なければならない。	4	3	3	20	3	②	請負者は、施工に先立ちアスファルトプラントの位置、設備内容及び性能について、工事監督員の承諾を得なければならない。	表現の統一
4	3	3	20	3	(2)	混合及び運搬	4	3	3	20	3	(2)	混合及び運搬	
4	3	3	20	3	①	受注者は、施工に先立ち工事監督員にミキサ排出時の混合物の基準温度の承諾を得なければならない。また、混合物の温度は、基準温度±25℃の範囲とし、かつ、185℃を超えないようにしなければならない。	4	3	3	20	3	①	請負者は、施工に先立ち工事監督員にミキサ排出時の混合物の基準温度の承諾を得なければならない。また、混合物の温度は、基準温度±25℃の範囲とし、かつ、185℃を超えないようにしなければならない。	表現の統一
4	3	3	20	3	②	受注者は、清浄、平坦な荷台を有するトラックで混合物を運搬しなければならない。	4	3	3	20	3	②	請負者は、清浄、平坦な荷台を有するトラックで混合物を運搬しなければならない。	表現の統一
4	3	3	20	3	③	受注者は、トラックの荷台内面に混合物の付着防止のため、加熱アスファルト混合物の品質を損なわないよう油又は溶液を薄く塗布しなければならない。	4	3	3	20	3	③	請負者は、トラックの荷台内面に混合物の付着防止のため、加熱アスファルト混合物の品質を損なわないよう油又は溶液を薄く塗布しなければならない。	表現の統一
4	3	3	20	3	④	受注者は、混合物をシート等により保温し運搬しなければならない。	4	3	3	20	3	④	請負者は、混合物をシート等により保温し運搬しなければならない。	表現の統一
4	3	3	20	3	(3)	受注者は、舗設準備を次により行うものとする。	4	3	3	20	3	(3)	請負者は、舗設準備を次により行うものとする。	表現の統一
4	3	3	20	3	(4)	受注者は、プライムコートの施工を次により行うものとする。	4	3	3	20	3	(4)	請負者は、プライムコートの施工を次により行うものとする。	表現の統一
4	3	3	20	3	(5)	受注者は、敷均しを次により行うものとする。	4	3	3	20	3	(5)	請負者は、敷均しを次により行うものとする。	表現の統一
4	3	3	20	3	(5)	1層の計画仕上り厚さは、7cm以下としなければならない。	4	3	3	20	3	(5)	1層の計画仕上り厚さは、7cm以下としなければならない。	
4	3	3	20	3	(6)	受注者は、締固め及び継目の施工を次により行うものとする。	4	3	3	20	3	(6)	請負者は、締固め及び継目の施工を次により行うものとする。	表現の統一
4	3	3	20	4	②	受注者は、施工に先立ちアスファルトプラントの位置、設備内容及び性能について、工事監督員の承諾を得なければならない。	4	3	3	20	4	②	請負者は、施工に先立ちアスファルトプラントの位置、設備内容及び性能について、工事監督員の承諾を得なければならない。	表現の統一
4	3	3	20	4	①	受注者は、施工に先立ち工事監督員にミキサ排出時の混合物の基準温度の承諾を得なければならない。また、混合物の温度は、基準温度±25℃の範囲とし、かつ、185℃を超えないようにしなければならない。	4	3	3	20	4	①	請負者は、施工に先立ち工事監督員にミキサ排出時の混合物の基準温度の承諾を得なければならない。また、混合物の温度は、基準温度±25℃の範囲とし、かつ、185℃を超えないようにしなければならない。	表現の統一
4	3	3	20	4	②	受注者は、清浄、平坦な荷台を有するトラックで混合物を運搬しなければならない。	4	3	3	20	4	②	請負者は、清浄、平坦な荷台を有するトラックで混合物を運搬しなければならない。	表現の統一
4	3	3	20	4	③	受注者は、トラックの荷台内面に混合物の付着防止のため、加熱アスファルト混合物の品質を損なわないよう油又は溶液を薄く塗布しなければならない。	4	3	3	20	4	③	請負者は、トラックの荷台内面に混合物の付着防止のため、加熱アスファルト混合物の品質を損なわないよう油又は溶液を薄く塗布しなければならない。	表現の統一
4	3	3	20	4	④	受注者は、混合物をシート等により保温し運搬しなければならない。	4	3	3	20	4	④	請負者は、混合物をシート等により保温し運搬しなければならない。	表現の統一
4	3	3	20	4	(3)	受注者は、舗設準備を次により行うものとする。	4	3	3	20	4	(3)	請負者は、舗設準備を次により行うものとする。	表現の統一
4	3	3	20	4	(4)	受注者は、タックコートの施工を次により行うものとする。	4	3	3	20	4	(4)	請負者は、タックコートの施工を次により行うものとする。	表現の統一
4	3	3	20	4	(5)	受注者は、敷均しを次により行うものとする。	4	3	3	20	4	(5)	請負者は、敷均しを次により行うものとする。	表現の統一
4	3	3	20	4	(6)	受注者は、締固め及び継目の施工を次により行うものとする。	4	3	3	20	4	(6)	請負者は、締固め及び継目の施工を次により行うものとする。	表現の統一
4	3	3	21	1	(1)	受注者は、使用する芝を現場搬入後、高く積み重ねたり、長期間日光にさらしてはならない。	4	3	3	21	1	(1)	請負者は、使用する芝を現場搬入後、高く積み重ねたり、長期間日光にさらしてはならない。	表現の統一
4	3	3	21	1	(2)	受注者は、施工箇所の雑草等を取除き、芝の育成に適した土を敷き均し不陸整正を行い、肥料を散布しなければならない。	4	3	3	21	1	(2)	請負者は、施工箇所の雑草等を取除き、芝の育成に適した土を敷き均し不陸整正を行い、肥料を散布しなければならない。	表現の統一
4	3	3	21	1	(3)	受注者は、張芝の施工に先立ち、施工箇所を不陸整正し、芝を張り、土羽板等を用いて地盤に密着させなければならない。次に湿気のある目土を表面に均一に散布し、土羽板等で打ち固めなければならない。	4	3	3	21	1	(3)	請負者は、張芝の施工に先立ち、施工箇所を不陸整正し、芝を張り、土羽板等を用いて地盤に密着させなければならない。次に湿気のある目土を表面に均一に散布し、土羽板等で打ち固めなければならない。	表現の統一
4	3	3	21	1	(4)	受注者は、傾斜地等で芝がはく離しやすい箇所は、張芝1枚当たり2本以上の芝串で固定しなければならない。	4	3	3	21	1	(4)	請負者は、傾斜地等で芝がはく離しやすい箇所は、張芝1枚当たり2本以上の芝串で固定しなければならない。	表現の統一
4	3	3	21	1	(5)	受注者は、施工後、枯死しないように養生しなければならない。なお、受注者は、工事完了後引渡しまでに芝が枯死した場合、その原因を調査し、工事監督員に通知し、再施工しなければならない。	4	3	3	21	1	(5)	請負者は、施工後、枯死しないように養生しなければならない。なお、請負者は、工事完了後引渡しまでに芝が枯死した場合、その原因を調査し、工事監督員に通知し、再施工しなければならない。	表現の統一
4	3	3	21	2	(1)	受注者は、使用する芝を現場搬入後、高く積み重ねたり、長期間日光にさらしてはならない。	4	3	3	21	2	(1)	請負者は、使用する芝を現場搬入後、高く積み重ねたり、長期間日光にさらしてはならない。	表現の統一

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表														
新条文（平成28年7月）					旧条文（平成25年7月）									
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
4	3	3	21	2	(2)	受注者は、芝の葉面を下にして敷き延べ、上層に土羽土を置いて規定の形状に土羽板等によって脱落しないよう硬く締め固めなければならない。	4	3	3	21	2	(2)	請負者は、芝の葉面を下にして敷き延べ、上層に土羽土を置いて規定の形状に土羽板等によって脱落しないよう硬く締め固めなければならない。	表現の統一
4	3	3	21	2	(4)	受注者は、施工後、枯死しないように養生しなければならない。なお、受注者は、工事完了後引渡しまでに芝が枯死した場合、その原因を調査し、工事監督員に通知し、再施工しなければならない。	4	3	3	21	2	(4)	請負者は、施工後、枯死しないように養生しなければならない。なお、請負者は、工事完了後引渡しまでに芝が枯死した場合、その原因を調査し、工事監督員に通知し、再施工しなければならない。	表現の統一
4	3	3	21	3	(1)	受注者は、播種地盤の表面をわずかにかき起こし、整地した後に種子を均等に播き付け、土を薄く敷き均し、柔らかく押し付けておかなければならない。	4	3	3	21	3	(1)	請負者は、播種地盤の表面をわずかにかき起こし、整地した後に種子を均等に播き付け、土を薄く敷き均し、柔らかく押し付けておかなければならない。	表現の統一
4	3	3	21	3	(2)	受注者は、施工後、散水等により養生しなければならない。	4	3	3	21	3	(2)	請負者は、施工後、散水等により養生しなければならない。	表現の統一
4	3	3	21	3	(3)	受注者は、一定期間後発芽しない場合、再播種を行わなければならない。	4	3	3	21	3	(3)	請負者は、一定期間後発芽しない場合、再播種を行わなければならない。	表現の統一
4	3	3	21	4	(1)	受注者は、吹付け面の浮土その他の雑物は除去し、はなはだしい凹凸は修正しなければならない。	4	3	3	21	4	(1)	請負者は、吹付け面の浮土その他の雑物は除去し、はなはだしい凹凸は修正しなければならない。	表現の統一
4	3	3	21	4	(2)	受注者は、吹付け面が乾燥している場合、吹付けに先立ち順次散水し、十分に湿らさなければならない。	4	3	3	21	4	(2)	請負者は、吹付け面が乾燥している場合、吹付けに先立ち順次散水し、十分に湿らさなければならない。	表現の統一
4	3	3	21	4	(3)	受注者は、所定の量を一律の厚さになるように吹き付けなければならない。	4	3	3	21	4	(3)	請負者は、所定の量を一律の厚さになるように吹き付けなければならない。	表現の統一
4	3	3	21	4	(4)	受注者は、吹付け面とノズルの距離及び角度を吹付け面の硬軟に応じて調節し、吹付け面を荒らさないように注意しなければならない。	4	3	3	21	4	(4)	請負者は、吹付け面とノズルの距離及び角度を吹付け面の硬軟に応じて調節し、吹付け面を荒らさないように注意しなければならない。	表現の統一
4	3	3	21	4	(5)	受注者は、種子吹付け後、適度な散水等により養生しなければならない。	4	3	3	21	4	(5)	請負者は、種子吹付け後、適度な散水等により養生しなければならない。	表現の統一
4	3	3	21	4	(6)	受注者は、一定期間後発芽しない場合、再吹付けを行わなければならない。	4	3	3	21	4	(6)	請負者は、一定期間後発芽しない場合、再吹付けを行わなければならない。	表現の統一
4	3	3	21	5	(1)	受注者は、根回しに先立ち樹木の植付け時期について、工事監督員の承諾を得なければならない。	4	3	3	21	5	(1)	請負者は、根回しに先立ち樹木の植付け時期について、工事監督員の承諾を得なければならない。	表現の統一
4	3	3	21	5	(2)	受注者は、枝幹の損傷、鉢くずれしないよう樹木を運搬しなければならない。	4	3	3	21	5	(2)	請負者は、枝幹の損傷、鉢くずれしないよう樹木を運搬しなければならない。	表現の統一
4	3	3	21	5	(3)	受注者は、栽培地からその日に植付け可能な本数だけ運搬するものとする。なお、残数を生じた場合は、こも又はむしろに包んだまま放置せず、仮植しなければならない。	4	3	3	21	5	(3)	請負者は、栽培地からその日に植付け可能な本数だけ運搬するものとする。なお、残数を生じた場合は、こも又はむしろに包んだまま放置せず、仮植しなければならない。	表現の統一
4	3	3	21	5	(4)	受注者は、植栽直前に樹木類に応じた植穴を掘り、乾燥をさけなければならない。	4	3	3	21	5	(4)	請負者は、植栽直前に樹木類に応じた植穴を掘り、乾燥をさけなければならない。	表現の統一
4	3	3	21	5	(5)	受注者は、植穴の底部を耕し、根を平均に配置し、周囲の土により埋め戻して根本を良く締め固め、水鉢を切って仕上げなければならない。	4	3	3	21	5	(5)	請負者は、植穴の底部を耕し、根を平均に配置し、周囲の土により埋め戻して根本を良く締め固め、水鉢を切って仕上げなければならない。	表現の統一
4	3	3	21	5	(6)	受注者は、植付け後、速やかに支柱を取付けなければならない。	4	3	3	21	5	(6)	請負者は、植付け後、速やかに支柱を取付けなければならない。	表現の統一
4	3	3	21	5	(7)	受注者は、肥料が直接樹木の根に触れないように均等に施肥しなければならない。	4	3	3	21	5	(7)	請負者は、肥料が直接樹木の根に触れないように均等に施肥しなければならない。	表現の統一
4	3	3	21	5	(8)	受注者は、植付け完了後、余剰枝の剪定、整形等その他必要な手入れを行わなければならない。	4	3	3	21	5	(8)	請負者は、植付け完了後、余剰枝の剪定、整形等その他必要な手入れを行わなければならない。	表現の統一
4	3	3	21	5	(9)	受注者は、植栽した樹木に樹名板を設置しなければならない。なお、記載事項は、設計図書によるものとする。	4	3	3	21	5	(9)	請負者は、植栽した樹木に樹名板を設置しなければならない。なお、記載事項は、設計図書によるものとする。	表現の統一
4	3	3	21	5	(10)	受注者は、植栽した樹木の引渡し後1年以内に枯死又は形姿不良(枯枝が樹冠部の概ね3分の2以上となった場合、又は真っ直ぐな主幹を有する樹木は樹高の概ね3分の1以上の主幹が枯れた場合をいい、また、確実に同様な状態になると予測されるものを含む。)となった場合、受注者の負担で同種同等品以上のものと植え替えなければならない。ただし、天災、その他やむを得ない理由による場合は、この限りでない。	4	3	3	21	5	(10)	請負者は、植栽した樹木の引渡し後1年以内に枯死又は形姿不良(枯枝が樹冠部の概ね3分の2以上となった場合、又は真っ直ぐな主幹を有する樹木は樹高の概ね3分の1以上の主幹が枯れた場合をいい、また、確実に同様な状態になると予測されるものを含む。)となった場合、請負者の負担で同種同等品以上のものと植え替えなければならない。ただし、天災、その他やむを得ない理由による場合は、この限りでない。	表現の統一

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表														
新条文（平成28年7月）					旧条文（平成25年7月）									
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
4	3	5	2	1	(2)	軟弱層を全部置換える場合の床掘り底面の地層の確認方法は、設計図書のためによるものとする。ただし、 <b>受注者</b> は、地層の変化などにより設計図書の定めにより難しい場合は、速やかに工事監督員に通知し、設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。	4	3	5	2	1	(2)	軟弱層を全部置換える場合の床掘り底面の地層の確認方法は、設計図書の定めによるものとする。ただし、 <b>請負者</b> は、地層の変化などにより設計図書の定めにより難しい場合は、速やかに工事監督員に通知し、設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。	表現の統一
4	3	5	2	1	(3)	<b>受注者</b> は、底面及び法面の施工で出来形の許容範囲を超えた場合、置換材と同等以上の品質を有する材料で埋戻しを行わなければならない。なお、引き続き同一工事で置換えを行う場合は、工事監督員の承諾を得て埋戻しを置換えと一体施工することができるものとする。	4	3	5	2	1	(3)	<b>請負者</b> は、底面及び法面の施工で出来形の許容範囲を超えた場合、置換材と同等以上の品質を有する材料で埋戻しを行わなければならない。なお、引き続き同一工事で置換えを行う場合は、工事監督員の承諾を得て埋戻しを置換えと一体施工することができるものとする。	表現の統一
4	3	5	2	2	(2)	軟弱層を全部置換える場合の床掘り底面の地層の確認方法は、設計図書の定めによるものとする。ただし、 <b>受注者</b> は地層の変化などにより設計図書の定めにより難しい場合は、速やかに工事監督員に通知し、設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。	4	3	5	2	2	(2)	軟弱層を全部置換える場合の床掘り底面の地層の確認方法は、設計図書の定めによるものとする。ただし、 <b>請負者</b> は地層の変化などにより設計図書の定めにより難しい場合は、速やかに工事監督員に通知し、設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。	表現の統一
4	3	5	2	2	(3)	<b>受注者</b> は、底面及び法面の施工で出来形の許容範囲を超えた場合、置換材と同等以上の品質を有する材料で埋戻しを行わなければならない。なお、引き続き同一工事で置換えを行う場合は、工事監督員の承諾を得て埋戻しを置換えと一体施工することができるものとする。	4	3	5	2	2	(3)	<b>請負者</b> は、底面及び法面の施工で出来形の許容範囲を超えた場合、置換材と同等以上の品質を有する材料で埋戻しを行わなければならない。なお、引き続き同一工事で置換えを行う場合は、工事監督員の承諾を得て埋戻しを置換えと一体施工することができるものとする。	表現の統一
4	3	5	2	4	(2)	<b>受注者</b> は、底面及び法面の施工で出来形の許容範囲を超えた場合、置換材と同等以上の品質を有する材料で埋戻しを行わなければならない。なお、引き続き同一工事で置換えを行う場合は、工事監督員の承諾を得て埋戻しを置換えと一体施工することができるものとする。	4	3	5	2	4	(2)	<b>請負者</b> は、底面及び法面の施工で出来形の許容範囲を超えた場合、置換材と同等以上の品質を有する材料で埋戻しを行わなければならない。なお、引き続き同一工事で置換えを行う場合は、工事監督員の承諾を得て埋戻しを置換えと一体施工することができるものとする。	表現の統一
4	3	5	2	5	(3)	<b>受注者</b> は、底面及び法面の施工で出来形の許容範囲を超えた場合、置換材と同等以上の品質を有する材料で埋戻しを行わなければならない。なお、引き続き同一工事で置換えを行う場合は、工事監督員の承諾を得て埋戻しを置換えと一体施工することができるものとする。	4	3	5	2	5	(3)	<b>請負者</b> は、底面及び法面の施工で出来形の許容範囲を超えた場合、置換材と同等以上の品質を有する材料で埋戻しを行わなければならない。なお、引き続き同一工事で置換えを行う場合は、工事監督員の承諾を得て埋戻しを置換えと一体施工することができるものとする。	表現の統一
4	3	5	6	1	(1)	<b>受注者</b> は、置換材を設計図書に定める区域内に投入し、運搬途中の漏出のないように行わなければならない。	4	3	5	6	1	(1)	<b>請負者</b> は、置換材を設計図書に定める区域内に投入し、運搬途中の漏出のないように行わなければならない。	表現の統一
4	3	5	6	1	(2)	<b>受注者</b> は、濁りを発生させないよう置換材を投入しなければならない。なお、設計図書に濁り防止のための処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。	4	3	5	6	1	(2)	<b>請負者</b> は、濁りを発生させないよう置換材を投入しなければならない。なお、設計図書に濁り防止のための処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。	表現の統一
4	3	5	6	1	(3)	<b>受注者</b> は、浮泥を巻き込まないよう置換材を投入しなければならない。	4	3	5	6	1	(3)	<b>請負者</b> は、浮泥を巻き込まないよう置換材を投入しなければならない。	表現の統一
4	3	5	6	2	2. 置換材均し	<b>受注者</b> は、設計図書に定める区域内を平均に仕上げなければならない。	4	3	5	6	2	2. 置換材均し	<b>請負者</b> は、設計図書に定める区域内を平均に仕上げなければならない。	表現の統一
4	3	6	1	1		本節は、基礎工として基礎盛砂工、洗掘防止工、基礎捨石工、基礎ブロック工、その他これらに類する工種について定めるものとする。	4	3	6	1	1		本節は、基礎工として基礎盛砂工、洗掘防止工、基礎捨石工、 <b>袋詰コンクリート工</b> 、基礎ブロック工、 <b>水中コンクリート工</b> 、 <b>水中不分離性コンクリート工</b> その他これらに類する工種について定めるものとする。	国土交通省(港湾局)の見直しに準拠
4	3	6	2	1	(1)	<b>受注者</b> は、設計図書に定める区域内に盛砂を行わなければならない。	4	3	6	2	1	(1)	<b>請負者</b> は、設計図書に定める区域内に盛砂を行わなければならない。	表現の統一
4	3	6	2	1	(2)	<b>受注者</b> は、濁りを発生させないよう砂を投入しなければならない。なお、設計図書に濁り防止のための処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。	4	3	6	2	1	(2)	<b>請負者</b> は、濁りを発生させないよう砂を投入しなければならない。なお、設計図書に濁り防止のための処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。	表現の統一
4	3	6	2	1	(3)	<b>受注者</b> は、浮泥を巻き込まないよう砂を投入しなければならない。	4	3	6	2	1	(3)	<b>請負者</b> は、浮泥を巻き込まないよう砂を投入しなければならない。	表現の統一

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表														
新条文（平成28年7月）					旧条文（平成25年7月）									
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
4	3	6	2	2	2. 盛砂均し	受注者は、設計図書に定める区域内を平均に仕上げなければならない。	4	3	6	2	2	2. 盛砂均し	請負者は、設計図書に定める区域内を平均に仕上げなければならない。	表現の統一
4	3	6	4	1	1. 基礎捨石	受注者は、捨石マウンドの余盛厚が設計図書に指定されている場合は、それに従わなければならない。	4	3	6	4	1	1. 基礎捨石	請負者は、捨石マウンドの余盛厚が設計図書に指定されている場合は、それに従わなければならない。	表現の統一
4	3	6	4	2	2. 捨石本均し	受注者は、捨石マウンドをゆるみのないよう堅固に施工しなければならない。なお、均し精度は、設計図書の定めによるものとする。	4	3	6	4	2	2. 捨石本均し	請負者は、捨石マウンドをゆるみのないよう堅固に施工しなければならない。なお、均し精度は、設計図書の定めによるものとする。	表現の統一
4	3	6	4	3	3. 捨石荒均し	受注者は、捨石マウンドをゆるみのないよう堅固に施工しなければならない。なお、均し精度は、設計図書の定めによるものとする。	4	3	6	4	3	3. 捨石荒均し	請負者は、捨石マウンドをゆるみのないよう堅固に施工しなければならない。なお、均し精度は、設計図書の定めによるものとする。	表現の統一
4	3	6	5	1		袋詰コンクリート工の施工については、第1編第4章無筋・鉄筋コンクリート(港湾工事)の規定によるものとする。	4	3	6	5	1		袋詰コンクリート工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。	引用先の変更による
4	3	6	6	1	(1)	基礎ブロック製作の施工については、第1編第4章無筋・鉄筋コンクリート(港湾工事)の規定によるものとする。	4	3	6	6	1	(1)	基礎ブロック製作の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。	引用先の変更による
4	3	6	6	1	(3)	受注者は、製作した基礎ブロックを転置する場合、急激な衝撃や力が作用しないよう施工しなければならない。また、施工に先立ち転置時期について、工事監督員の承諾を得なければならない。	4	3	6	6	1	(3)	請負者は、製作した基礎ブロックを転置する場合、急激な衝撃や力が作用しないよう施工しなければならない。また、施工に先立ち転置時期について、工事監督員の承諾を得なければならない。	表現の統一
4	3	6	6	1	(4)	受注者は、基礎ブロック製作完了後、製作番号等を表示しなければならない。	4	3	6	6	1	(4)	請負者は、基礎ブロック製作完了後、製作番号等を表示しなければならない。	表現の統一
4	3	6	6	2	(1)	受注者は、施工に先立ち基礎ブロックの据付時期を工事監督員に通知しなければならない。	4	3	6	6	2	(1)	請負者は、施工に先立ち基礎ブロックの据付時期を工事監督員に通知しなければならない。	表現の統一
4	3	6	6	2	(2)	受注者は、基礎ブロック据付に先立ち、気象、海象をあらかじめ十分調査し、適切な時期を選定し、注意して据え付けなければならない。	4	3	6	6	2	(2)	請負者は、基礎ブロック据付に先立ち、気象、海象をあらかじめ十分調査し、適切な時期を選定し、注意して据え付けなければならない。	表現の統一
4	3	6	6	2	(3)	受注者は、海中に仮置された基礎ブロックを据え付ける際、既設構造物との接触面に付着して作業上支障をきたす貝、海藻等を除去しなければならない。	4	3	6	6	2	(3)	請負者は、海中に仮置された基礎ブロックを据え付ける際、既設構造物との接触面に付着して作業上支障をきたす貝、海藻等を除去しなければならない。	表現の統一
4	3	6	7	1		水中コンクリート工の施工については、第1編第4章無筋・鉄筋コンクリート(港湾工事)の規定によるものとする。	4	3	6	7	1		水中コンクリート工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。	引用先の変更による
4	3	6	8	1		水中不分離性コンクリート工の施工については、第1編第4章無筋・鉄筋コンクリート(港湾工事)の規定によるものとする。	4	3	6	8	1		水中不分離性コンクリート工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。	引用先の変更による
4	3	7	2	1	(1)	受注者は、施工に先立ちフローティングドックの作業床を、水平、かつ、平坦になるように調整しなければならない。	4	3	7	2	1	(1)	請負者は、施工に先立ちフローティングドックの作業床を、水平、かつ、平坦になるように調整しなければならない。	表現の統一
4	3	7	2	1	(2)	受注者は、気象及び海象に留意して、フローティングドックの作業における事故防止に努めなければならない。	4	3	7	2	1	(2)	請負者は、気象及び海象に留意して、フローティングドックの作業における事故防止に努めなければならない。	表現の統一
4	3	7	2	2	2. 底面	受注者は、ケーソンと函台を絶縁しなければならない。	4	3	7	2	2	2. 底面	請負者は、ケーソンと函台を絶縁しなければならない。	表現の統一
4	3	7	2	3	(1)	受注者は、製作に先立ち、形状寸法を記載した製作図を工事監督員に提出しなければならない。	4	3	7	2	3	(1)	請負者は、製作に先立ち、形状寸法を記載した製作図を工事監督員に提出しなければならない。	表現の統一
4	3	7	2	3		受注者は、摩擦増大用マットをケーソン製作時にケーソンと一体として施工する場合、ケーソン進水、仮置、回航・えい航及び据付時に剥離しないように処置しなければならない。	4	3	7	2	3		請負者は、摩擦増大用マットをケーソン製作時にケーソンと一体として施工する場合、ケーソン進水、仮置、回航・えい航及び据付時に剥離しないように処置しなければならない。	表現の統一
4	3	7	2	4	4. 支保	支保の施工については、第1編第4章第11節型枠及び支保工の規定によるものとする。	4	3	7	2	4	4. 支保	支保の施工については、第1編第3章第8節型枠・支保の規定によるものとする。	引用先の変更による
4	3	7	2	5	5. 鉄筋	鉄筋の施工については、第1編第4章第10節鉄筋工の規定によるものとする。	4	3	7	2	5	5. 鉄筋	鉄筋の施工については、第1編第3章第7節鉄筋工の規定によるものとする。	引用先の変更による
4	3	7	2	6	6. 型枠	型枠の施工については、第1編第4章第11節型枠及び支保工の規定によるものとする。	4	3	7	2	6	6. 型枠	型枠の施工については、第1編第3章第8節型枠・支保の規定によるものとする。	引用先の変更による
4	3	7	2	7	(1)	コンクリートの施工については、第1編第4章無筋・鉄筋コンクリート(港湾工事)の規定によるものとする。	4	3	7	2	7	(1)	コンクリートの施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。	引用先の変更による
4	3	7	2	7	(5)	受注者は、海上コンクリート打設を、打継面が海水に洗われることのない状態にて施工しなければならない。	4	3	7	2	7	(5)	請負者は、海上コンクリート打設を、打継面が海水に洗われることのない状態にて施工しなければならない。	表現の統一

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表												
新条文（平成28年7月）					旧条文（平成25年7月）							
編	章	節	条	項	新条文	編	章	節	条	項	現行条文	改定理由
4	3	7	2	7	(6) 受注者は、2函以上のケーソンを同一函台で製作する場合、ケーソン相互間に支障が生じないように配置しなければならない。	4	3	7	2	7	(6) 請負者は、2函以上のケーソンを同一函台で製作する場合、ケーソン相互間に支障が生じないように配置しなければならない。	表現の統一
4	3	7	2	7	(7) 受注者は、ケーソン製作完了後、ケーソン番号、吃水目盛等をケーソンに表示しなければならない。なお、その位置及び内容は、工事監督員の指示に従うものとする。	4	3	7	2	7	(7) 請負者は、ケーソン製作完了後、ケーソン番号、吃水目盛等をケーソンに表示しなければならない。なお、その位置及び内容は、工事監督員の指示に従うものとする。	表現の統一
4	3	7	2	7	(8) 受注者は、ケーソン製作期間中、安全ネットの設置等墜落防止のための処置を講じなければならない。	4	3	7	2	7	(8) 請負者は、ケーソン製作期間中、安全ネットの設置等墜落防止のための処置を講じなければならない。	表現の統一
4	3	7	3	2	2. 止水板 受注者は、ケーソンに止水板を取り付けた場合、ケーソン進水後に止水状況を確認し、取付箇所から漏水がある場合は、直ちに処置を行い、工事監督員に通知しなければならない。	4	3	7	3	2	2. 止水板 請負者は、ケーソンに止水板を取り付けた場合、ケーソン進水後に止水状況を確認し、取付箇所から漏水がある場合は、直ちに処置を行い、工事監督員に通知しなければならない。	表現の統一
4	3	7	3	3	3. 上蓋 受注者は、ケーソンを回航する場合は、上蓋を水密となるよう取付けなければならない。	4	3	7	3	3	3. 上蓋 請負者は、ケーソンを回航する場合は、上蓋を水密となるよう取付けなければならない。	表現の統一
4	3	7	3	4	(1) 受注者は、ケーソン進水に先立ち、ケーソンに異常のないことを確認しなければならない。	4	3	7	3	4	(1) 請負者は、ケーソン進水に先立ち、ケーソンに異常のないことを確認しなければならない。	表現の統一
4	3	7	3	4	(2) 受注者は、ケーソン進水時期を事前に工事監督員に通知しなければならない。	4	3	7	3	4	(2) 請負者は、ケーソン進水時期を事前に工事監督員に通知しなければならない。	表現の統一
4	3	7	3	4	(3) 受注者は、ケーソン進水に先立ち、ケーソンに上蓋、安全ネット又は吊り足場を設置し、墜落防止の処置を講じなければならない。	4	3	7	3	4	(3) 請負者は、ケーソン進水に先立ち、ケーソンに上蓋、安全ネット又は吊り足場を設置し、墜落防止の処置を講じなければならない。	表現の統一
4	3	7	3	4	(4) 受注者は、斜路による進水を次により行うものとする。	4	3	7	3	4	(4) 請負者は、斜路による進水を次により行うものとする。	表現の統一
4	3	7	3	4	(5) 受注者は、ドライドックによる進水を次により行うものとする。	4	3	7	3	4	(5) 請負者は、ドライドックによる進水を次により行うものとする。	表現の統一
4	3	7	3	4	(6) 受注者は、吊降し進水を次により行うものとする。	4	3	7	3	4	(6) 請負者は、吊降し進水を次により行うものとする。	表現の統一
4	3	7	3	4	(7) 受注者は、フローティングドックによる進水を次により行うものとする。	4	3	7	3	4	(7) 請負者は、フローティングドックによる進水を次により行うものとする。	表現の統一
4	3	7	3	4	(8) 受注者は、ケーソンが自力で浮上するまで、引船等で引出してはならない。	4	3	7	3	4	(8) 請負者は、ケーソンが自力で浮上するまで、引船等で引出してはならない。	表現の統一
4	3	7	3	4	(9) 受注者は、ケーソン進水完了後、ケーソンに異常のないことを確認しなければならない。また、異常を発見した場合は、直ちに処置を行い、工事監督員に通知しなければならない。	4	3	7	3	4	(9) 請負者は、ケーソン進水完了後、ケーソンに異常のないことを確認しなければならない。また、異常を発見した場合は、直ちに処置を行い、工事監督員に通知しなければならない。	表現の統一
4	3	7	3	4	(10) 受注者は、ケーソン進水時に仮設材の流失等で、海域環境に影響を及ぼさないようにしなければならない。	4	3	7	3	4	(10) 請負者は、ケーソン進水時に仮設材の流失等で、海域環境に影響を及ぼさないようにしなければならない。	表現の統一
4	3	7	3	5	(1) 受注者は、ケーソン仮置に先立ち、ケーソンに異常のないことを確認しなければならない。	4	3	7	3	5	(1) 請負者は、ケーソン仮置に先立ち、ケーソンに異常のないことを確認しなければならない。	表現の統一
4	3	7	3	5	(4) 受注者は、ケーソン仮置に先立ち、仮置場所を調査しなければならない。なお、異常を発見した場合は、直ちに工事監督員に通知し、設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。	4	3	7	3	5	(4) 請負者は、ケーソン仮置に先立ち、仮置場所を調査しなければならない。なお、異常を発見した場合は、直ちに工事監督員に通知し、設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。	表現の統一
4	3	7	3	5	(6) 受注者は、ケーソン仮置終了後、ケーソンが所定の位置に、異常なく仮置されたことを確認しなければならない。	4	3	7	3	5	(6) 請負者は、ケーソン仮置終了後、ケーソンが所定の位置に、異常なく仮置されたことを確認しなければならない。	表現の統一
4	3	7	3	5	(7) 受注者は、ケーソンの仮置期間中、気象、海象に十分注意し、管理しなければならない。なお、異常を発見した場合は、直ちに処置を行い、工事監督員に通知しなければならない。	4	3	7	3	5	(7) 請負者は、ケーソンの仮置期間中、気象、海象に十分注意し、管理しなければならない。なお、異常を発見した場合は、直ちに処置を行い、工事監督員に通知しなければならない。	表現の統一
4	3	7	3	6	(2) 受注者は、ケーソンえい航時期を、事前に工事監督員に通知しなければならない。	4	3	7	3	6	(2) 請負者は、ケーソンえい航時期を、事前に工事監督員に通知しなければならない。	表現の統一
4	3	7	3	6	(3) 受注者は、ケーソンえい航に先立ち、気象、海象を十分調査し、えい航に適切な時期を選定しなければならない。なお、避難対策を策定し、えい航中に事故が生じないように注意しなければならない。	4	3	7	3	6	(3) 請負者は、ケーソンえい航に先立ち、気象、海象を十分調査し、えい航に適切な時期を選定しなければならない。なお、避難対策を策定し、えい航中に事故が生じないように注意しなければならない。	表現の統一
4	3	7	3	6	(4) 受注者は、ケーソンのえい航に先立ち、ケーソン内の水を、排水しなければならない。排水は各室の水位差を1m以内とする。	4	3	7	3	6	(4) 請負者は、ケーソンのえい航に先立ち、ケーソン内の水を、排水しなければならない。排水は各室の水位差を1m以内とする。	表現の統一

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表														
新条文（平成28年7月）					旧条文（平成25年7月）									
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
4	3	7	3	6	(5)	受注者は、ケーソンえい航に先立ち、ケーソンの破損、漏水、その他えい航中の事故の原因となる箇所のないことを確認しなければならない。また、異常を発見した場合は、直ちに工事監督員に通知し、設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。	4	3	7	3	6	(5)	請負者は、ケーソンえい航に先立ち、ケーソンの破損、漏水、その他えい航中の事故の原因となる箇所のないことを確認しなければならない。また、異常を発見した場合は、直ちに工事監督員に通知し、設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。	表現の統一
4	3	7	3	6	(6)	受注者は、ケーソンえい航に先立ち、えい航に使用するロープの品質、形状寸法、及びケーソンとの連結方法を、工事監督員に通知しなければならない。	4	3	7	3	6	(6)	請負者は、ケーソンえい航に先立ち、えい航に使用するロープの品質、形状寸法、及びケーソンとの連結方法を、工事監督員に通知しなければならない。	表現の統一
4	3	7	3	6	(7)	受注者は、ケーソンえい航にあたって、監視を十分に行い航行船舶との事故防止に努めなければならない。	4	3	7	3	6	(7)	請負者は、ケーソンえい航にあたって、監視を十分に行い航行船舶との事故防止に努めなければならない。	表現の統一
4	3	7	3	6	(8)	受注者は、ケーソンえい航に先立ち、ケーソンに上蓋、安全ネット又は吊り足場を設置し、墜落防止の処置を講じなければならない。	4	3	7	3	6	(8)	請負者は、ケーソンえい航に先立ち、ケーソンに上蓋、安全ネット又は吊り足場を設置し、墜落防止の処置を講じなければならない。	表現の統一
4	3	7	3	6	(9)	受注者は、ケーソンえい航中、ケーソンの安定に留意しなければならない。	4	3	7	3	6	(9)	請負者は、ケーソンえい航中、ケーソンの安定に留意しなければならない。	表現の統一
4	3	7	3	6	(10)	受注者は、ケーソンを対角線方向に引いてはならない。	4	3	7	3	6	(10)	請負者は、ケーソンを対角線方向に引いてはならない。	表現の統一
4	3	7	3	6	(11)	受注者は、ケーソンを吊り上げてえい航する場合、ケーソンが振れ、回転をしない処置を講じなければならない。	4	3	7	3	6	(11)	請負者は、ケーソンを吊り上げてえい航する場合、ケーソンが振れ、回転をしない処置を講じなければならない。	表現の統一
4	3	7	3	6	(12)	受注者は、ケーソンえい航完了後、ケーソンに異常のないことを確認しなければならない。また、異常を発見した場合は、直ちに処置を行い、工事監督員に通知しなければならない。	4	3	7	3	6	(12)	請負者は、ケーソンえい航完了後、ケーソンに異常のないことを確認しなければならない。また、異常を発見した場合は、直ちに処置を行い、工事監督員に通知しなければならない。	表現の統一
4	3	7	3	6	(13)	受注者は、ケーソンの回航時期、寄港地、避難場所、回航経路及び連絡体制を、事前に工事監督員に通知しなければならない。	4	3	7	3	6	(13)	請負者は、ケーソンの回航時期、寄港地、避難場所、回航経路及び連絡体制を、事前に工事監督員に通知しなければならない。	表現の統一
4	3	7	3	6	(14)	受注者は、ケーソンの回航に先立ち、気象、海象をあらかじめ十分調査し、回航に適切な時期を選定しなければならない。なお、避難対策を策定し、回航中に事故が生じないように注意しなければならない。	4	3	7	3	6	(14)	請負者は、ケーソンの回航に先立ち、気象、海象をあらかじめ十分調査し、回航に適切な時期を選定しなければならない。なお、避難対策を策定し、回航中に事故が生じないように注意しなければならない。	表現の統一
4	3	7	3	6	(15)	受注者は、ケーソンの回航に先立ち、ケーソン内の水を、排水しなければならない。排水は各室の水位差を1m以内とする。	4	3	7	3	6	(15)	請負者は、ケーソンの回航に先立ち、ケーソン内の水を、排水しなければならない。排水は各室の水位差を1m以内とする。	表現の統一
4	3	7	3	6	(16)	受注者は、ケーソン回航に先立ち、ケーソンの破損、漏水、その他回航中の事故の原因となる箇所のないことを確認しなければならない。また、異常を発見した場合は、直ちに工事監督員に通知し、設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。	4	3	7	3	6	(16)	請負者は、ケーソン回航に先立ち、ケーソンの破損、漏水、その他回航中の事故の原因となる箇所のないことを確認しなければならない。また、異常を発見した場合は、直ちに工事監督員に通知し、設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。	表現の統一
4	3	7	3	6	(17)	受注者は、大回しロープにはワイヤーロープを使用し、その巻き数は二重としなければならない。ただし、港内をえい航する場合は、監督職員と協議するものとする。	4	3	7	3	6	(17)	請負者は、大回しロープにはワイヤーロープを使用し、その巻き数は二重としなければならない。	国土交通省(港湾局)の見直しに準拠
4	3	7	3	6	(18)	受注者は、大回しロープの位置を浮心付近に固定し、隅角部をゴム板、木材又は鋼材で保護しなければならない。ただし、港内をえい航する場合は、監督職員と協議するものとする。	4	3	7	3	6	(18)	請負者は、大回しロープの位置を浮心付近に固定し、隅角部をゴム板、木材又は鋼材で保護しなければならない。	国土交通省(港湾局)の見直しに準拠
4	3	7	3	6	(19)	受注者は、回航に先立ち、ケーソン回航に使用するロープの品質及び形状寸法を、工事監督員に通知しなければならない。	4	3	7	3	6	(19)	請負者は、回航に先立ち、ケーソン回航に使用するロープの品質及び形状寸法を、工事監督員に通知しなければならない。	表現の統一
4	3	7	3	6	(20)	受注者は、船舶電話等の通信設備を有する引船をケーソン回航に使用しなければならない。	4	3	7	3	6	(20)	請負者は、船舶電話等の通信設備を有する引船をケーソン回航に使用しなければならない。	表現の統一
4	3	7	3	6	(21)	受注者は、ケーソン回航にあたって、監視を十分に行い航行船舶との事故防止に努めなければならない。	4	3	7	3	6	(21)	請負者は、ケーソン回航にあたって、監視を十分に行い航行船舶との事故防止に努めなければならない。	表現の統一
4	3	7	3	6	(22)	受注者は、ケーソン回航に先立ち、ケーソンに上蓋、安全ネット又は吊り足場を設置し、墜落防止の処置を講じなければならない。	4	3	7	3	6	(22)	請負者は、ケーソン回航に先立ち、ケーソンに上蓋、安全ネット又は吊り足場を設置し、墜落防止の処置を講じなければならない。	表現の統一

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表														
新条文（平成28年7月）					旧条文（平成25年7月）									
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
4	3	7	3	6	(23)	受注者は、ケーソンの回航中、ケーソンの安定に留意しなければならない。	4	3	7	3	6	(23)	請負者は、ケーソンの回航中、ケーソンの安定に留意しなければならない。	表現の統一
4	3	7	3	6	(24)	受注者は、ケーソン回航中、常にケーソンに注意し、異常を認めた場合は、直ちに適切な措置を講じなければならない。	4	3	7	3	6	(24)	請負者は、ケーソン回航中、常にケーソンに注意し、異常を認めた場合は、直ちに適切な措置を講じなければならない。	表現の統一
4	3	7	3	6	(25)	受注者は、ケーソンを寄港又は避難させた場合、直ちにケーソンの異常の有無を工事監督員に通知しなければならない。なお、目的地に到着の時も同様とする。また、回航計画に定める地点を通過した時は、通過時刻及び異常の有無を同様に通知しなければならない。	4	3	7	3	6	(25)	請負者は、ケーソンを寄港又は避難させた場合、直ちにケーソンの異常の有無を工事監督員に通知しなければならない。なお、目的地に到着の時も同様とする。また、回航計画に定める地点を通過した時は、通過時刻及び異常の有無を同様に通知しなければならない。	表現の統一
4	3	7	3	6	(26)	受注者は、ケーソンを途中寄港又は避難させる場合の仮置方法について、事前に工事監督員に通知しなければならない。この場合、引船は、ケーソンを十分監視できる位置に配置しなければならない。また、出港に際しては、ケーソンの大回しロープの緩み、破損状況、傾斜の状態等を確認し、回航に支障のないよう適切な措置を講じなければならない。	4	3	7	3	6	(26)	請負者は、ケーソンを途中寄港又は避難させる場合の仮置方法について、事前に工事監督員に通知しなければならない。この場合、引船は、ケーソンを十分監視できる位置に配置しなければならない。また、出港に際しては、ケーソンの大回しロープの緩み、破損状況、傾斜の状態等を確認し、回航に支障のないよう適切な措置を講じなければならない。	表現の統一
4	3	7	3	6	(27)	受注者は、ケーソン回航完了後、ケーソンに異常のないことを確認しなければならない。また、異常を発見した場合は、直ちに処置を行い、工事監督員に通知しなければならない。	4	3	7	3	6	(27)	請負者は、ケーソン回航完了後、ケーソンに異常のないことを確認しなければならない。また、異常を発見した場合は、直ちに処置を行い、工事監督員に通知しなければならない。	表現の統一
4	3	7	3	7	(1)	受注者は、ケーソン据付時期を事前に工事監督員に通知しなければならない。	4	3	7	3	7	(1)	請負者は、ケーソン据付時期を事前に工事監督員に通知しなければならない。	表現の統一
4	3	7	3	7	(2)	受注者は、ケーソン据付に先立ち、気象、海象をあらかじめ十分調査し、ケーソン据付作業は所定の精度が得られるよう、また、安全等に注意して施工しなければならない。	4	3	7	3	7	(2)	請負者は、ケーソン据付に先立ち、気象、海象をあらかじめ十分調査し、ケーソン据付作業は所定の精度が得られるよう、また、安全等に注意して施工しなければならない。	表現の統一
4	3	7	3	7	(3)	受注者は、各室の水位差を1m以内とするように注水しなければならない。	4	3	7	3	7	(3)	請負者は、各室の水位差を1m以内とするように注水しなければならない。	表現の統一
4	3	7	3	7	(4)	受注者は、海中に仮置されたケーソンを据え付ける際に、ケーソンの既設構造物との接触面に付着して作業上支障をきたす貝、海藻等を除去しなければならない。	4	3	7	3	7	(4)	請負者は、海中に仮置されたケーソンを据え付ける際に、ケーソンの既設構造物との接触面に付着して作業上支障をきたす貝、海藻等を除去しなければならない。	表現の統一
4	3	7	3	7	(5)	受注者は、ケーソン据付作業完了後、ケーソンに異常がないことを確認しなければならない。また、異常を発見した場合は、直ちに処置を行い、工事監督員に通知しなければならない。	4	3	7	3	7	(5)	請負者は、ケーソン据付作業完了後、ケーソンに異常がないことを確認しなければならない。また、異常を発見した場合は、直ちに処置を行い、工事監督員に通知しなければならない。	表現の統一
4	3	8	2	2	2. 鉄筋	鉄筋の施工については、第1編第4章第10節鉄筋工の規定によるものとする。	4	3	8	2	2	2. 鉄筋	鉄筋の施工については、第1編第3章第7節鉄筋工の規定によるものとする。	引用先の変更による
4	3	8	2	3	3. 型枠	型枠の施工については、第1編第4章第11節型枠及び支保工の規定によるものとする。	4	3	8	2	3	3. 型枠	型枠の施工については、第1編第3章第8節型枠・支保の規定によるものとする。	引用先の変更による
4	3	8	2	4	(1)	コンクリートの施工については、第1編第4章無筋・鉄筋コンクリート(港湾工事)の規定によるものとする。	4	3	8	2	4	(1)	コンクリートの施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。	引用先の変更による
4	3	8	2	4	(2)	受注者は、本体ブロックを転置する場合、急激な衝撃や力が作用しないよう施工しなければならない。また、施工に先立ち、転置時期について、工事監督員の承諾を得なければならない。	4	3	8	2	4	(2)	請負者は、本体ブロックを転置する場合、急激な衝撃や力が作用しないよう施工しなければならない。また、施工に先立ち、転置時期について、工事監督員の承諾を得なければならない。	表現の統一
4	3	8	2	4	(3)	受注者は、本体ブロック製作完了後、製作番号等を表示しなければならない。	4	3	8	2	4	(3)	請負者は、本体ブロック製作完了後、製作番号等を表示しなければならない。	表現の統一
4	3	8	2	4	(4)	受注者は、所定の形状で変形、破損等がなく、整備された型枠を使用しなければならない。	4	3	8	2	4	(4)	請負者は、所定の形状で変形、破損等がなく、整備された型枠を使用しなければならない。	表現の統一
4	3	8	3	1	(1)	受注者は、施工に先立ち本体ブロックの据付時期を工事監督員に通知しなければならない。	4	3	8	3	1	(1)	請負者は、施工に先立ち本体ブロックの据付時期を工事監督員に通知しなければならない。	表現の統一
4	3	8	3	1	(2)	受注者は、本体ブロック据付に先立ち、気象、海象をあらかじめ十分調査し、適切な時期を選定し、注意して据え付けなければならない。	4	3	8	3	1	(2)	請負者は、本体ブロック据付に先立ち、気象、海象をあらかじめ十分調査し、適切な時期を選定し、注意して据え付けなければならない。	表現の統一

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表												
新条文（平成28年7月）					旧条文（平成25年7月）							
編	章	節	条	項	新条文	編	章	節	条	項	現行条文	改定理由
4	3	8	3	1	(3) 受注者は、海中に仮置された本体ブロックを据え付ける際、既設構造物との接触面に付着して作業上支障をきたす貝、海藻等を除去しなければならない。	4	3	8	3	1	(3) 請負者は、海中に仮置された本体ブロックを据え付ける際、既設構造物との接触面に付着して作業上支障をきたす貝、海藻等を除去しなければならない。	表現の統一
4	3	9	2	1	1. 鉄筋 鉄筋の施工については、第1編第4章第10節鉄筋工の規定によるものとする。	4	3	9	2	1	1. 鉄筋 鉄筋の施工については、第1編第3章第7節鉄筋工の規定によるものとする。	引用先の変更による
4	3	9	2	2	2. 型枠 型枠の施工については、第1編第4章第11節型枠及び支保工の規定によるものとする。	4	3	9	2	2	2. 型枠 型枠の施工については、第1編第3章第8節型枠・支保の規定によるものとする。	引用先の変更による
4	3	9	2	4	(1) コンクリートの施工については、第1編第4章無筋・鉄筋コンクリート（港湾工事）の規定によるものとする。	4	3	9	2	4	(1) コンクリートの施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。	引用先の変更による
4	3	9	2	4	(2) 水平打継目の処理方法は、設計図書の実定によるものとする。ただし、受注者は、やむを得ず図面で定められていない場所に打継目を設ける場合、構造物の強度、耐久性及び外観を害しないように、その位置、方向及び施工方法を定め、事前に設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。	4	3	9	2	4	(2) 水平打継目の処理方法は、設計図書の実定によるものとする。ただし、請負者は、やむを得ず図面で定められていない場所に打継目を設ける場合、構造物の強度、耐久性及び外観を害しないように、その位置、方向及び施工方法を定め、事前に設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。	表現の統一
4	3	9	2	4	(3) 受注者は、既設コンクリートにコンクリートを打設する場合、打設前に既設コンクリートの表面に付着している貝、海藻等を除去しなければならない。なお、設計図書に特別な処置が指定されている場合は、それに従うものとする。	4	3	9	2	4	(3) 請負者は、既設コンクリートにコンクリートを打設する場合、打設前に既設コンクリートの表面に付着している貝、海藻等を除去しなければならない。なお、設計図書に特別な処置が指定されている場合は、それに従うものとする。	表現の統一
4	3	9	2	5	5. 補助ヤード施設 補助ヤード施設の場所及び規模等については、設計図書の定めによるものとする。なお、これにより難い場合、受注者は、設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。	4	3	9	2	5	5. 補助ヤード施設 補助ヤード施設の場所及び規模等については、設計図書の定めによるものとする。なお、これにより難い場合、請負者は、設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。	表現の統一
4	3	9	3	1	水中コンクリート工の施工については、第1編第4章無筋・鉄筋コンクリート（港湾工事）の規定によるものとする。	4	3	9	3	1	水中コンクリート工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。	引用先の変更による
4	3	9	4	1	プレバッドコンクリート工の施工については、第1編第4章無筋・鉄筋コンクリート（港湾工事）の規定によるものとする。	4	3	9	4	1	プレバッドコンクリート工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。	引用先の変更による
4	3	9	5	1	水中不分離性コンクリート工の施工については、第1編第4章無筋・鉄筋コンクリート（港湾工事）の規定によるものとする。	4	3	9	5	1	水中不分離性コンクリート工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。	引用先の変更による
4	3	10	3	1	1. 本体捨石 受注者は、本体捨石の余盛厚が設計図書に指定されている場合は、それに従わなければならない。	4	3	10	3	1	1. 本体捨石 請負者は、本体捨石の余盛厚が設計図書に指定されている場合は、それに従わなければならない。	表現の統一
4	3	10	3	2	2. 本体捨石均し 受注者は、本体捨石をゆるみのないよう堅固に施工しなければならない。なお、均し精度は、設計図書の定めによるものとする。	4	3	10	3	2	2. 本体捨石均し 請負者は、本体捨石をゆるみのないよう堅固に施工しなければならない。なお、均し精度は、設計図書の定めによるものとする。	表現の統一
4	3	10	4	1	(1) 捨ブロック製作の施工については、第1編第4章無筋・鉄筋コンクリート（港湾工事）の規定によるものとする。	4	3	10	4	1	(1) 捨ブロック製作の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。	引用先の変更による
4	3	10	4	1	(3) 受注者は、製作した捨ブロックを転置する場合、急激な衝撃や力が作用しないよう施工しなければならない。また、施工に先立ち転置時期について、工事監督員の承諾を得なければならない。	4	3	10	4	1	(3) 請負者は、製作した捨ブロックを転置する場合、急激な衝撃や力が作用しないよう施工しなければならない。また、施工に先立ち転置時期について、工事監督員の承諾を得なければならない。	表現の統一
4	3	10	4	1	(4) 受注者は、捨ブロック製作完了後、製作番号等を表示しなければならない。	4	3	10	4	1	(4) 請負者は、捨ブロック製作完了後、製作番号等を表示しなければならない。	表現の統一
4	3	10	4	2	(1) 受注者は、施工に先立ち捨ブロックの据付時期を工事監督員に通知しなければならない。	4	3	10	4	2	(1) 請負者は、施工に先立ち捨ブロックの据付時期を工事監督員に通知しなければならない。	表現の統一
4	3	10	4	2	(2) 受注者は、捨ブロック据付に先立ち、気象、海象をあらかじめ十分調査し、適切な時期を選定し、注意して据え付けなければならない。	4	3	10	4	2	(2) 請負者は、捨ブロック据付に先立ち、気象、海象をあらかじめ十分調査し、適切な時期を選定し、注意して据え付けなければならない。	表現の統一
4	3	10	4	2	(3) 受注者は、海中に仮置された捨ブロックを据え付ける際、既設構造物との接触面に付着して作業上支障をきたす貝、海藻等を除去しなければならない。	4	3	10	4	2	(3) 請負者は、海中に仮置された捨ブロックを据え付ける際、既設構造物との接触面に付着して作業上支障をきたす貝、海藻等を除去しなければならない。	表現の統一
4	3	10	5	2	2. 型枠 型枠の施工については、第1編第4章第11節型枠及び支保工の規定によるものとする。	4	3	10	5	2	2. 型枠 型枠の施工については、第1編第3章第8節型枠・支保の規定によるものとする。	引用先の変更による
4	3	10	5	4	(1) コンクリートの施工については、第1編第4章無筋・鉄筋コンクリート（港湾工事）の規定によるものとする。	4	3	10	5	4	(1) コンクリートの施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。	引用先の変更による

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表														
新条文（平成28年7月）					旧条文（平成25年7月）									
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
4	3	10	5	4	(2)	水平打継目の処理方法は、設計図書の内容によるものとする。ただし、 <b>受注者</b> は、やむを得ず図面で定められていない場所に打継目を設ける場合、構造物の強度、耐久性及び外観を害しないように、その位置、方向及び施工方法を定め、事前に設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。	4	3	10	5	4	(2)	水平打継目の処理方法は、設計図書の内容によるものとする。ただし、 <b>請負者</b> は、やむを得ず図面で定められていない場所に打継目を設ける場合、構造物の強度、耐久性及び外観を害しないように、その位置、方向及び施工方法を定め、事前に設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。	表現の統一
4	3	10	5	4	(3)	<b>受注者</b> は、既設コンクリートにコンクリートを打設する場合、打設前に既設コンクリートの表面に付着している貝、海藻等を除去しなければならない。なお、設計図書に特別な処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。	4	3	10	5	4	(3)	<b>請負者</b> は、既設コンクリートにコンクリートを打設する場合、打設前に既設コンクリートの表面に付着している貝、海藻等を除去しなければならない。なお、設計図書に特別な処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。	表現の統一
4	3	12	2	1	(1)	<b>受注者</b> は、矢板の運搬中及び保管中に矢板本体に損傷を与えない処置を講じなければならない。また、 <b>受注者</b> は、矢板を2点吊りて吊り上げなければならない。	4	3	12	2	1	(1)	<b>請負者</b> は、矢板の運搬中及び保管中に矢板本体に損傷を与えない処置を講じなければならない。また、 <b>請負者</b> は、矢板を2点吊りて吊り上げなければならない。	表現の統一
4	3	12	2	1	(2)	<b>受注者</b> は、2段以上に積む場合の枕木は同一鉛直線上に置かなければならない。なお、縦積みする場合は3段以上積み重ねてはならない。	4	3	12	2	1	(2)	<b>請負者</b> は、2段以上に積む場合の枕木は同一鉛直線上に置かなければならない。なお、縦積みする場合は3段以上積み重ねてはならない。	表現の統一
4	3	12	2	1	(3)	<b>受注者</b> は、設計図書に矢板の打込み工法が指定されている場合は、それに従わなければならない。なお、設計図書に指定されていない場合には、打込み地点の土質条件、立地条件、矢板の種類等に応じた工法を選ぶものとする。	4	3	12	2	1	(3)	<b>請負者</b> は、設計図書に矢板の打込み工法が指定されている場合は、それに従わなければならない。なお、設計図書に指定されていない場合には、打込み地点の土質条件、立地条件、矢板の種類等に応じた工法を選ぶものとする。	表現の統一
4	3	12	2	1	(4)	<b>受注者</b> は、地層の変化、障害物などにより、打込み困難な状況が生じた場合、若しくは土質条件に比べて矢板の貫入量が異常に大きい場合、打込みを中断しなければならない。また、速やかに工事監督員に通知し、設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。	4	3	12	2	1	(4)	<b>請負者</b> は、地層の変化、障害物などにより、打込み困難な状況が生じた場合、若しくは土質条件に比べて矢板の貫入量が異常に大きい場合、打込みを中断しなければならない。また、速やかに工事監督員に通知し、設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。	表現の統一
4	3	12	2	1	(5)	<b>受注者</b> は、矢板打込み後、継手が離脱していることが認められた場合、引き抜いて打ち直さなければならない。ただし、引抜きが不可能な場合は、速やかに工事監督員に通知し、設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。	4	3	12	2	1	(5)	<b>請負者</b> は、矢板打込み後、継手が離脱していることが認められた場合、引き抜いて打ち直さなければならない。ただし、引抜きが不可能な場合は、速やかに工事監督員に通知し、設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。	表現の統一
4	3	12	2	1	(6)	ウォータージェットを用いた矢板の施工において、最後の打ち止めは、打ち止め地盤を緩めないように <b>ジェット噴射を制限・調整</b> して、併用機械で貫入させ、落ち着かせなければならない。	4	3	12	2	1	(6)	ウォータージェットを用いた矢板の施工において、最後の打ち止めは、打ち止め地盤を緩めないように、併用機械で貫入させ、落ち着かせなければならない。	国土交通省(港湾局)の見直しに準拠
4	3	12	2	1	(7)	<b>受注者</b> は、「港湾工事出来形管理基準」に基づき次の記録を取り、工事監督員に提出しなければならない。なお、振動式及び圧入式の杭打機を使用する場合の観測項目及び様式は、設計図書の定めによるものとする。	4	3	12	2	1	(7)	<b>請負者</b> は、「港湾工事出来形管理基準」に基づき次の記録を取り、工事監督員に提出しなければならない。なお、振動式及び圧入式の杭打機を使用する場合の観測項目及び様式は、設計図書の定めによるものとする。	表現の統一
4	3	15	2	1	1. 被覆石	<b>受注者</b> は、被覆石の余盛厚が設計図書に指定されている場合は、それに従わなければならない。	4	3	15	2	1	1. 被覆石	<b>請負者</b> は、被覆石の余盛厚が設計図書に指定されている場合は、それに従わなければならない。	表現の統一
4	3	15	2	2	2. 被覆均し	<b>受注者</b> は、被覆石をゆるみのないよう堅固に施工しなければならない。なお、均し精度は、設計図書の定めによるものとする。	4	3	15	2	2	2. 被覆均し	<b>請負者</b> は、被覆石をゆるみのないよう堅固に施工しなければならない。なお、均し精度は、設計図書の定めによるものとする。	表現の統一
4	3	15	3	1	1. 袋詰コンクリート	袋詰コンクリートの施工については、第1編第4章無筋・鉄筋コンクリート(港湾工事)の規定によるものとする。	4	3	15	3	1	1. 袋詰コンクリート	袋詰コンクリートの施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。	引用先の変更による
4	3	15	4	1	(1)	被覆ブロック製作の施工については、第1編第4章無筋・鉄筋コンクリート(港湾工事)の規定によるものとする。	4	3	15	4	1	(1)	被覆ブロック製作の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。	引用先の変更による
4	3	15	4	1	(3)	<b>受注者</b> は、製作した被覆ブロックを転置する場合、急激な衝撃や力が作用しないよう施工しなければならない。また、施工に先立ち転置時期について、工事監督員の承諾を得なければならない。	4	3	15	4	1	(3)	<b>請負者</b> は、製作した被覆ブロックを転置する場合、急激な衝撃や力が作用しないよう施工しなければならない。また、施工に先立ち転置時期について、工事監督員の承諾を得なければならない。	表現の統一
4	3	15	4	1	(4)	<b>受注者</b> は、被覆ブロック製作完了後、製作番号等を表示しなければならない。	4	3	15	4	1	(4)	<b>請負者</b> は、被覆ブロック製作完了後、製作番号等を表示しなければならない。	表現の統一
4	3	15	4	2	(1)	<b>受注者</b> は、施工に先立ち被覆ブロックの据付時期を工事監督員に通知しなければならない。	4	3	15	4	2	(1)	<b>請負者</b> は、施工に先立ち被覆ブロックの据付時期を工事監督員に通知しなければならない。	表現の統一
4	3	15	4	2	(2)	<b>受注者</b> は、被覆ブロック据付に先立ち、気象、海象をあらかじめ十分調査し、適切な時期を選定し、注意して据え付けなければならない。	4	3	15	4	2	(2)	<b>請負者</b> は、被覆ブロック据付に先立ち、気象、海象をあらかじめ十分調査し、適切な時期を選定し、注意して据え付けなければならない。	表現の統一

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表													
新条文（平成28年7月）					旧条文（平成25年7月）								
編	章	節	条	項	新条文 （項目見出し）	編	章	節	条	項	新条文 （項目見出し）	現行条文	改定理由
4	3	15	4	2	(3) 受注者は、海中に仮置された被覆ブロックを据え付ける際、既設構造物との接触面に付着して作業上支障をきたす貝、海藻等を除去しなければならない。	4	3	15	4	2	(3) 請負者は、海中に仮置された被覆ブロックを据え付ける際、既設構造物との接触面に付着して作業上支障をきたす貝、海藻等を除去しなければならない。		表現の統一
4	3	15	4	2	(4) 受注者は、被覆ブロック相互のかみ合せに留意し、不安定な状態が生じないように据え付けなければならない。	4	3	15	4	2	(4) 請負者は、被覆ブロック相互のかみ合せに留意し、不安定な状態が生じないように据え付けなければならない。		表現の統一
4	3	15	4	2	(5) 受注者は、被覆ブロック相互間に、間詰石や転落石のはまり込みがないように据え付けなければならない。	4	3	15	4	2	(5) 請負者は、被覆ブロック相互間に、間詰石や転落石のはまり込みがないように据え付けなければならない。		表現の統一
4	3	15	4	2	(6) 受注者は、基礎面と被覆ブロック間及び被覆ブロック相互間に、かみ合わせの石等を挿入してはならない。	4	3	15	4	2	(6) 請負者は、基礎面と被覆ブロック間及び被覆ブロック相互間に、かみ合わせの石等を挿入してはならない。		表現の統一
4	3	15	5	1	(1) 根固ブロック製作の施工については、第1編第4章無筋・鉄筋コンクリート(港湾工事)の規定によるものとする。	4	3	15	5	1	(1) 根固ブロック製作の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。		引用先の変更による
4	3	15	5	1	(3) 受注者は、製作した根固ブロックを転置する場合、急激な衝撃や力が作用しないよう施工しなければならない。また、施工に先立ち転置時期について、工事監督員の承諾を得なければならない。	4	3	15	5	1	(3) 請負者は、製作した根固ブロックを転置する場合、急激な衝撃や力が作用しないよう施工しなければならない。また、施工に先立ち転置時期について、工事監督員の承諾を得なければならない。		表現の統一
4	3	15	5	1	(4) 受注者は、根固ブロック製作完了後、製作番号等を表示しなければならない。	4	3	15	5	1	(4) 請負者は、根固ブロック製作完了後、製作番号等を表示しなければならない。		表現の統一
4	3	15	5	1	(5) 受注者は、所定の形状で変形、破損等がなく、整備された型枠を使用しなければならない。	4	3	15	5	1	(5) 請負者は、所定の形状で変形、破損等がなく、整備された型枠を使用しなければならない。		表現の統一
4	3	15	5	2	(1) 受注者は、施工に先立ち根固ブロックの据付時期を工事監督員に通知しなければならない。	4	3	15	5	2	(1) 請負者は、施工に先立ち根固ブロックの据付時期を工事監督員に通知しなければならない。		表現の統一
4	3	15	5	2	(2) 受注者は、根固ブロック据付に先立ち、気象、海象をあらかじめ十分調査し、適切な時期を選定し、注意して据え付けなければならない。	4	3	15	5	2	(2) 請負者は、根固ブロック据付に先立ち、気象、海象をあらかじめ十分調査し、適切な時期を選定し、注意して据え付けなければならない。		表現の統一
4	3	15	5	2	(3) 受注者は、海中に仮置された根固ブロックを据え付ける際、既設構造物との接触面に付着して作業上支障をきたす貝、海藻等を除去しなければならない。	4	3	15	5	2	(3) 請負者は、海中に仮置された根固ブロックを据え付ける際、既設構造物との接触面に付着して作業上支障をきたす貝、海藻等を除去しなければならない。		表現の統一
4	3	15	6	1	水中コンクリート工の施工については、第1編第4章無筋・鉄筋コンクリート(港湾工事)の規定によるものとする。	4	3	15	6	1	水中コンクリート工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。		引用先の変更による
4	3	15	7	1	水中不分離性コンクリート工の施工については、第1編第4章無筋・鉄筋コンクリート(港湾工事)の規定によるものとする。	4	3	15	7	1	水中不分離性コンクリート工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。		引用先の変更による
4	3	16	2	3	3. 溶接 溶接の施工については、第1編第5章第26節雑工の規定によるものとする。							国土交通省(港湾局)の見直しに準拠	
4	3	16	2	1	1. 支保 支保の施工については、第1編第4章第11節型枠及び支保工の規定によるものとする。	4	3	16	2	1	1. 支保 支保の施工については、第1編第3章第8節型枠・支保の規定によるものとする。		引用先の変更による
4	3	16	2	2	2. 鉄筋 鉄筋の施工については、第1編第4章第10節鉄筋工の規定によるものとする。	4	3	16	2	2	2. 鉄筋 鉄筋の施工については、第1編第3章第7節鉄筋工の規定によるものとする。		引用先の変更による
4	3	16	2	3	3. 溶接 溶接の施工については、第1編第5章第26節雑工の規定によるものとする。							国土交通省(港湾局)の見直しに準拠	
4	3	16	2	4	4. 型枠 型枠の施工については、第1編第4章第11節型枠及び支保工の規定によるものとする。	4	3	16	2	3	3. 型枠 型枠の施工については、第1編第3章第8節型枠・支保の規定によるものとする。		引用先の変更による
4	3	16	2	5	5. 伸縮目地 伸縮目地は、設計図書のとおりによるものとする。	4	3	16	2	4	4. 伸縮目地 伸縮目地は、設計図書のとおりによるものとする。		
4	3	16	2	6	6. コンクリート	4	3	16	2	5	5. コンクリート		
4	3	16	2	5	(1) コンクリートの施工については、第1編第4章無筋・鉄筋コンクリート(港湾工事)の規定によるものとする。	4	3	16	2	5	(1) コンクリートの施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。		引用先の変更による
4	3	16	2	6	(2) 水平打継目の処理方法は、設計図書のとおりによるものとする。ただし、受注者は、やむを得ず図面で定められていない場所に打継目を設ける場合、構造物の強度、耐久性及び外観を害しないように、その位置、方向及び施工方法を定め、事前に設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。	4	3	16	2	5	(2) 水平打継目の処理方法は、設計図書のとおりによるものとする。ただし、請負者は、やむを得ず図面で定められていない場所に打継目を設ける場合、構造物の強度、耐久性及び外観を害しないように、その位置、方向及び施工方法を定め、事前に設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。		表現の統一

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表														
新条文（平成28年7月）					旧条文（平成25年7月）									
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
4	3	16	2	6	(3)	受注者は、既設コンクリートにコンクリートを打設する場合、打設前に既設コンクリートの表面に付着している貝、海藻等を除去しなければならない。なお、設計図書に特別な処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。	4	3	16	2	5	(3)	請負者は、既設コンクリートにコンクリートを打設する場合、打設前に既設コンクリートの表面に付着している貝、海藻等を除去しなければならない。なお、設計図書に特別な処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。	表現の統一
4	3	16	2	6	(4)	受注者は、上部コンクリートに作業用の係留環等を取付ける場合、事前に工事監督員の承諾を得なければならない。	4	3	16	2	5	(4)	請負者は、上部コンクリートに作業用の係留環等を取付ける場合、事前に工事監督員の承諾を得なければならない。	表現の統一
4	3	16	2	6	(5)	受注者は、設計図書の定めにより上部コンクリート内に諸施設の空間を設けるものとする。	4	3	16	2	5	(5)	請負者は、設計図書の定めにより上部コンクリート内に諸施設の空間を設けるものとする。	表現の統一
4	3	16	2	7	7. 補助ヤード施設	補助ヤード施設の場所及び規模等については、設計図書の定めによるものとする。なお、これにより難しい場合、受注者は、設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。	4	3	16	2	6	6. 補助ヤード施設	補助ヤード施設の場所及び規模等については、設計図書の定めによるものとする。なお、これにより難しい場合、請負者は、設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。	表現の統一
4	3	16	3	1	(1)	上部ブロック製作の施工については、第1編第4章無筋・鉄筋コンクリート(港湾工事)の規定によるものとする。	4	3	16	3	1	(1)	上部ブロック製作の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。	
4	3	16	3	1	(3)	受注者は、製作した上部ブロックを転置する場合、急激な衝撃や力が作用しないよう施工しなければならない。また、施工に先立ち転置時期について、工事監督員の承諾を得なければならない。	4	3	16	3	1	(3)	請負者は、製作した上部ブロックを転置する場合、急激な衝撃や力が作用しないよう施工しなければならない。また、施工に先立ち転置時期について、工事監督員の承諾を得なければならない。	表現の統一
4	3	16	3	1	(4)	受注者は、上部ブロック製作完了後、製作番号等を表示しなければならない。	4	3	16	3	1	(4)	請負者は、上部ブロック製作完了後、製作番号等を表示しなければならない。	表現の統一
4	3	16	3	2	(1)	受注者は、施工に先立ち上部ブロックの据付時期を工事監督員に通知しなければならない。	4	3	16	3	2	(1)	請負者は、施工に先立ち上部ブロックの据付時期を工事監督員に通知しなければならない。	表現の統一
4	3	16	3	2	(2)	受注者は、上部ブロック据付に先立ち、気象、海象をあらかじめ十分調査し、適切な時期を選定し、注意して据え付けなければならない。	4	3	16	3	2	(2)	請負者は、上部ブロック据付に先立ち、気象、海象をあらかじめ十分調査し、適切な時期を選定し、注意して据え付けなければならない。	表現の統一
4	3	17	2	1	②	係船柱の基礎に使用するコンクリートは、第1編第4章無筋・鉄筋コンクリート(港湾工事)の規定によるものとする。	4	3	17	2	1	②	係船柱の基礎に使用するコンクリートは、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。	
4	3	17	2	1	③	受注者は、基礎コンクリートを打継ぎの無いよう施工しなければならない。	4	3	17	2	1	③	請負者は、基礎コンクリートを打継ぎの無いよう施工しなければならない。	表現の統一
4	3	17	2	1	②	受注者は、係船柱のコンクリート埋込部以外の鑄物肌表面を滑らかに仕上げ、平座金との接触面はグラインダ仕上げを行わなければならない。	4	3	17	2	1	②	請負者は、係船柱のコンクリート埋込部以外の鑄物肌表面を滑らかに仕上げ、平座金との接触面はグラインダ仕上げを行わなければならない。	表現の統一
4	3	17	2	1	④	受注者は、係船柱の頭部に設計けん引力を浮彫表示しなければならない。	4	3	17	2	1	④	請負者は、係船柱の頭部に設計けん引力を浮彫表示しなければならない。	表現の統一
4	3	17	2	1		表3-1 寸法の許容範囲	4	3	17	2	1		表3-1 寸法の許容範囲	
4	3	17	2	1	①	受注者は、アンカーボルトを所定の位置に強固に固定しなければならない。	4	3	17	2	1	①	請負者は、アンカーボルトを所定の位置に強固に固定しなければならない。	表現の統一
4	3	17	2	1	②	受注者は、塗装を次により行わなければならない。	4	3	17	2	1	②	請負者は、塗装を次により行わなければならない。	表現の統一
4	3	17	2	1	□	素地調整後、下塗を始めるまでの時間は、4時間以内とする。	4	3	17	2	1	□	素地調整後、下塗を始めるまでの最長時間は、事前に工事監督員の承諾を得なければならない。	
4	3	17	2	1	③	受注者は、穴あき型係船柱の中詰コンクリートを頭部表面まで充填しなければならない。	4	3	17	2	1	③	請負者は、穴あき型係船柱の中詰コンクリートを頭部表面まで充填しなければならない。	表現の統一
4	3	17	2	1	④	受注者は、係船柱底板下面に十分にコンクリートを行き渡らせ、底板にコンクリートを巻き立てなければならない。	4	3	17	2	1	④	請負者は、係船柱底板下面に十分にコンクリートを行き渡らせ、底板にコンクリートを巻き立てなければならない。	表現の統一
4	3	17	2	1	⑤	受注者は、係船柱外面のさび等を除去し、エポキシ樹脂塗料さび止めを1回塗らなければならない。	4	3	17	2	1	⑤	請負者は、係船柱外面のさび等を除去し、エポキシ樹脂塗料さび止めを1回塗らなければならない。	表現の統一
4	3	17	2	1	⑥	受注者は、下塗りにエポキシ樹脂塗料を1回塗らなければならない。	4	3	17	2	1	⑥	請負者は、下塗りにエポキシ樹脂塗料を1回塗らなければならない。	表現の統一
4	3	17	2	1	⑦	受注者は、上塗りにエポキシ樹脂塗料(二液型)を2回塗らなければならない。	4	3	17	2	1	⑦	請負者は、上塗りにエポキシ樹脂塗料(二液型)を2回塗らなければならない。	表現の統一

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表														
新条文（平成28年7月）					旧条文（平成25年7月）									
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
4	3	17	3	1	イ)	ゴム防舷材の型式、形状寸法及び性能値は、設計図書のとすものとする。なお、受注者は、防舷材・付属品の形状寸法の詳細図及び性能曲線図を事前に工事監督員に提出し、承諾を得なければならない。	4	3	17	3	1	イ)	ゴム防舷材の型式、形状寸法及び性能値は、設計図書のとすものとする。なお、請負者は、防舷材・付属品の形状寸法の詳細図及び性能曲線図を事前に工事監督員に提出し、承諾を得なければならない。	表現の統一
4	3	17	3	1	ロ)	ゴム防舷材の形状寸法及びボルト孔の寸法に関する許容範囲は、「表5-2形状寸法及びボルト孔寸法の許容範囲」に示すとおりとする。	4	3	17	3	1	ロ)	ゴム防舷材の形状寸法及びボルト孔の寸法に関する許容範囲は、「表3-2形状寸法の許容範囲」及び「表3-3ボルト孔寸法の許容範囲」に示すとおりとする。	国土交通省(港湾局)の見直しに準拠
4	3	17	3	1		表5-2形状寸法及びボルト孔寸法の許容範囲								国土交通省(港湾局)の見直しに準拠
4	3	17	3	1	ハ)	ゴム防舷材の性能試験は、次によらなければならない。	4	3	17	3	1	ハ)	ゴム防舷材の性能試験は、次によらなければならない。	
4	3	17	3	1		(イ)性能試験は、特に定めのない場合、受衝面に垂直に圧縮して行わなければならない。	4	3	17	3	1		(イ)性能試験は、特に定めのない場合、受衝面に垂直に圧縮して行わなければならない。	
4	3	17	3	1		(ロ)試験は、すくなくともメーカーが推奨する最大設計歪みまで圧縮を行うものとする。また、性能は防舷材に要求される吸収エネルギーとそれまでに発生した最大反力値をもって、表さなければならない。なお、性能曲線による試験値は、規定に対して、最大反力値はそれ以下、エネルギー吸収値はそれ以上でなければならない。	4	3	17	3	1		(ロ)試験は、すくなくともメーカーが推奨する最大設計歪みまで圧縮を行うものとする。また、性能は防舷材に要求される吸収エネルギーとそれまでに発生した最大反力値をもって、表さなければならない。なお、性能曲線による試験値は、規定に対して、最大反力値はそれ以下、エネルギー吸収値はそれ以上でなければならない。	
						削除	4	3	17	3	1		(ハ)防舷材の設計において、温度や接岸速度がゴム防舷材の性能に及ぼす影響を考慮している場合には、品質管理の観点から温度係数・速度係数を表す性能を示すデータを事前に監督職員に提出し承諾を得なければならない。〔防舷材システム設計の指針2002(国際航路協会)参照〕	国土交通省(港湾局)の見直しに準拠
4	3	17	3	1	ニ)	受注者は、ゴム防舷材本体には、次の事項を表示しなければならない。	4	3	17	3	1	ニ)	請負者は、ゴム防舷材本体には、次の事項を表示しなければならない。	表現の統一
4	3	17	3	1		(イ)形状寸法(高さ、長さ)	4	3	17	3	1		(イ)形状寸法(高さ、長さ)	
4	3	17	3	1		(ロ)製造年月又はその略号	4	3	17	3	1		(ロ)製造年月又はその略号	
4	3	17	3	1		(ハ)製造業者名又はその略号	4	3	17	3	1		(ハ)製造業者名又はその略号	
4	3	17	3	1		(ニ)品番(タイプ、性能等級)	4	3	17	3	1		(ニ)品番(タイプ、性能等級)	
4	3	17	3	1	②	その他	4	3	17	3	1	②	その他	
4	3	17	3	1	イ)	ゴム防舷材以外の防舷材の施工は、設計図書のとすものとする。	4	3	17	3	1	イ)	ゴム防舷材以外の防舷材の施工は、設計図書のとすものとする。	
4	3	17	3	1	(2)	施工	4	3	17	3	1	(2)	施工	
4	3	17	3	1	①	ゴム防舷材	4	3	17	3	1	①	ゴム防舷材	
4	3	17	3	1	イ)	受注者は、アンカーボルトを所定の位置に強固に固定しなければならない。	4	3	17	3	1	イ)	請負者は、アンカーボルトを所定の位置に強固に固定しなければならない。	表現の統一
4	3	17	3	1	ロ)	防舷材の取付方法は、事前に工事監督員の承諾を得なければならない。	4	3	17	3	1	ロ)	防舷材の取付方法は、事前に工事監督員の承諾を得なければならない。	
4	3	17	3	1	②	その他	4	3	17	3	1	②	その他	
4	3	17	3	1	イ)	ゴム防舷材以外の防舷材の施工は、設計図書のとすものとする。	4	3	17	3	1	イ)	ゴム防舷材以外の防舷材の施工は、設計図書のとすものとする。	
4	3	17	4	1	ロ)	めっき作業は、「JIS H 8641 溶融亜鉛めっき」によらなければならない。	4	3	17	4	1	ロ)	めっき作業は、「JIS H 9124 溶融亜鉛めっき作業指針」によらなければならない。	国土交通省(港湾局)の見直しに準拠
4	3	17	4	1	イ)	コンクリートの施工は、第1編第4章無筋・鉄筋コンクリート(港湾工事)、溶接は第4編3-26-2現場鋼材溶接工、3-26-3現場鋼材切断工の規定によるものとする。	4	3	17	4	1	イ)	コンクリートの施工は、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリート、溶接は第4編3-26-2現場鋼材溶接工、3-26-3現場鋼材切断工の規定によるものとする。	
4	3	17	4	1	ニ)	受注者は、塗装に先立ち、塗装間隔及びシンナー希釈率について、工事監督員の承諾を得なければならない。	4	3	17	4	1	ニ)	請負者は、塗装に先立ち、塗装間隔及びシンナー希釈率について、工事監督員の承諾を得なければならない。	表現の統一
4	3	17	4	1	ホ)	受注者は、雨天又は風浪により海水のしぶきが著しい場合及び空中湿度85%以上の場合、作業を中止しなければならない。	4	3	17	4	1	ホ)	請負者は、雨天又は風浪により海水のしぶきが著しい場合及び空中湿度85%以上の場合、作業を中止しなければならない。	表現の統一
4	3	18	3	1	(1)	消波ブロック製作の施工については、第1編第4章無筋・鉄筋コンクリート(港湾工事)の規定によるものとする。	4	3	18	3	1	(1)	消波ブロック製作の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。	

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表														
新条文（平成28年7月）					旧条文（平成25年7月）									
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
4	3	18	3	1	(3)	受注者は、製作した消波ブロックを転置する場合、急激な衝撃や力が作用しないよう施工しなければならない。また、施工に先立ち転置時期について、工事監督員の承諾を得なければならない。	4	3	18	3	1	(3)	請負者は、製作した消波ブロックを転置する場合、急激な衝撃や力が作用しないよう施工しなければならない。また、施工に先立ち転置時期について、工事監督員の承諾を得なければならない。	表現の統一
4	3	18	3	1	(4)	受注者は、消波ブロック製作完了後、製作番号等を表示しなければならない。	4	3	18	3	1	(4)	請負者は、消波ブロック製作完了後、製作番号等を表示しなければならない。	表現の統一
4	3	18	3	1	(5)	受注者は、所定の形状で変形、破損等がなく、整備された型枠を使用しなければならない。	4	3	18	3	1	(5)	請負者は、所定の形状で変形、破損等がなく、整備された型枠を使用しなければならない。	表現の統一
4	3	18	3	2	(1)	仮置場所は、設計図書のとおりとする。なお、受注者は、仮置場所の突起等の不陸を均さなければならない。	4	3	18	3	2	(1)	仮置場所は、設計図書のとおりとする。なお、請負者は、仮置場所の突起等の不陸を均さなければならない。	表現の統一
4	3	18	3	2	(2)	受注者は、施工に先立ち消波ブロックの据付時期を工事監督員に通知しなければならない。	4	3	18	3	2	(2)	請負者は、施工に先立ち消波ブロックの据付時期を工事監督員に通知しなければならない。	表現の統一
4	3	18	3	2	(3)	受注者は、消波ブロック据付に先立ち、気象、海象をあらかじめ十分調査し、適切な時期を選定し、注意して据え付けなければならない。	4	3	18	3	2	(3)	請負者は、消波ブロック据付に先立ち、気象、海象をあらかじめ十分調査し、適切な時期を選定し、注意して据え付けなければならない。	表現の統一
4	3	18	3	2	(4)	受注者は、海中に仮置された消波ブロックを据え付ける際、既設構造物との接触面に付着して作業上支障をきたす貝、海藻等を除去しなければならない。	4	3	18	3	2	(4)	請負者は、海中に仮置された消波ブロックを据え付ける際、既設構造物との接触面に付着して作業上支障をきたす貝、海藻等を除去しなければならない。	表現の統一
4	3	18	3	2	(5)	受注者は、消波ブロック相互のかみ合せに留意し、不安定な状態が生じないように据え付けなければならない。	4	3	18	3	2	(5)	請負者は、消波ブロック相互のかみ合せに留意し、不安定な状態が生じないように据え付けなければならない。	表現の統一
4	3	18	3	2	(6)	受注者は、消波ブロック相互間に、間詰石や転落石のはまり込みがないように据え付けなければならない。	4	3	18	3	2	(6)	請負者は、消波ブロック相互間に、間詰石や転落石のはまり込みがないように据え付けなければならない。	表現の統一
4	3	18	3	2	(7)	受注者は、基礎面と消波ブロック間及び消波ブロック相互間に、かみ合わせの石等を挿入してはならない。	4	3	18	3	2	(7)	請負者は、基礎面と消波ブロック間及び消波ブロック相互間に、かみ合わせの石等を挿入してはならない。	表現の統一
4	3	19	2	1	(1)	受注者は、裏込材の施工について、既設構造物及び防砂目地板の破損に注意して施工しなければならない。なお、設計図書に特別の処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。	4	3	19	2	1	(1)	請負者は、裏込材の施工について、既設構造物及び防砂目地板の破損に注意して施工しなければならない。なお、設計図書に特別の処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。	表現の統一
4	3	19	2	1	(2)	受注者は、隣接構造物に影響を与えないよう裏込めの施工を行わなければならない。	4	3	19	2	1	(2)	請負者は、隣接構造物に影響を与えないよう裏込めの施工を行わなければならない。	表現の統一
4	3	19	2	2	2. 瀨取り	受注者は、瀨取りの施工について、既設構造物等に注意して施工しなければならない。	4	3	19	2	2	2. 瀨取り	請負者は、瀨取りの施工について、既設構造物等に注意して施工しなければならない。	表現の統一
4	3	19	2	3	3. 裏込均し	受注者は、設計図書に定めのある場合、整地仕上げしなければならない。	4	3	19	2	3	3. 裏込均し	請負者は、設計図書に定めのある場合、整地仕上げしなければならない。	表現の統一
4	3	19	2	4	(1)	受注者は、製作に先立ち、形状寸法を記載した製作図を工事監督員に提出しなければならない。	4	3	19	2	4	(1)	請負者は、製作に先立ち、形状寸法を記載した製作図を工事監督員に提出しなければならない。	表現の統一
4	3	19	2	4	(2)	受注者は、敷設に先立ち敷設面の異常の有無を確認しなければならない。	4	3	19	2	4	(2)	請負者は、敷設に先立ち敷設面の異常の有無を確認しなければならない。	表現の統一
4	3	19	2	4	(3)	受注者は、マットの目地処理を重ね合せとし、その重ね合せ幅は次のとおりとしなければならない。なお、これにより難しい場合、受注者は、施工に先立ち設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。	4	3	19	2	4	(3)	請負者は、マットの目地処理を重ね合せとし、その重ね合せ幅は次のとおりとしなければならない。なお、これにより難しい場合、請負者は、施工に先立ち設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。	表現の統一
4	3	19	2	4	(4)	受注者は、アスファルトマットの敷設を吊金具による水平吊りとしなければならない。なお、吊金具による水平吊りができない場合、受注者は、施工に先立ち設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。	4	3	19	2	4	(4)	請負者は、アスファルトマットの敷設を吊金具による水平吊りとしなければならない。なお、吊金具による水平吊りができない場合、請負者は、施工に先立ち設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。	表現の統一
4	3	19	3	1	(2)	受注者は、余水吐きの機能が低下することのないよう維持管理しなければならない。	4	3	19	3	1	(2)	請負者は、余水吐きの機能が低下することのないよう維持管理しなければならない。	表現の統一

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表

新条文（平成28年7月）					旧条文（平成25年7月）									
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
4	3	19	3	1	(3)	受注者は、設計図書に汚濁防止の特別の処置の定めのある場合は、それに従わなければならない。	4	3	19	3	1	(3)	請負者は、設計図書に汚濁防止の特別の処置の定めのある場合は、それに従わなければならない。	表現の統一
4	3	19	3	1	(4)	受注者は、施工区域及び運搬路で砂塵及び悪臭の防止に努めなければならない。なお、設計図書に防止処置の定めのある場合は、それに従わなければならない。	4	3	19	3	1	(4)	請負者は、施工区域及び運搬路で砂塵及び悪臭の防止に努めなければならない。なお、設計図書に防止処置の定めのある場合は、それに従わなければならない。	表現の統一
4	3	19	3	1	(5)	受注者は、隣接構造物等の状況を把握し、異常沈下、滑動等が生じる恐れがある場合及び生じた場合、直ちに工事監督員に通知し、設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。	4	3	19	3	1	(5)	請負者は、隣接構造物等の状況を把握し、異常沈下、滑動等が生じる恐れがある場合及び生じた場合、直ちに工事監督員に通知し、設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。	表現の統一
4	3	19	3	1	(6)	受注者は、裏埋と埋立を同時に施工する場合、裏埋区域に軟弱な泥土が流入、堆積しないようにしなければならない。	4	3	19	3	1	(6)	請負者は、裏埋と埋立を同時に施工する場合、裏埋区域に軟弱な泥土が流入、堆積しないようにしなければならない。	表現の統一
4	3	19	3	1	(7)	受注者は、タイロッド、タイワイヤー、その他埋設構造物付近の施工をする場合、その構造物に影響を与えないよう施工しなければならない。	4	3	19	3	1	(7)	請負者は、タイロッド、タイワイヤー、その他埋設構造物付近の施工をする場合、その構造物に影響を与えないよう施工しなければならない。	表現の統一
4	3	19	3	1	(8)	受注者は、裏埋を施工する場合、吸い出し防止材等に損傷を与えないよう施工しなければならない。	4	3	19	3	1	(8)	請負者は、裏埋を施工する場合、吸い出し防止材等に損傷を与えないよう施工しなければならない。	表現の統一
4	3	21	4	1	(2)	受注者は、路床を「JIS A 1210 突固めによる土の締固め試験方法(C,D,E)」により求めた最適含水比付近の含水比で、設計図書に定める締固め度に達するまで締固めなければならない。	4	3	21	4	1	(2)	請負者は、路床を「JIS A 1210 突固めによる土の締固め試験方法(C,D,E)」により求めた最適含水比付近の含水比で、設計図書に定める締固め度に達するまで締固めなければならない。	表現の統一
4	3	21	4	1	(3)	受注者は、工事監督員が指示した場合、路床最終仕上げ面のブルーローリングを行わなければならない。	4	3	21	4	1	(3)	請負者は、工事監督員が指示した場合、路床最終仕上げ面のブルーローリングを行わなければならない。	表現の統一
4	3	21	4	1	(4)	受注者は、路床盛土工の作業終了時又は作業を中断する場合には、表面に横断勾配を設けるとともに、平坦に締固めし、排水が良好に行われるようにしなければならない。	4	3	21	4	1	(4)	請負者は、路床盛土工の作業終了時又は作業を中断する場合には、表面に横断勾配を設けるとともに、平坦に締固めし、排水が良好に行われるようにしなければならない。	表現の統一
4	3	21	4	1	(5)	受注者は、路床盛土部分を運搬路に使用する場合、常に良好な状態に維持するものとし、路床盛土に悪影響を及ぼさないようにしなければならない。	4	3	21	4	1	(5)	請負者は、路床盛土部分を運搬路に使用する場合、常に良好な状態に維持するものとし、路床盛土に悪影響を及ぼさないようにしなければならない。	表現の統一
4	3	21	5	1	(1)	受注者は、施工中必要に応じて除雪又は排水を行い、掘削箇所、土取場及び盛土箇所に滞水を生じないように維持しなければならない。	4	3	21	5	1	(1)	請負者は、施工中必要に応じて除雪又は排水を行い、掘削箇所、土取場及び盛土箇所に滞水を生じないように維持しなければならない。	表現の統一
4	3	21	5	1	(2)	受注者は、地下水の排水を行う場合、その周辺に障害を及ぼさないよう十分注意し施工しなければならない。	4	3	21	5	1	(2)	請負者は、地下水の排水を行う場合、その周辺に障害を及ぼさないよう十分注意し施工しなければならない。	表現の統一
4	3	21	5	1	(3)	受注者は、周辺環境に影響を与えない排水処理方法を講じるものとする。なお、設計図書に排水処理方法の定めがある場合は、それに従わなければならない。	4	3	21	5	1	(3)	請負者は、周辺環境に影響を与えない排水処理方法を講じるものとする。なお、設計図書に排水処理方法の定めがある場合は、それに従わなければならない。	表現の統一
4	3	21	6	1	(1)	受注者は、設計図書に伐開、除根及び表土除去の定めのある場合は、それに従わなければならない。	4	3	21	6	1	(1)	請負者は、設計図書に伐開、除根及び表土除去の定めのある場合は、それに従わなければならない。	表現の統一
4	3	21	6	1	(2)	受注者は、伐開、除根及び表土除去後、切株の穴やゆるんだ原地盤は、ブルドーザ等で整地・締固めを行わなければならない。	4	3	21	6	1	(2)	請負者は、伐開、除根及び表土除去後、切株の穴やゆるんだ原地盤は、ブルドーザ等で整地・締固めを行わなければならない。	表現の統一
4	3	21	6	1	(3)	受注者は、伐開、除根及び表土除去により生じた切株等の処理方法について、事前に工事監督員に通知し、承諾を得なければならない。	4	3	21	6	1	(3)	請負者は、伐開、除根及び表土除去により生じた切株等の処理方法について、事前に工事監督員に通知し、承諾を得なければならない。	表現の統一
4	3	21	7	1	(1)	受注者は、設計図書の定めにより法面を正しい形状に仕上げなければならない。	4	3	21	7	1	(1)	請負者は、設計図書の定めにより法面を正しい形状に仕上げなければならない。	表現の統一
4	3	21	7	1	(2)	受注者は、法面の整形時にゆるんだ転石、岩塊等を除去しなければならない。	4	3	21	7	1	(2)	請負者は、法面の整形時にゆるんだ転石、岩塊等を除去しなければならない。	表現の統一
4	3	23	2	1	(1)	受注者は、係船柱外面のさび等を除去し、エポキシ樹脂塗料さび止めを1回塗らなければならない。	4	3	23	2	1	(1)	請負者は、係船柱外面のさび等を除去し、エポキシ樹脂塗料さび止めを1回塗らなければならない。	表現の統一
4	3	23	2	1	(2)	受注者は、下塗りにエポキシ樹脂塗料を1回塗らなければならない。	4	3	23	2	1	(2)	請負者は、下塗りにエポキシ樹脂塗料を1回塗らなければならない。	表現の統一

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表

新条文（平成28年7月）										旧条文（平成25年7月）									
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由					
4	3	23	2	1	(3)	受注者は、上塗りにエポキシ樹脂塗料(二液型)を2回塗らなければならない。	4	3	23	2	1	(3)	請負者は、上塗りにエポキシ樹脂塗料(二液型)を2回塗らなければならない。	表現の統一					
4	3	23	2	2	③	受注者は、塗装に先立ち、塗装間隔及びシンナー希釈率について、工事監督員の承諾を得なければならない。	4	3	23	2	2	③	請負者は、塗装に先立ち、塗装間隔及びシンナー希釈率について、工事監督員の承諾を得なければならない。	表現の統一					
4	3	23	2	2	④	受注者は、雨天又は風浪により海水のしぶきが著しい場合及び空中湿度85%以上の場合、作業を中止しなければならない。	4	3	23	2	2	④	請負者は、雨天又は風浪により海水のしぶきが著しい場合及び空中湿度85%以上の場合、作業を中止しなければならない。	表現の統一					
4	3	24	1	2	2	受注者は、工事の施工に伴い生じた建設副産物については、第1編1-1-20建設副産物の規定による。	4	3	24	1	2	2	請負者は、工事の施工に伴い生じた建設副産物については、第1編1-1-20建設副産物の規定による。	表現の統一					
4	3	24	1	3	3	受注者は、運搬処理を行うに当り、運搬物が飛散しないよう適正に処理を行わなければならない。	4	3	24	1	3	3	請負者は、運搬処理を行うに当り、運搬物が飛散しないよう適正に処理を行わなければならない。	表現の統一					
4	3	24	2	1	1. コンクリート取壊し	受注者は、連続するコンクリート構造物の一部の取壊し及びはつりを行う場合、必要に応じてあらかじめ切断するなど、他に影響を与えないように施工しなければならない。	4	3	24	2	1	1. コンクリート取壊し	請負者は、連続するコンクリート構造物の一部の取壊し及びはつりを行う場合、必要に応じてあらかじめ切断するなど、他に影響を与えないように施工しなければならない。	表現の統一					
4	3	24	3	1	(1)	受注者は、水中コンクリート構造物を取り壊し及びはつりを行う場合、既設構造物に損傷を与えないように施工しなければならない。	4	3	24	3	1	(1)	請負者は、水中コンクリート構造物を取り壊し及びはつりを行う場合、既設構造物に損傷を与えないように施工しなければならない。	表現の統一					
4	3	24	3	1	(2)	受注者は、作業中の汚濁等により第三者に被害を及ぼさないよう施工しなければならない。なお、設計図書に濁り防止のための特別な処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。	4	3	24	3	1	(2)	請負者は、作業中の汚濁等により第三者に被害を及ぼさないよう施工しなければならない。なお、設計図書に濁り防止のための特別な処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。	表現の統一					
4	3	24	3	2	(1)	受注者は、鋼材切断を行うに当り本体部材と兼用されている部分において、本体の部材に悪影響を与えないように処理しなければならない。	4	3	24	3	2	(1)	請負者は、鋼材切断を行うに当り本体部材と兼用されている部分において、本体の部材に悪影響を与えないように処理しなければならない。	表現の統一					
4	3	24	3	2	(5)	受注者は、部材にひずみを生じさせないように切断しなければならない。	4	3	24	3	2	(5)	請負者は、部材にひずみを生じさせないように切断しなければならない。	表現の統一					
4	3	24	3	2	(6)	受注者は、事前に切断箇所のさび、ごみ等を除去しなければならない。	4	3	24	3	2	(6)	請負者は、事前に切断箇所のさび、ごみ等を除去しなければならない。	表現の統一					
4	3	24	3	2	(7)	受注者は、降雨、降雪及び強風等の悪条件下で陸上又は海上切断作業を行ってはならない。ただし、防護処置等が講じられる場合は、切断作業を行うことができる。	4	3	24	3	2	(7)	請負者は、降雨、降雪及び強風等の悪条件下で陸上又は海上切断作業を行ってはならない。ただし、防護処置等が講じられる場合は、切断作業を行うことができる。	表現の統一					
4	3	24	3	3	3. 腹起・タイ材撤去	受注者は、腹起・タイ材撤去到り切断作業が生じた場合、本条第2項の規定によるものとする。	4	3	24	3	3	3. 腹起・タイ材撤去	請負者は、腹起・タイ材撤去到り切断作業が生じた場合、本条第2項の規定によるものとする。	表現の統一					
4	3	24	3	3	4. 舗装版撤去	受注者は、舗装版の一部の取壊し及びはつりを行う場合、必要に応じてあらかじめ切断するなど、他に影響を与えないように施工しなければならない。	4	3	24	3	3	4. 舗装版撤去	請負者は、舗装版の一部の取壊し及びはつりを行う場合、必要に応じてあらかじめ切断するなど、他に影響を与えないように施工しなければならない。	表現の統一					
4	3	24	3	3	5. 石材撤去	受注者は、水中石材撤去到り汚濁等により第三者に被害を及ぼさないよう施工しなければならない。なお、設計図書に濁り防止のための特別な処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。	4	3	24	3	3	5. 石材撤去	請負者は、水中石材撤去到り汚濁等により第三者に被害を及ぼさないよう施工しなければならない。なお、設計図書に濁り防止のための特別な処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。	表現の統一					
4	3	24	3	3	6. ケーソン撤去	受注者は、ケーソン撤去を行うに当り、付着した土砂、泥土、ごみ等を現場内で取り除いた後、運搬しなければならない。なお、これにより難しい場合は設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。	4	3	24	3	3	6. ケーソン撤去	請負者は、ケーソン撤去を行うに当り、付着した土砂、泥土、ごみ等を現場内で取り除いた後、運搬しなければならない。なお、これにより難しい場合は設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。	表現の統一					
4	3	24	3	3	7. ブロック撤去	受注者は、ブロック撤去を行うに当り、付着した土砂、泥土、ごみ等を現場内で取り除いた後、運搬しなければならない。なお、これにより難しい場合は設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。	4	3	24	3	3	7. ブロック撤去	請負者は、ブロック撤去を行うに当り、付着した土砂、泥土、ごみ等を現場内で取り除いた後、運搬しなければならない。なお、これにより難しい場合は設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。	表現の統一					
4	3	24	3	3	8. 鋼矢板・H形鋼杭引抜き撤去	受注者は、引き抜き跡の空洞を砂等で充填するなどして地盤沈下を生じないようにしなければならない。なお、これにより難しい場合は設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。	4	3	24	3	3	8. 鋼矢板・H形鋼杭引抜き撤去	請負者は、引き抜き跡の空洞を砂等で充填するなどして地盤沈下を生じないようにしなければならない。なお、これにより難しい場合は設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。	表現の統一					

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表

新条文（平成28年7月）					旧条文（平成25年7月）									
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
4	3	25	4	1	(2)	受注者は、仮設道路の施工に当り、予定交通量・地形・気候を的確に把握し、周囲の環境に影響のないよう対策を講じなければならない。	4	3	25	4	1	(2)	請負者は、仮設道路の施工に当り、予定交通量・地形・気候を的確に把握し、周囲の環境に影響のないよう対策を講じなければならない。	表現の統一
4	3	25	4	1	(3)	受注者は、仮設道路に一般交通がある場合には、一般交通の支障とならないようその維持管理に留意しなければならない。	4	3	25	4	1	(3)	請負者は、仮設道路に一般交通がある場合には、一般交通の支障とならないようその維持管理に留意しなければならない。	表現の統一
4	3	25	4	1	(4)	受注者は、仮設道路盛土の施工に当り、不等沈下を起こさないように締固めなければならない。	4	3	25	4	1	(4)	請負者は、仮設道路盛土の施工に当り、不等沈下を起こさないように締固めなければならない。	表現の統一
4	3	25	4	1	(5)	受注者は、仮設道路の盛土部法面を成形する場合は、法面の崩壊が起こらないように締固めなければならない。	4	3	25	4	1	(5)	請負者は、仮設道路の盛土部法面を成形する場合は、法面の崩壊が起こらないように締固めなければならない。	表現の統一
4	3	25	4	1	(6)	受注者は、仮設道路の敷砂利を行うに当り、石材を均一に敷均さなければならない。	4	3	25	4	1	(6)	請負者は、仮設道路の敷砂利を行うに当り、石材を均一に敷均さなければならない。	表現の統一
4	3	25	4	1	(7)	受注者は、安定シートを用いて仮設道路の盛土の安定を図る場合には、安定シートと盛土が一体化して所定の効果が発揮できるよう施工しなければならない。	4	3	25	4	1	(7)	請負者は、安定シートを用いて仮設道路の盛土の安定を図る場合には、安定シートと盛土が一体化して所定の効果が発揮できるよう施工しなければならない。	表現の統一
4	3	25	4	1	(8)	受注者は、般運搬処理を行うに当り、運搬物が飛散しないよう適正に処理を行わなければならない。	4	3	25	4	1	(8)	請負者は、般運搬処理を行うに当り、運搬物が飛散しないよう適正に処理を行わなければならない。	表現の統一
4	3	25	4	1	(9)	受注者は、仮設道路を既設構造物上に設置・撤去する場合は、既設構造物に悪影響を与えないようにしなければならない。	4	3	25	4	1	(9)	請負者は、仮設道路を既設構造物上に設置・撤去する場合は、既設構造物に悪影響を与えないようにしなければならない。	表現の統一
4	3	26	2	1	(3)	受注者は、溶接管理技術者（日本溶接協会規格WES-8103）を置く場合、設計図書のとす。	4	3	26	2	1	(3)	請負者は、溶接管理技術者（日本溶接協会規格WES-8103）を置く場合、設計図書のとす。	表現の統一
4	3	26	2	1	(5)	受注者は、水中溶接にシールドガスを使用する場合、設計図書のとす。	4	3	26	2	1	(5)	請負者は、水中溶接にシールドガスを使用する場合、設計図書のとす。	表現の統一
4	3	26	2	1	(6)	受注者は、溶接作業の事前に部材の溶接面及びその隣接部分のごみ、さび、塗料及び水分（水中溶接を除く。）等を十分に除去しなければならない。	4	3	26	2	1	(6)	請負者は、溶接作業の事前に部材の溶接面及びその隣接部分のごみ、さび、塗料及び水分（水中溶接を除く。）等を十分に除去しなければならない。	表現の統一
4	3	26	2	1	(7)	受注者は、降雨、降雪、強風及び気温5℃以下の低温等の悪条件下で陸上及び海上溶接作業を行ってはならない。ただし、防護処置、予熱等の対策が講じられる場合は、溶接作業を行うことができる。	4	3	26	2	1	(7)	請負者は、降雨、降雪、強風及び気温5℃以下の低温等の悪条件下で陸上及び海上溶接作業を行ってはならない。ただし、防護処置、予熱等の対策が講じられる場合は、溶接作業を行うことができる。	表現の統一
4	3	26	2	1	(8)	受注者は、設計図書に示す形状に正確に開先加工し、その面を平滑にしなければならない。	4	3	26	2	1	(8)	請負者は、設計図書に示す形状に正確に開先加工し、その面を平滑にしなければならない。	表現の統一
4	3	26	2	1	(9)	受注者は、設計図書に定めるルート間隔の保持又は部材の密着を確実に行わなければならない。	4	3	26	2	1	(9)	請負者は、設計図書に定めるルート間隔の保持又は部材の密着を確実に行わなければならない。	表現の統一
4	3	26	2	1	(10)	受注者は、仮付け又は組合せ治具の溶接を最小限とし、部材を過度に拘束してはならない。また、組合せ治具の溶接部のはつり跡は、平滑に仕上げ、仮付けを本溶接の一部とする場合は、欠陥の無いものとしなければならない。	4	3	26	2	1	(10)	請負者は、仮付け又は組合せ治具の溶接を最小限とし、部材を過度に拘束してはならない。また、組合せ治具の溶接部のはつり跡は、平滑に仕上げ、仮付けを本溶接の一部とする場合は、欠陥の無いものとしなければならない。	表現の統一
4	3	26	2	1	(11)	受注者は、多層溶接の場合、次層の溶接に先立ち、スラグ等を完全に除去し、各層の溶込みを完全にしなければならない。	4	3	26	2	1	(11)	請負者は、多層溶接の場合、次層の溶接に先立ち、スラグ等を完全に除去し、各層の溶込みを完全にしなければならない。	表現の統一
4	3	26	2	1	(12)	受注者は、当て金の隅角部で終るすみ肉溶接を回し溶接としなければならない。	4	3	26	2	1	(12)	請負者は、当て金の隅角部で終るすみ肉溶接を回し溶接としなければならない。	表現の統一
4	3	26	2	1	(13)	受注者は、溶接部に、割れ、ブローホール、溶込み不良、融合不良、スラグ巻込み、ピット、オーバーラップ、アンダーカット、ビード表面の不整及びクレーター並びにのど厚及びサイズの過不足等欠陥が生じた場合、手直しを行わなければならない。	4	3	26	2	1	(13)	請負者は、溶接部に、割れ、ブローホール、溶込み不良、融合不良、スラグ巻込み、ピット、オーバーラップ、アンダーカット、ビード表面の不整及びクレーター並びにのど厚及びサイズの過不足等欠陥が生じた場合、手直しを行わなければならない。	表現の統一

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表														
新条文（平成28年7月）					旧条文（平成25年7月）									
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
4	3	26	2	1	(14)	受注者は、溶接により著しいひずみを生じた場合、適切な手直し等の処置を行わなければならない。なお、ひずみの状況及び手直し等の処置内容を工事監督員に通知しなければならない。	4	3	26	2	1	(14)	請負者は、溶接により著しいひずみを生じた場合、適切な手直し等の処置を行わなければならない。なお、ひずみの状況及び手直し等の処置内容を工事監督員に通知しなければならない。	表現の統一
4	3	26	3	1	(4)	受注者は、部材にひずみを生じさせないよう切断しなければならない。	4	3	26	3	1	(4)	請負者は、部材にひずみを生じさせないよう切断しなければならない。	表現の統一
4	3	26	3	1	(5)	受注者は、事前に切断箇所のさび、ごみ等を除去しなければならない。	4	3	26	3	1	(5)	請負者は、事前に切断箇所のさび、ごみ等を除去しなければならない。	表現の統一
4	3	26	3	1	(6)	受注者は、降雨、降雪及び強風等の悪条件下で陸上又は海上切断作業を行ってはならない。ただし、防護処置等が講じられる場合は、切断作業を行うことができる。	4	3	26	3	1	(6)	請負者は、降雨、降雪及び強風等の悪条件下で陸上又は海上切断作業を行ってはならない。ただし、防護処置等が講じられる場合は、切断作業を行うことができる。	表現の統一
4	3	26	4	1	1. 清掃	受注者は、鋼構造物に付着した海生生物及びさび等を除去する場合、工事監督員の承諾を得なければならない。	4	3	26	4	1	1. 清掃	請負者は、鋼構造物に付着した海生生物及びさび等を除去する場合、工事監督員の承諾を得なければならない。	表現の統一
4	3	26	4	2	2. 削孔	受注者は、既設構造物に損傷を与えないように施工しなければならない。	4	3	26	4	2	2. 削孔	請負者は、既設構造物に損傷を与えないように施工しなければならない。	表現の統一
5	1	2	0	1		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合または、疑義がある場合は工事監督員と協議しなければならない。	5	1	2	0	1		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難い場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合又は、疑義がある場合は工事監督員と協議しなければならない。	表記の統一
5	1	2	0	1		国土交通省 仮締切堤設置基準(案)（平成26年12月一部改正）	5	1	2	0	1		国土交通省 仮締切堤設置基準(案)（平成22年6月一部改正）	改定年度を反映
5	1	5	1	1		本節は、護岸基礎工として作業土工(床掘り、埋戻し)、基礎工、矢板工、土台基礎工その他これらに類する工種について定める。	5	1	5	1	1		本節は、護岸基礎工として作業土工、基礎工、矢板工、土台基礎工その他これらに類する工種について定める。	表記の統一
5	1	6	1	1		本節は、矢板護岸工として作業土工(床掘り、埋戻し)、笠コンクリート工、矢板工その他これらに類する工種について定める。	5	1	6	1	1		本節は、矢板護岸工として作業土工、笠コンクリート工、矢板工その他これらに類する工種について定める。	表記の統一
5	1	7	1	5	5. 遮水シートの布設	受注者は、法覆護岸工の施工に際して、遮水シートを設置する場合は、法面を平滑に仕上げしてから布設しなければならない。また、シートの敷設方向及び重ね合わせ等に配慮して適切に施工するものとし、端部の接着はずれ、はく離等のないように施工しなければならない。	5	1	7	1	5	5. 遮水シートの布設	受注者は、法覆護岸工の施工に際して、遮水シートを設置する場合は、法面を平滑に仕上げしてから布設しなければならない。また、シートの重ね合わせ及び端部の接着はずれ、はく離等のないように施工しなければならない。	語句の修正 河川土工マニュアルでは端部のみ接着となっているが、現行条文では遮水シートの重ね合わせ部まで接着しなければならないと誤解される表現であるため、端部のみ接着する表現に修正する。
5	1	7	2	1		遮水シートは、止水材と被覆材からなり、シート有効幅2.0mの(1)又は(2)のいずれかの仕様による。	5	1	7	2	1		遮水シートは、止水材と被覆材からなり、シート有効幅2.0mの(1)又は(2)のいずれかの仕様による。	誤字の修正
5	1	7	2	1		表1-1 純ポリ塩化ビニル(厚さ:1mm、色:透明)の品質規格	5	1	7	2	1		表1-1 純ポリ塩化ビニル(厚さ:1mm、色:透明)の品質規格	誤字の修正
5	1	7	2	1		表1-2 エチレン酢酸ビニル(厚さ:1mm、色:透明)の品質規格	5	1	7	2	1		表1-2 エチレン酢酸ビニル(厚さ:1mm、色:透明)の品質規格	誤字の修正
5	1	7	2	1	⑤	上記①及び③は、公的試験機関の試験結果を添付するものとする。	5	1	7	2	1	⑤	上記①及び③は、公的試験機関の試験結果を添付するものとする。	表現の修正
5	1	7	2	1	②	受注者は、止水材及び被覆材の各々の製品に対しては、以下の要件を整えた品質を証明する資料を工事監督員に提出するものとする。	5	1	7	2	1	②	受注者は、止水材及び被覆材の各々の製品に対しては、次の要件を整えた品質を証明する資料を工事監督員に提出するものとする。	表記の統一
5	1	7	4	1	1.適用規定(1)	横帯コンクリート、小口正、縦帯コンクリート、巻止コンクリート、平張コンクリートの施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	5	1	7	4	1	1.適用規定(1)	横帯コンクリート、小口正、縦帯コンクリート、巻止コンクリート、平張コンクリートの施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	表現の統一

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表														
新条文（平成28年7月）						旧条文（平成25年7月）								
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
5	1	8	1	1		本節は、擁壁護岸工として作業土工(床掘り、埋戻し)、場所打擁壁工、プレキャスト擁壁工その他これらに類する工種について定める。	5	1	8	1	1		本節は、擁壁護岸工として作業土工、場所打擁壁工、プレキャスト擁壁工その他これらに類する工種について定める。	表現の修正
5	1	8	3	1		場所打擁壁工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	5	1	8	3	1		場所打擁壁工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	表現の統一
5	1	9	1	1	1.適用工種	本節は、根固め工として作業土工(床掘り、埋戻し)、根固めブロック工、間詰工、沈床工、捨石工、かご工その他これらに類する工種について定める。	5	1	9	1	1	1.適用工種	本節は、根固め工として作業土工、根固めブロック工、間詰工、沈床工、捨石工、かご工その他これらに類する工種について定める。	表現の統一
5	1	9	4	1	1.適用規定	間詰コンクリートの施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	5	1	9	4	1	1.適用規定	間詰コンクリートの施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	表現の統一
5	1	10	1	1	1.適用工種	本節は、水制工として作業土工(床掘り、埋戻し)、沈床工、捨石工、かご工、元付工、牛・枠工、杭出し水制工その他これらに類する工種について定める。	5	1	10	1	1	1.適用工種	本節は、水制工として作業土工、沈床工、捨石工、かご工、元付工、牛・枠工、杭出し水制工その他これらに類する工種について定める。	表現の統一
5	1	10	6	1		元付工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	5	1	10	6	1		元付工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	表現の統一
5	1	11	1	1		本節は、付帯道路工として作業土工(床掘り、埋戻し)、路側防護柵工、舗装準備工、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工、薄層カラー舗装工、ブロック舗装工、側溝工、集水樹工、縁石工、区画線工その他これらに類する工種について定める。	5	1	11	1	1		本節は、付帯道路工として作業土工、路側防護柵工、舗装準備工、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工、薄層カラー舗装工、ブロック舗装工、側溝工、集水樹工、縁石工、区画線工その他これらに類する工種について定める。	表現の統一
5	1	13	1	1		本節は、光ケーブル配管工として作業土工(床掘り、埋戻し)、配管工、ハンドホール工その他これらに類する工種について定める。	5	1	13	1	1		本節は、光ケーブル配管工として作業土工、配管工、ハンドホール工その他これらに類する工種について定める。	表現の統一
5	2	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準								「第2節適用すべき諸基準」を追記。
5	2	2	0	1		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、関係基準等によらなければならない。								
5	2	3	1	3	3.避難場所の確保等	受注者は、浚渫工の施工については、洪水に備え浚渫船、作業船及び作業に使用する機材の流出防止や洪水流下のさまたげにならないよう、 <b>施工前</b> に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。	5	2	2	1	3	3.避難場所の確保等	受注者は、浚渫工の施工については、洪水に備え浚渫船、作業船及び作業に使用する機材の流出防止や洪水流下のさまたげにならないよう、 <b>工事着手前</b> に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。	「工事着手前」とは、準備工事等(現場事務所等の建設または測量を開始することをいい、詳細設計を含む工事)にあつてはそれを含む)を行う前の事であるため、「施工前」に修正する。
5	2	3	1	4	4.支障落下物の除去	受注者は、浚渫工の施工については、船舶航行に支障をきたす物件を落とした場合には、直ちに <b>関係機関に通報及び工事監督員に連絡</b> するとともに、速やかに取り除かななければならない。	5	2	2	1	4	4.支障落下物の除去	受注者は、浚渫工の施工については、船舶航行に支障をきたす物件を落とした場合には、直ちに <b>工事監督員に通報</b> するとともに、速やかに取り除かななければならない。	表記の統一
5	2	4	1	3	3.避難場所の確保等	受注者は、浚渫工の施工については、洪水に備え浚渫船、作業船及び作業に使用する機材の流出防止や洪水流下のさまたげにならないよう、 <b>施工前</b> に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。	5	2	3	1	3	3.避難場所の確保等	受注者は、浚渫工の施工については、洪水に備え浚渫船、作業船及び作業に使用する機材の流出防止や洪水流下のさまたげにならないよう、 <b>工事着手前</b> に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。	「工事着手前」とは、準備工事等(現場事務所等の建設または測量を開始することをいい、詳細設計を含む工事)にあつてはそれを含む)を行う前の事であるため、「施工前」に修正する。
5	2	4	1	4	4.支障落下物の処置	受注者は、浚渫工の施工については、船舶航行に支障をきたす物件を落とした場合には、直ちに <b>関係機関に通報及び工事監督員に連絡</b> するとともに、速やかに取り除かななければならない。	5	2	3	1	4	4.支障落下物の処置	受注者は、浚渫工の施工については、船舶航行に支障をきたす物件を落とした場合には、直ちに <b>工事監督員に通報</b> するとともに、速やかに取り除かななければならない。	表記の統一

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表														
新条文 (平成28年7月)					旧条文 (平成25年7月)									
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
5	3	2	0	0		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員と協議しなければならない。	5	3	2	0	0		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員と協議しなければならない。	表記の統一
5	3	2	0	0		国土交通省 仮締切堤設置基準(案) (平成26年12月一部改正)	5	3	2	0	0		国土交通省 仮締切堤設置基準(案) (平成22年6月一部改正)	改定年度を反映
5	3	2	0	0		国土交通省 機械工事共通仕様書(案) (平成25年3月)	5	3	2	0	0		国土交通省 機械工事共通仕様書(案) (平成19年3月)	改定年度を反映
5	3	2	0	0		国土交通省 機械工事施工管理基準(案) (平成22年4月)	5	3	2	0	0		国土交通省 機械工事施工管理基準(案) (平成22年4月)	
5	3	5	1	1	1.適用工種	本節は、樋門・樋管本体工として作業土工(床掘り、埋戻し)、既製杭工、場所打杭工、矢板工、函渠工、翼壁工、水叩工その他これらに類する工種について定める。	5	3	5	1	1	1.適用工種	本節は、樋門・樋管本体工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、矢板工、函渠工、翼壁工、水叩工その他これらに類する工種について定める。	表記の統一
5	3	5	6	4	4.ヒューム管の施工	受注者は、ヒューム管の施工にあたり以下の事項により施工しなければならない。	5	3	5	6	4	4.ヒューム管の施工	受注者は、ヒューム管の施工にあたり下記の事項により施工しなければならない。	表記の統一
5	3	5	6	4	(3)	受注者は、基礎工の上に通りよく管を据付けるとともに、管の下面及びカラーの周囲にはコンクリートまたは固練りモルタルを充填し、空隙及び漏水が生じないように施工しなければならない。	5	3	5	6	4	(3)	受注者は、基礎工の上に通りよく管を据付けるとともに、管の下面及びカラーの周囲にはコンクリート又は固練りモルタルを充填し、空隙あるいは漏水が生じないように施工しなければならない。	表記の統一
5	3	5	6	5	5.コルゲートパイプの布設	受注者は、コルゲートパイプの布設にあたり以下の事項により施工しなければならない。	5	3	5	6	5	5.コルゲートパイプの布設	受注者は、コルゲートパイプの布設にあたり下記の事項により施工しなければならない。	表記の統一
5	3	5	6	5	(1)	布設するコルゲートパイプの基床及び裏込め土は、砂質土または砂とし、受注者は、パイプが不均等な外圧等により変形しないよう、十分な締め固めを行わなければならない。	5	3	5	6	5	(1)	布設するコルゲートパイプの基床は、砂質土又は砂とする。	注意点の補強
5	3	5	6	6	6.コンクリート構造の樋門及び樋管	受注者は、鉄筋コンクリート(RC)及びプレストレストコンクリート(PC)構造の樋門及び樋管について以下の事項によらなければならない。	5	3	5	6	6	6.樋門及び樋管	受注者は、鉄筋コンクリート(RC)及びプレストレストコンクリート(PC)構造の樋門及び樋管について下記の事項によらなければならない。	表記の統一
5	3	5	6	7	7.鋼管の布設	受注者は、鋼管の布設について以下の事項によらなければならない。	5	3	5	6	7	7.鋼管の布設	受注者は、鋼管の布設について下記の事項によらなければならない。	表記の統一
5	3	5	6	7	(6)	受注者は、以下の場合には、鋼製部材の現場塗装を行ってはならない。	5	3	5	6	7	(6)	受注者は、下記の場合には、鋼製部材の現場塗装を行ってはならない。	表記の統一
5	3	5	6	7	③	塗料の乾燥前に降雨、雪、霜のおそれがあるとき。	5	3	5	6	7	③	塗膜の乾燥前に降雨、雪、霜のおそれがあるとき。	
5	3	5	6	7	⑤	降雨等で表面が濡れているとき。	5	3	5	6	7	⑤	鋼材表面が湿気を帯びているとき。	表現の統一
5	3	5	6	7	⑥	風が強いとき及び塵埃が多いとき。	5	3	5	6	7			表現の統一
5	3	5	6	7	⑦	その他、工事監督員が不適当と認めたとき。	5	3	5	6	7	⑥	その他、工事監督員が不適当と認めたとき。	
5	3	6	1	1		本節は、護床工として作業土工(床掘り、埋戻し)、根固めブロック工、間詰工、沈床工、捨石工、かご工その他これらに類する工種について定める。	5	3	6	1	1		本節は、護床工として作業土工、根固めブロック工、間詰工、沈床工、捨石工、かご工その他これらに類する工種について定める。	表記の統一
5	3	6	4	1	1.適用規定	間詰コンクリートの施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	5	3	6	4	1	1.適用規定	間詰コンクリートの施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	表記の統一
5	3	7	1	1		本節は、水路工として作業土工(床掘り、埋戻し)、側溝工、集水樹工、暗渠工、樋門接続暗渠工その他これらに類する工種について定める。	5	3	7	1	1		本節は、水路工として作業土工、側溝工、集水樹工、暗渠工、樋門接続暗渠工その他これらに類する工種について定める。	表記の統一
5	3	8	1	1		本節は、付属物設置工として作業土工(床掘り、埋戻し)、防止柵工、境界工、銘板工、点検施設工、階段工、観測施設工、グラウトホール工その他これらに類する工種について定める。	5	3	8	1	1		本節は、付属物設置工として作業土工、防止柵工、境界工、銘板工、点検施設工、階段工、観測施設工、グラウトホール工その他これらに類する工種について定める。	表記の統一
5	3	8	4	4	4.境界ブロックの施工	受注者は、境界ブロックの施工においては、据付け前に清掃し、基礎の上に安定よく据付け、目地モルタルを充填しなければならない。	5	3	8	4	4	4.境界ブロックの施工	受注者は、境界ブロックの施工においては、据付け前に清掃し、基礎の上に安定よく据付け、目地モルタルを充填しなければならない。	表記の統一

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表													
新条文（平成28年7月）						旧条文（平成25年7月）							
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
5	4	2	0	0	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員と協議しなければならない。	5	4	2	0	0	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難い場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員と協議しなければならない。	表記の統一	
5	4	2	0	0	国土交通省 仮締切堤設置基準(案)(平成26年12月一部改正)	5	4	2	0	0	国土交通省 仮締切堤設置基準(案) (平成22年6月一部改正)	改定年度を反映	
5	4	2	0	0	ダム・堰施設技術協会ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・マニュアル編)(平成26年9月)	5	4	2	0	0	ダム・堰施設技術協会ダム・堰施設技術基準(案)(同解説) (平成21年6月)	改定年度を反映	
5	4	2	0	0	日本道路協会 道路橋示方書・同解説(I 共通編Ⅱ鋼橋編)(平成24年3月)	5	4	2	0	0	日本道路協会 道路橋示方書・同解説(I 共通編Ⅱ鋼橋編) (平成14年3月)	改定年度を反映	
5	4	2	0	0	日本道路協会 道路橋示方書・同解説(I 共通編Ⅲコンクリート橋編)(平成24年3月)	5	4	2	0	0	日本道路協会 道路橋示方書・同解説(I 共通編Ⅲコンクリート橋編)(平成14年3月)	改定年度を反映	
5	4	2	0	0	日本道路協会 道路橋示方書・同解説(I 共通編Ⅳ下部構造編)(平成24年3月)	5	4	2	0	0	日本道路協会 道路橋示方書・同解説(I 共通編Ⅳ下部構造編)(平成14年3月)	改定年度を反映	
5	4	6	1	1	1.適用工種 本節は、水門本体工として作業土工(床掘り、埋戻し)、既製杭工、場所打杭工、矢板工(遮水矢板)、床版工、堰柱工、門柱工、ゲート操作台工、胸壁工、翼壁工、水叩工その他これらに類する工種について定める。	5	4	6	1	1	1.適用工種 本節は、水門本体工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、矢板工(遮水矢板)、床版工、堰柱工、門柱工、ゲート操作台工、胸壁工、翼壁工、水叩工その他これらに類する工種について定める。	表記の統一	
5	4	7	1	1	本節は、護床工として作業土工(床掘り、埋戻し)、根固めブロック工、間詰工、沈床工、捨石工、かご工その他これらに類する工種について定める。	5	4	7	1	1	本節は、護床工として作業土工、根固めブロック工、間詰工、沈床工、捨石工、かご工その他これらに類する工種について定める。	表記の統一	
5	4	7	4	1	1.適用規定 間詰コンクリートの施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	5	4	7	4	1	1.適用規定 間詰コンクリートの施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	表現の統一	
5	4	8	1	1	本節は、付属物設置工として作業土工(床掘り、埋戻し)、防正補工、境界工、管理橋受台工、銘板工、点検施設工、階段工、観測施設工その他これらに類する工種について定める。	5	4	8	1	1	本節は、付属物設置工として作業土工、防正補工、境界工、管理橋受台工、銘板工、点検施設工、階段工、観測施設工その他これらに類する工種について定める。	表記の統一	
5	4	9	2	4	4.試験結果の提出 受注者は、以下の材料を使用する場合は、試験結果を工事に使用する前に工事監督員へ提出しなければならない。ただし、これまでに使用実績があるものを用いる場合には、工事監督員の承諾を得て、試験結果の提出を省略する事ができる。	5	4	9	2	4	4.試験結果の提出 受注者は、以下の材料を使用する場合は、試験結果を、工事に使用する前に工事監督員に提出しなければならない。ただし、これまでに使用実績があるものを用いる場合には、その試験成績表を工事監督員が承諾した場合に、受注者は、試験結果の提出を省略する事ができるものとする。	文章表現の修正	
5	4	9	2	5	なお、品質の証明を工事監督員に承諾された瀝青材料であっても、製造60日を経過した材料を使用してはならない。	5	4	9	2	5	なお、承諾を得た瀝青材料であっても、製造60日を経過した材料を使用してはならない。	表現の適正化	
5	4	12	2	1	伸縮装置工の施工については、第3編2-3-24伸縮装置工の規定による。	5	4	12	2	1	伸縮装置工の施工については、第3編2-3-24の規定による。		
5	4	14	1	2	2.施工計画書 受注者は、コンクリート管理橋の製作工については、以下の事項を施工計画書に記載しなければならない。	5	4	14	1	2	2.施工計画書 受注者は、コンクリート管理橋の製作工については、次の事項を施工計画書に記載しなければならない。	表記の統一	
5	4	15	2	1	支保工及び支保工基礎の施工については、第1編第3章第8節型枠・支保の規定による。	5	4	15	2	1	支保工及び支保工基礎の施工については、第1編第3章第8節型枠・支保の規定による。	表現の統一	
5	4	18	10	2	2.配合 現場練りコンクリートを使用する場合は、配合設計を行い、設計図書に関して工事監督員の承諾を得るものとする。	5	4	18	10	2	2.配合 現場練りコンクリートを使用する場合は配合設計を行い、設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。	表記の統一	
5	4	18	10	4	4.初期養生 初期養生においては、コンクリート皮膜養生剤を原液濃度で70g/m <sup>2</sup> 程度を入念に散布し、三角屋根、麻袋等で十分に行うものとする。	5	4	18	10	4	4.初期養生 初期養生において、コンクリート皮膜養生剤を原液濃度で70g/m <sup>2</sup> 程度を入念に散布し、三角屋根、麻袋等で十分に行うこと。	表記の統一	
5	4	18	10	6	6.横収縮目地及び縦目地 横収縮目地及び縦目地は、カット目地とし、横収縮目地は30mに1ヶ所程度打込み目地とするものとする。	5	4	18	10	6	6.横収縮目地及び縦目地 横収縮目地及び縦目地は、カット目地とし、横収縮目地は30mに1箇所程度打込み目地とする。	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例：施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例：1ヶ所、2ヶ所…)。	

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表														
新条文（平成28年7月）					旧条文（平成25年7月）									
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
5	5	2	0	0		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員と協議しなければならない。	5	5	2	0	0		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員と協議しなければならない。	表記の統一
5	5	2	0	0		ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準(案)( <b>基準解説編・マニュアル編</b> ) (平成26年9月)	5	5	2	0	0		ダム・堰施設技術協会ダム・堰施設技術基準(案)( <b>同解説</b> ) (平成21年6月)	改定年度を反映
5	5	2	0	0		国土交通省 仮締切堤設置基準(案) (平成26年12月一部改正)	5	5	2	0	0		国土交通省 仮締切堤設置基準(案) (平成22年6月一部改正)	改定年度を反映
5	5	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(I 共通編 II 鋼橋編) (平成24年3月)	5	5	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(I 共通編 II 鋼橋編) (平成14年3月)	改定年度を反映
5	5	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(I 共通編 III コンクリート橋編) (平成24年3月)	5	5	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(I 共通編 III コンクリート橋編) (平成14年3月)	改定年度を反映
5	5	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(I 共通編 IV 下部構造編) (平成24年3月)	5	5	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(I 共通編 IV 下部構造編) (平成14年3月)	改定年度を反映
5	5	6	1	1	1.適用工種	本節は、可動堰本体工として作業土工(床掘り・埋戻し)、既製杭工、場所打杭工、オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工、矢板工、床版工、堰柱工、門柱工、ゲート操作台工、水叩工、閘門工、土砂吐工、取付擁壁工その他これらに類する工種について定める。	5	5	6	1	1	1.適用工種	本節は、可動堰本体工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工、矢板工、床版工、堰柱工、門柱工、ゲート操作台工、水叩工、閘門工、土砂吐工、取付擁壁工その他これらに類する工種について定める。	表記の統一
5	5	6	1	2	2.適用規定	受注者は、可動堰本体工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術基準(案)( <b>基準解説編・マニュアル編</b> ) (平成26年9月) 第7章施工の規定による。これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。	5	5	6	1	2	2.適用規定	受注者は、可動堰本体工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術基準(案)第6章施工の規定による。これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。	改定年度を反映
5	5	7	1	1	1.適用工種	本節は、固定堰本体工として作業土工(床掘り・埋戻し)、既製杭工、場所打杭工、オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工、矢板工、堰本体工、水叩工、土砂吐工、取付擁壁工その他これらに類する工種について定める。	5	5	7	1	1	1.適用工種	本節は、固定堰本体工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工、矢板工、堰本体工、水叩工、土砂吐工、取付擁壁工その他これらに類する工種について定める。	表記の統一
5	5	7	1	2	2.適用規定	受注者は、固定堰本体工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術基準(案)( <b>基準解説編・マニュアル編</b> ) (平成26年9月) 第7章施工の規定による。これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。	5	5	7	1	2	2.適用規定	受注者は、固定堰本体工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術基準(案)第6章施工の規定による。これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。	改定年度を反映
5	5	8	1	1	1.適用工種	本節は、魚道工として作業土工(床掘り・埋戻し)、魚道本体工その他これらに類する工種について定める。	5	5	8	1	1	1.適用工種	本節は、魚道工として作業土工、魚道本体工その他これらに類する工種について定める。	表記の統一
5	5	8	1	2	2.適用規定	受注者は、魚道工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術基準(案)( <b>基準解説編・マニュアル編</b> ) (平成26年9月) 第7章施工の規定による。これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。	5	5	8	1	2	2.適用規定	受注者は、魚道工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術基準(案)第7章施工の規定による。これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。	改定年度を反映
5	5	15	1	2	2.施工計画書	受注者は、コンクリート管理橋の製作工については、施工計画書へ以下の事項を記載しなければならない。	5	5	15	1	2	2.施工計画書	受注者は、コンクリート管理橋の製作工については、施工計画書へ次の事項を記載しなければならない。	表記の統一
5	5	16	1	2	2.施工計画書	受注者は、コンクリート管理橋の製作工については、施工計画書へ以下の事項を記載しなければならない。	5	5	16	1	2	2.施工計画書	受注者は、コンクリート管理橋の製作工については、施工計画書へ次の事項を記載しなければならない。	表記の統一
5	5	20	1	0		本節は、付属物設置工として作業土工(床掘り・埋戻し)、防止柵工、境界工、銘板工、点検施設工、階段工、観測施設工、グラウトホール工その他これらに類する工種について定める。	5	5	20	1	0		本節は、付属物設置工として作業土工、防止柵工、境界工、銘板工、点検施設工、階段工、観測施設工、グラウトホール工その他これらに類する工種について定める。	表記の統一
5	6	2	0	0		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員と協議しなければならない。	5	6	2	0	0		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員と協議しなければならない。	表記の統一
5	6	2	0	0		ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準(案)( <b>基準解説編・マニュアル編</b> ) (平成26年9月)	5	6	2	0	0		ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準(案)( <b>同解説</b> ) (平成21年6月)	改定年度を反映

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表																		
新条文（平成28年7月）					旧条文（平成25年7月）													
編	章	節	条	項	新条文	編	章	節	条	項	新条文	編	章	節	条	項	現行条文	改定理由
5	6	2	0	0		国土交通省 仮締切堤設置基準(案) (平成26年12月一部改正)	5	6	2	0	0		国土交通省 仮締切堤設置基準(案) (平成22年6月一部改正)					改定年度を反映
5	6	4	1	1	1.適用工種	本節は、機場本体内として作業土工(床掘り、埋戻し)、既製杭工、場所打杭工、矢板工、本体内、燃料貯油槽工その他これらに類する工種について定める。	5	6	4	1	1	1.適用工種	本節は、機場本体内として作業土工、既製杭工、場所打杭工、矢板工、本体内、燃料貯油槽工その他これらに類する工種について定める。					表記の統一
5	6	5	1	1	1.適用工事	本節は、沈砂池工として作業土工(床掘り・埋戻し)、既製杭工、場所打杭工、矢板工、場所打擁壁工、コンクリート床版工、ブロック床版工、場所打水路工その他これらに類する工事について定める。	5	6	5	1	1	1.適用工事	本節は、沈砂池工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、矢板工、場所打擁壁工、コンクリート床版工、ブロック床版工、場所打水路工その他これらに類する工事について定める。					表記の統一
5	6	5	8	6	6.適用規定	間詰コンクリートの施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	5	6	5	8	6	6.適用規定	間詰コンクリートの施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。					表現の統一
5	6	6	1	1	1.適用工種	本節は、吐出水槽工として作業土工(床掘り、埋戻し)、既製杭工、場所打杭工、矢板工、本体内その他これらに類する工種について定める。	5	6	6	1	1	1.適用工種	本節は、吐出水槽工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、矢板工、本体内その他これらに類する工種について定める。					表現の統一
5	7	2	0	0		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員と協議しなければならない。	5	7	2	0	0		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難い場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員と協議しなければならない。					表現の統一
5	7	2	0	0		国土交通省 仮締切堤設置基準(案) (平成26年12月一部改正)	5	7	2	0	0		国土交通省 仮締切堤設置基準(案) (平成22年6月一部改正)					改定年度を反映
5	7	4	6	1	1.適用規定	本体内の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	5	7	4	6	1	1.適用規定	本体内の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。					表現の統一
5	7	4	8	2	2.適用規定	水叩工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	5	7	4	8	2	2.適用規定	水叩工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。					表現の統一
5	7	5	1	6		また、シートの重ね合わせ及び端部の接着はずれ、はく離等のないように施工しなければならない。	5	7	5	1	6		また、シートの重ね合わせ及び端部の接着はずれ、剥離等のないように施工しなければならない。					語句修正、表記・表現の統一
5	7	5	4	1	1.適用規定(1)	本体内の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	5	7	5	4	1	1.適用規定(1)	本体内の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。					表現の統一
5	7	5	5	1	1.適用規定	垂直壁工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	5	7	5	5	1	1.適用規定	垂直壁工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。					表現の統一
5	7	5	6	1	1.適用規定	側壁工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	5	7	5	6	1	1.適用規定	側壁工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。					表現の統一
5	7	6	1	1	1.適用工種	本節は、山留擁壁工として作業土工(床掘り、埋戻し)、コンクリート擁壁工、ブロック積擁壁工、石積擁壁工、山留擁壁基礎工その他これらに類する工種について定める。	5	7	6	1	1	1.適用工種	本節は、山留擁壁工として作業土工、コンクリート擁壁工、ブロック積擁壁工、石積擁壁工、山留擁壁基礎工その他これらに類する工種について定める。					表現の統一
5	7	6	3	2	2.適用規定	コンクリート擁壁工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	5	7	6	3	2	2.適用規定	コンクリート擁壁工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。					表現の統一
5	8	2	0	0		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員と協議しなければならない。	5	8	2	0	0		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難い場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員と協議しなければならない。					表現の統一
5	8	5	2	3	3.雑草	受注者は、人力により雑草の抜き取りを施工しなければならない。	5	8	5	2	3	3.雑草	受注者は、人力により雑草の抜き取りを施工するものとする。					表現の統一
5	8	6	4	1	1.ボーリンググラウト工の施工	受注者は、施工にあたっては、水中施工を行ってはならない。	5	8	6	4	1	1.ボーリンググラウト工の施工	受注者は、施工にあたっては、水中施工を行ってはいいけない。					表現の統一
5	8	7	2	4	4.堤体材料	堤体材料については、現況堤体材料と同等の材料を使用しなければならない。	5	8	7	2	4	4.堤体材料	堤体材料については、現況堤体材料と同等の材料を使用するものとする。					表現の統一

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表

新条文（平成28年7月）										旧条文（平成25年7月）									
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由					
5	8	9	1	1		本節は、付属物設置工として防護柵工、境界杭工、作業土工(床掘り、埋戻し)、付属物設置工その他これらに類する工種について定める。	5	8	9	1	1		本節は、付属物設置工として防護柵工、境界杭工、作業土工、付属物設置工その他これらに類する工種について定める。	表現の統一					
5	8	10	1	1		本節は、光ケーブル配管工として作業土工(床掘り、埋戻し)、配管工、ハンドホール工その他これらに類する工種について定める。	5	8	10	1	1		本節は、光ケーブル配管工として作業土工、配管工、ハンドホール工その他これらに類する工種について定める。	表現の統一					
5	8	14	1	1	1.一般事項	受注者は、設備搬出処理を行うにあたっては、運搬物が飛散しないように、 <b>適正な処置を行わなければならない。</b>	5	8	14	1	1	1.一般事項	受注者は、設備搬出処理及び発生材運搬を行う場合は、運搬物が飛散しないよう <b>しなければならない。</b>	文章表現の統一					
5	9	2	0	1		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員と協議しなければならない。	5	9	2	0	1		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、 <b>下記の</b> 基準類による。これにより難い場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員と協議しなければならない。						
5	9	2	0	0		日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 (平成26年3月)	5	9	2	0	0		日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧 (平成17年12月)	改定年度を反映					
5	9	2	0	0		ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・マニュアル編) (平成26年9月)	5	9	2	0	0		ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準(案)(同解説) (平成21年6月)	改定年度を反映					
5	9	6	1	1		本節は、堤脚保護工として作業土工(床掘り、埋戻し)、石積工、コンクリートブロック工その他これに類する工種について定める。	5	9	6	1	1		本節は、堤脚保護工として作業土工、石積工、コンクリートブロック工その他これに類する工種について定める。	表記の統一					
5	9	7	1	1		本節は、管理用通路工として防護柵工、作業土工(床掘り、埋戻し)、路面切削工、舗装打換え工、オーバーレイ工、排水構造物工、道路付属物工その他これに類する工種について定める。	5	9	7	1	1		本節は、管理用通路工として防護柵工、作業土工、路面切削工、舗装打換え工、オーバーレイ工、排水構造物工、道路付属物工その他これに類する工種について定める。	表記の統一					
5	9	7	8	3	3.堤防定規断面	受注者は、施工に際して堤防定規断面を侵しては <b>ならない。</b>	5	9	7	8	3	3.堤防定規断面	受注者は、施工に際して堤防定規断面を侵しては <b>いけない。</b>	表現の統一					
5	9	8	3	2	2.塩分付着の水洗い	受注者は、海岸地域に架設または保管されていた場合、海上輸送を行った場合、その他臨海地域を長距離輸送した場合など部材に塩分の付着が懸念された場合には、塩分付着量の測定を行いNaClが50mg/m <sup>2</sup> 以上の時は水洗い <b>しなければならない。</b>	5	9	8	3	2	2.塩分付着の水洗い	受注者は、海岸地域に架設又は保管されていた場合、海上輸送を行った場合、その他臨海地域を長距離輸送した場合など部材に塩分の付着が懸念された場合には、塩分付着量の測定を行いNaClが50mg/m <sup>2</sup> 以上の時は水洗い <b>するものとする。</b>	表現の統一					
6	1	5	1	1	1.一般事項	本節は、護岸基礎工として作業土工(床掘り、埋戻し)、捨石工、場所打コンクリート工、海岸コンクリートブロック工、笠コンクリート工、基礎工、矢板工その他これらに類する工種について定める。	6	1	5	1	1	1.一般事項	本節は、護岸基礎工として作業土工、捨石工、場所打コンクリート工、海岸コンクリートブロック工、笠コンクリート工、基礎工、矢板工その他これらに類する工種について定める。	表記の統一					
6	1	5	2	1	1.一般事項	護岸基礎に使用する捨石の寸法及び質量ならびに比重は、設計図書に <b>よるものとする。</b>	6	1	5	2	1	1.一般事項	護岸基礎に使用する捨石の寸法及び質量ならびに比重は、設計図書に <b>よらなければならない。</b>	表現の統一					
6	1	5	2	2	2.材料の品質	護岸基礎に使用する石は、JIS A 5006(割ぐり石)に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとし、使用にあたっては、工事監督員の承諾を得る <b>ものとする。</b>	6	1	5	2	2	2.材料の品質	護岸基礎に使用する石は、JIS A 5006(割ぐり石)に適合したもの又は、これと同等以上の品質を有するものとし、使用にあたっては、工事監督員の承諾を得 <b>なければならない。</b>	表現の統一					
6	1	5	3	1		作業土工の施工については、第3編3-2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定による。	6	1	5	3	1		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定による。	表記の統一					
6	1	5	5	1	1.一般事項	受注者は、場所打コンクリートの施工にあたっては、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定に <b>よらなければならない。</b>	6	1	5	5	1	1.一般事項	受注者は、場所打コンクリートの施工にあたっては、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	表現の統一					
6	1	5	5	3	3.潮待作業	受注者は、潮待作業で施工する場合には、設計図書に <b>よらなければならない。</b> なお、これにより難い場合には設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。	6	1	5	5	3	3.潮待作業	受注者は、潮待作業で施工する場合には、設計図書に <b>よるものとする。</b> なお、これにより難い場合には設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。	表現の統一					
6	1	5	6	6	6.養生	受注者は、コンクリート打設後の施工については、第1編3-6-9養生の規定に <b>よらなければならない。</b> お、養生用水に海水を使用してはならない。	6	1	5	6	6	6.養生	コンクリート打設後の施工については、第1編3-6-9養生の規定による。なお、養生用水に海水を使用してはならない。	表現の統一					

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表														
新条文（平成28年7月）						旧条文（平成25年7月）								
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
6	1	6	1	6	6.吸出防止材の敷設	受注者は、護岸と基層(裏込め)との間に吸出防止材を敷設するにあたっては、設計図書によらなければならない。また、敷設に先立ち、敷設面の異常の有無を確認しなければならない。	6	1	6	1	6	6.吸出防止材の敷設	受注者は、護岸と基層(裏込め)との間に吸出防止材を敷設するにあたっては、設計図書による。また、敷設に先立ち、敷設面の異常の有無を確認しなければならない。	表現の統一
6	1	6	2	2	2.一般事項	アスファルトマットの形状寸法、構造、強度、補強材の種類及びアスファルト合材の配合は設計図書によるものとする。	6	1	6	2	2	2.一般事項	アスファルトマットの形状寸法、構造、強度、補強材の種類及びアスファルト合材の配合は設計図書によらなければならない。	表現の統一
6	1	6	2	4	4.設計図書の工事監督員の承諾(1)	受注者は、アスファルトマット製作に先立ち、アスファルト合材の配合報告書及び図面を作成し、設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。	6	1	6	2	4	4.設計図書の工事監督員の承諾(1)	アスファルトマット製作に先立ち、アスファルト合材の配合報告書及び図面を作成し、設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。	表現の統一
6	1	6	5	1	1.止水板の施工	受注者は、止水板を施工するにあたっては、めくれ、曲げが生じないように設置しなければならない。また、両側のコンクリートに均等に設置しなければならない。	6	1	6	5	1	1.止水板の施工	受注者は、止水板を施工するにあたっては、めくれ、曲げが生じないようにまた、両側のコンクリートに均等に設置しなければならない。	表現の統一
6	1	7	1	0		本節は、擁壁工として作業土工(床掘り、埋戻し)、場所打擁壁工その他これらに類する工種について定める。	6	1	7	1	0		本節は、擁壁工として作業土工、場所打擁壁工その他これらに類する工種について定める。	表記の統一
6	1	9	2	0		波返工の施工に使用する止水板の種類及び規格は、設計図書によるものとする。	6	1	9	2	0		波返工の施工に使用する止水板の種類及び規格は、設計図書によらなければならない。	表現の統一
6	1	9	3	2	2.止水板の施工	受注者は、止水板を施工するにあたっては、めくれ、曲げが生じないように設置しなければならない。また、両側のコンクリートに均等に設置しなければならない。	6	1	9	3	2	2.止水板の施工	受注者は、止水板を施工するにあたっては、めくれ、曲げが生じないようにまた、両側のコンクリートに均等に設置しなければならない。	表現の統一
6	1	10	1	2	2.目地の施工位置	受注者は、裏法被覆の目地の施工位置は設計図書に従って施工しなければならない。なお、裏法被覆の目地は、表法被覆の目地と一致させるものとする。	6	1	10	1	2	2.目地の施工位置	受注者は、裏法被覆の目地の施工位置は設計図書に従って施工しなければならない。なお、裏法被覆の目地は、表法被覆の目地と一致させなければならない。	表現の統一
6	1	11	1	2	2.一般事項(2)	受注者は、カルバートの施工にあたっては、「道路土工—カルバート工指針7-1 基本方針、道路土工要綱 2-7 排水施設の施工の規定」(日本道路協会、平成22年3月)によらなければならない。これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。	6	1	11	1	2	2.一般事項(2)	受注者は、カルバートの施工にあたっては、道路土工—カルバート工指針7-1 基本方針、道路土工要綱2-7排水施設の施工の規定による。これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。	基準の説明追加
6	1	11	2	0	1-11-2	材料	6	1	11	2	0	1-11-2	材料	
6	1	11	2	1		受注者は、プレキャストカルバート工の施工に使用する材料は、設計図書によるが記載なき場合、「道路土工—カルバート工指針4-4 使用材料、4-5 許容応力度」(日本道路協会、平成22年3月)の規定によらなければならない。これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。	6	1	11	2	1		受注者は、プレキャストカルバート工の施工に使用する材料は、設計図書によるが記載なき場合、道路土工—カルバート工指針4-4使用材料、4-5許容応力度の規定による。これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。	表現の修正 基準の説明追加
6	1	12	1	0		本節は、排水構造物工として作業土工(床掘り、埋戻し)、側溝工、集水樹工、管渠工、場所打水路工その他これらに類する工種について定める。	6	1	12	1	0		本節は、排水構造物工として作業土工、側溝工、集水樹工、管渠工、場所打水路工その他これらに類する工種について定める。	表記の統一
6	1	12	5	5	5.管の据付け	受注者は、基礎工の上に通りよぐ管を据付けるとともに、管の下面及びカラーの周囲にはコンクリートまたは固練りモルタルを充填し、空隙あるいは漏水が生じないように施工しなければならない。	6	1	12	5	5	5.管の据付け	受注者は、基礎工の上に通りよぐ管を据付けるとともに、管の下面及びカラーの周囲にはコンクリート又は固練りモルタルを充てんし、空隙あるいは漏水が生じないように施工しなければならない。	表記の統一
6	1	12	5	7	7.コルゲートパイプの布設	受注者は、コルゲートパイプの布設にあたり以下の事項により施工しなければならない。	6	1	12	5	7	7.コルゲートパイプの布設	受注者は、コルゲートパイプの布設にあたり次の事項により施工しなければならない。	表記の統一
6	1	12	5	0	(2)	受注者は、コルゲートパイプの組立てについては、上流側または高い側のセクションを下流側または低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合は、パイプ断面の両側で行うものとし、底部及び頂部で行ってはならない。また、埋戻し後も可能な限りボルトの緊結状態を点検し、ゆるんでいるものがあれば締直しを行わなければならない。	6	1	12	5	0	(2)	コルゲートパイプの組立ては、上流側又は高い側のセクションを下流側又は低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合はパイプ断面の両側で行うものとする。また重ね合わせは底部及び頂部で行ってはならない。なお、埋戻し後もボルトの緊結状態を点検し、ゆるんでいるものがあれば締直しを行わなければならない。	表記の統一



土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表														
新条文（平成28年7月）					旧条文（平成25年7月）									
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
6	4	3	3	0		作業船及び機械運転工の施工については、第5編2-3-3作業船及び機械運転工の規定による。	6	4	2	3	0		受注者は、浚渫にあたり揚船船、交通船、警戒船等の作業する場合は、第5編2-2-3作業船及び機械運転工の規定による。	引用先の条番号修正による。
6	4	4	3	0		作業船運転工の施工については、第5編2-4-3作業船運転工の規定による。	6	4	3	3	0		受注者は、浚渫にあたり揚船船、交通船、警戒船等の作業する場合は、台数、設置位置等を施工計画に記載しなければならない。	文章の適正化
6	5	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準								第2節適用すべき諸基準」を追記。
6	5	2	0	1		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、関係基準等によらなければならない。								
7	1	0	0	0	第1章	砂防堰堤	7	1	0	0	0	第1章	砂防えん堤	
7	1	2	0	0		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員と協議しなければならない。	7	1	2	0	0		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難い場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員と協議しなければならない。	表現の統一
7	1	2	0	0		土木学会 コンクリート標準示方書(ダムコンクリート編) (平成25年10月)	7	1	2	0	0		土木学会 コンクリート標準示方書(ダムコンクリート編) (平成20年3月)	改定年度を反映
7	1	2	0	0		土木学会 コンクリート標準示方書(施工編) (平成25年3月)	7	1	2	0	0		土木学会 コンクリート標準示方書(施工編) (平成20年3月)	改定年度を反映
7	1	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(I 共通編II 鋼橋編) (平成24年3月)	7	1	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(I 共通編II 鋼橋編) (平成14年3月)	改定年度を反映
7	1	2	0	0		日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 (平成26年3月)	7	1	2	0	0		日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧 (平成17年12月)	改定年度を反映
7	1	3	3	0	1-3-3	鋼製堰堤製作工	7	1	3	3	0	1-3-3	鋼製えん堤製作工	表現の統一
7	1	3	3	1		鋼製堰堤製作工の施工については、第3編3-2-12-3桁製作工の規定による。	7	1	3	3	1		鋼製えん堤製作工の施工については、第3編2-12-3桁製作工の規定による。	表現の統一
7	1	3	4	0	1-3-4	鋼製堰堤仮設材製作工	7	1	3	4	0	1-3-4	鋼製えん堤仮設材製作工	表現の統一
7	1	6	1	2	2.適用規定	受注者は、法面の施工にあたって、「道路土工のり面工・斜面安定工指針 3設計と施工」(日本道路協会、平成21年6月)、「のり枠工の設計・施工指針第8章吹付枠工、第9章プレキャスト枠工、第10章現場打ちコンクリート枠工、第11章中詰工」(全国特定法面保護協会、平成25年10月)、「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工」(地盤工学会、平成24年5月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。	7	1	6	1	2	2.適用規定	受注者は、法面の施工にあたって、「道路土工のり面工・斜面安定工指針3設計と施工」(日本道路協会、平成21年6月)、「のり枠工の設計・施工指針第5章施工」(全国特定法面保護協会、平成15年3月)、「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工」(地盤工学会、平成12年3月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。	「グラウンドアンカー設計・施工基準」の発行年月。「のり枠工の設計・施工指針」の対応章の修正。
7	1	8	0	0	第8節	コンクリート堰堤工	7	1	8	0	0	第8節	コンクリートえん堤工	表現の統一
7	1	8	1	1	1.適用工種	本節は、コンクリート堰堤工として作業土工(床掘り・埋戻し)、埋戻し工、コンクリート堰堤本体工、コンクリート側壁工、コンクリート副堰堤工、間詰工、水叩工その他これらに類する工種について定める。	7	1	8	1	1	1.適用工種	本節は、コンクリートえん堤工として作業土工、埋戻し工、コンクリートえん堤本体工、コンクリート側壁工、コンクリート副えん堤工、間詰工、水叩工その他これらに類する工種について定める。	表現の統一
7	1	8	1	5	5.新コンクリートの打継	受注者は、旧コンクリートの材齢が0.75m以上～1.0m未満リフトの場合は3日(中2日)、1.0m以上～1.5m未満のリフトの場合は4日(中3日)1.5m以上2.0m以下のリフトの場合は5日(中4日)に達した後に新コンクリートを打継がなければならない。これにより難い場合は、施工前に設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。	7	1	8	1	5	5.新コンクリートの打継	受注者は、旧コンクリートの材齢が0.75m以上～1.0m未満リフトの場合は3日(中2日)、1.0m以上～1.5m未満のリフトの場合は4日(中3日)1.5m以上2.0m以下のリフトの場合は5日(中4日)に達した後に新コンクリートを打継がなければならない。これにより難い場合は、施工前に設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。	表現の統一

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表												
新条文（平成28年7月）					旧条文（平成25年7月）							
編	章	節	条	項	新条文	編	章	節	条	項	現行条文	改定理由
7	1	8	1	6	6.コンクリートの打込み 受注者は、コンクリートの打込みを、日平均気温が4℃を超え25℃以下の範囲に予想されるときに実施しなければならない。日平均気温の予想がこの範囲にない場合には、第1編第3章第9節暑中コンクリート、第10節寒中コンクリートの規定による。なお、以下の事項に該当する場合はコンクリートの打込みについて、施工前に設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。	7	1	8	1	6	6.コンクリートの打込み 受注者は、コンクリートの打込みを、日平均気温が4℃を超え25℃以下の範囲に予想されるときに実施しなければならない。日平均気温の予想がこの範囲にない場合には、第1編第3章9節暑中コンクリート、10節寒中コンクリートの規定による。	表現の統一
					削除	7	1	8	1	6	(1) コンクリート打設現場の日平均気温が4℃以下になるおそれのある場合。	寒中コンクリートの規定によるとしているので削
7	1	8	4	0	1-8-4 コンクリート堰堤本体工	7	1	8	4	0	1-8-4 コンクリートえん堤本体工	表記の統一
7	1	8	4	4	4.水平打継目の処理 受注者は、水平打継目の処理については、圧力水等により、レイタンス、雑物を取り除き、コンクリート表面を粗にし、清掃しなければならない。	7	1	8	3	4	4.水平打継目の処理 受注者は、水平打継目の処理については、圧力水等により、レイタンス、雑物を取り除くと共に清掃しなければならない。	諸基準の改定に伴う修正
7	1	8	4	9	9.コンクリートの養生 受注者は、コンクリートを一定期間、十分な湿潤状態に保たなければならない。養生方法の選定にあたっては、その効果を確かめ、適切に湿潤養生期間を定めなければならない。	7	1	8	3	9	9.コンクリートの養生 受注者は、コンクリートの養生を散水等により行わなければならない。コンクリートの養生方法については、外気温、配合、構造物の大きさを考慮して適切に行わなければならない。	諸基準の改定に伴う修正
7	1	8	5	0	1-8-5 コンクリート副堰堤工	7	1	8	5	0	1-8-5 コンクリート副えん堤工	表記の統一
7	1	8	5	0	コンクリート副堰堤工の施工については、第8編8-1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定による。	7	1	8	5	0	コンクリート副えん堤工の施工については、第7編1-8-4コンクリートえん堤本体工の規定による。	表記の統一
7	1	9	0	0	第9節 鋼製堰堤工	7	1	9	0	0	第9節 鋼製えん堤工	表記の統一
7	1	9	1	1	1.鋼製堰堤工の種類 本節は、鋼製堰堤工として作業土工（床掘り、埋戻し）、埋戻し工、鋼製堰堤本体工、鋼製側壁工、コンクリート側壁工、間詰工、水叩工、現場塗装工その他これらに類する工種について定める。	7	1	9	1	1	1.鋼製えん堤工の種類 本節は、鋼製えん堤工として作業土工、埋戻し工、鋼製えん堤本体工、鋼製側壁工、コンクリート側壁工、間詰工、水叩工、現場塗装工その他これらに類する工種について定める。	表記の統一
7	1	9	5	0	1-9-5 鋼製堰堤本体工	7	1	9	5	0	1-9-5 鋼製えん堤本体工	表記の統一
7	1	9	5	2	2.適用規定 隔壁コンクリート基礎、均しコンクリート、コンクリート、吸出し防止材の施工については、第7編1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定による。	7	1	9	5	2	2.適用規定 隔壁コンクリート基礎、均しコンクリート、コンクリート、吸出し防止材の施工については、第7編1-8-4コンクリートえん堤本体工の規定による。	表記の統一
7	1	9	6	0	鋼製側壁工の施工については、第7編1-9-5鋼製堰堤本体工の規定による。	7	1	9	6	0	鋼製側壁工の施工については、第7編1-9-5鋼製えん堤本体工の規定による。	表記の統一
7	1	10	1	0	本節は、護床工・根固め工として作業土工（床掘り、埋戻し）、埋戻し工、根固めブロック工、間詰工、沈床工、かご工、元付工その他これらに類する工種について定める。	7	1	10	1	0	本節は、護床工・根固め工として作業土工、埋戻し工、根固めブロック工、間詰工、沈床工、かご工、元付工その他これらに類する工種について定める。	表記の統一
7	1	10	8	0	元付工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	7	1	10	8	0	元付工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	表現の統一
7	1	11	0	0	第11節 砂防堰堤付属物設置工	7	1	11	0	0	第11節 砂防えん堤付属物設置工	表記の統一
7	1	11	1	0	本節は、砂防堰堤付属物設置工として作業土工（床掘り、埋戻し）、防止柵工、境界工、銘板工、点検施設工、その他これらに類する工種について定める。	7	1	11	1	0	本節は、砂防えん堤付属物設置工として作業土工、防止柵工、境界工、銘板工、点検施設工、その他これらに類する工種について定める。	表記の統一
7	1	11	4	4	4.境界ブロックの施工 受注者は、境界ブロックの施工においては、据付け前に清掃し、基礎上に安定よく据付け、目地モルタルを充填しなければならない。	7	1	11	4	4	4.境界ブロックの施工 受注者は、境界ブロックの施工においては、据付け前に清掃し、基礎上に安定よく据付け、目地モルタルを充てんしなければならない。	表記の統一
7	1	12	1	0	本節は、付帯道路工として作業土工（床掘り、埋戻し）、路側防護柵工、舗装準備工、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工、薄層カラー舗装工、側溝工、集水樹工、縁石工、区画線工その他これらに類する工種について定める。	7	1	12	1	0	本節は、付帯道路工として作業土工、路側防護柵工、舗装準備工、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工、薄層カラー舗装工、側溝工、集水樹工、縁石工、区画線工その他これらに類する工種について定める。	表記の統一
7	2	2	0	0	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員と協議しなければならない。	7	2	2	0	0	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員と協議しなければならない。	表現の統一

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表														
新条文（平成28年7月）					旧条文（平成25年7月）									
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
7	2	2	0	0		日本道路協会 道路土工－擁壁工指針（平成24年7月）	7	2	2	0	0		日本道路協会 道路土工－擁壁工指針（平成11年3月）	改定年度を反映
7	2	4	1	0		本節は、流路護岸工として作業土工（床掘り、埋戻し）、埋戻し工、基礎工（護岸）、コンクリート擁壁工、ブロック積擁壁工、石積擁壁工、護岸付属土工、植生工その他これらに類する工種について定める。	7	2	4	1	0		本節は、流路護岸工として作業土工、埋戻し工、基礎工（護岸）、コンクリート擁壁工、ブロック積擁壁工、石積擁壁工、護岸付属土工、植生工その他これらに類する工種について定める。	表現の統一
7	2	4	5	0		コンクリート擁壁工の施工については、第7編1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定による。	7	2	4	5	0		コンクリート擁壁工の施工については、第7編1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定による。	
7	2	5	1	0		本節は、床固め工として作業土工（床掘り、埋戻し）、埋戻し工、床固め本体工、垂直壁工、側壁工、水叩工、魚道工その他これらに類する工種について定める。	7	2	5	1	0		本節は、床固め工として作業土工、埋戻し工、床固め本体工、垂直壁工、側壁工、水叩工、魚道工その他これらに類する工種について定める。	表現の統一
7	2	5	4	0		床固め本体工の施工については、第7編1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定による。	7	2	5	4	0		床固め本体工の施工については、第7編1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定による。	表現の統一
7	2	5	5	0		垂直壁工の施工については、第7編1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定による。	7	2	5	5	0		垂直壁工の施工については、第7編1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定による。	表現の統一
7	2	5	8	0		魚道工の施工については、第7編1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定による。	7	2	5	8	0		魚道工の施工については、第7編1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定による。	表現の統一
7	2	6	1	0		本節は、根固め・水制工として作業土工（床掘り、埋戻し）、埋戻し工、根固めブロック工、間詰工、捨石工、かご工、元付工その他これらに類する工種について定める。	7	2	6	1	0		本節は、根固め・水制工として作業土工、埋戻し工、根固めブロック工、間詰工、捨石工、かご工、元付工その他これらに類する工種について定める。	表現の統一
7	2	6	8	0		元付工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	7	2	6	8	0		元付工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	表現の統一
7	3	2	0	1		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員と協議しなければならない。	7	3	2	0	1		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難い場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員と協議しなければならない。	表現の統一
7	3	2	0	1		全国特定法面保護協会 のり枠工の設計施工指針（平成25年10月）	7	3	2	0	1		全国特定法面保護協会 のり枠工の設計施工指針（平成18年11月）	改定年度を反映
7	3	2	0	1		日本道路協会 道路土工－擁壁工指針（平成24年7月）	7	3	2	0	1		日本道路協会 道路土工－擁壁工指針（平成11年3月）	改定年度を反映
7	3	2	0	1		土木研究センター 補強土（テールアルメ）壁工法 設計・施工マニュアル（平成26年8月）	7	3	2	0	1		土木研究センター 補強土（テールアルメ）壁工法設計・施工マニュアル（平成15年11月）	改定年度を反映
7	3	2	0	1		地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説（平成24年5月）	7	3	2	0	1		地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説（平成12年3月）	改定年度を反映
7	3	2	0	1		PCフレーム協会 PCフレーム工法設計・施工の手引き（平成24年9月）	7	3	2	0	1		PCフレーム協会 PCフレーム工法設計・施工の手引き（平成17年7月）	改定年度を反映
7	3	5	1	0		本節は、擁壁工として作業土工（床掘り、埋戻し）、既製杭工、場所打擁壁工、プレキャスト擁壁工、補強土壁工、井桁ブロック工、落石防護工、その他これらに類する工種について定める。	7	3	5	1	0		本節は、擁壁工として作業土工、既製杭工、場所打擁壁工、プレキャスト擁壁工、補強土壁工、井桁ブロック工、落石防護工、その他これらに類する工種について定める。	表現の統一
7	3	5	4	0		現場打擁壁工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	7	3	5	4	0		現場打擁壁工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	表現の統一
7	3	6	1	1	1.適用工種	本節は、山腹水路工として作業土工（床掘り、埋戻し）、山腹集水路・排水路工、山腹明暗渠工、山腹暗渠工、集水樹工、現場打水路工その他これらに類する工種について定める。	7	3	6	1	1	1.適用工種	本節は、山腹水路工として作業土工、山腹集水路・排水路工、山腹明暗渠工、山腹暗渠工、集水樹工、現場打水路工その他これらに類する工種について定める。	表現の統一
7	3	7	1	1	1.適用工種	本節は、地下水排除工として作業土工（床掘り、埋戻し）、井戸中詰工、集排水ボーリング工、集水井工その他これらに類する工種について定める。	7	3	7	1	1	1.適用工種	本節は、地下水排除工として作業土工、井戸中詰工、集排水ボーリング工、集水井工その他これらに類する工種について定める。	表現の統一

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表

新条文（平成28年7月）										旧条文（平成25年7月）									
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由					
7	3	8	1	0		本節は、地下水遮断工として作業土工(床掘り、埋戻し)、場所打擁壁工、固結工、矢板工その他これらに類する工種について定める。	7	3	8	1	0		本節は、地下水遮断工として作業土工、場所打擁壁工、固結工、矢板工その他これらに類する工種について定める。	表現の統一					
7	3	8	3	0		現場打擁壁工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	7	3	8	3	0		現場打擁壁工の施工については、第1編3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	表現の統一					
7	3	9	1	1	1.適用工種	本節は、抑止杭工として作業土工(床掘り、埋戻し)、既製杭工、場所打杭工、シャフト工(深礎工)、合成杭工、その他これらに類する工種について定める。	7	3	9	1	1	1.適用工種	本節は、抑止杭工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、シャフト工(深礎工)、合成杭工、その他これらに類する工種について定める。	表現の統一					
8	1	2	0	0		土木学会 コンクリート標準示方書(ダムコンクリート編) (平成25年10月)	8	1	2	0	0		土木学会コンクリート標準示方書(ダムコンクリート編) (平成20年3月)	改定年度を反映					
8	1	3	2	0		掘削は、以下に分類し、その判定は工事監督員が行うものとする。	8	1	3	2	0		掘削は、次の2種類に分類し、その判定は工事監督員が行うものとする。	表現の修正					
8	1	3	9	0		受注者は、以下の場合には、工事監督員の指示に従い第8編1-3-5岩盤面処理4項の岩盤清掃を行い、コンクリート打設直前に工事監督員の再確認を受けなければならない。	8	1	3	9	0		受注者は、次の場合には、工事監督員の指示に従い第8編1-3-5岩盤面処理4項の岩盤清掃を行い、コンクリート打設直前に工事監督員の再確認を受けなければならない。	表現の統一					
8	1	4	1	3	3.骨材使用時の注意(1)	受注者は、設計図書に基づいて製造した骨材を使用しなければならない。	8	1	4	1	3	3.骨材使用時の注意(1)	受注者は、設計図書に基づいて骨材の製造を行い、骨材を使用しなければならない。	文章表現の修正					
8	1	4	5	2	2.各材料の計量	受注者は、各材料の計量にあたっては、1練り分ずつ質量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液は、容積で計量してもよい。	8	1	4	5	2	2.各材料の計量	受注者は、各材料の計量にあたっては、1練り分ずつ質量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液は、容積で計量してもよいものとする。	表現の統一					
8	1	4	6	2	2.ミキサの練りまぜ性能試験	受注者は、JIS A 8603-2(コンクリートミキサ 第2部:練混ぜ性能試験方法)によりミキサの練りまぜ性能試験を行い、十分な性能を有することを確かめてから使用するものとし、試験結果は整理・保管するとともに、工事監督員または工事検査員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。また、試験の結果、異常が発見された場合は速やかに工事監督員へ報告しなければならない。	8	1	4	6	2	2.ミキサの練りまぜ性能試験	受注者は、JIS A1119(ミキサで練り混ぜたコンクリート中のモルタルの差及び粗骨材量の差の試験方法)によりミキサの練りまぜ性能試験を行い、十分な性能を有することを確かめてから使用するものとし、試験結果は整理・保管するとともに、工事監督員又は工事検査員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。また、試験の結果、異常が発見された場合は速やかに工事監督員へ報告しなければならない。	諸基準の改定に伴う修正					
8	1	4	6	5	5.1練りの量及び練りまぜ時間の決定	受注者は、1練りの量及び練りまぜ時間を、JIS A 8603-2(コンクリートミキサ 第2部:練混ぜ性能試験方法)により試験を行ったうえで決定しなければならない。	8	1	4	6	5	5.1練りの量及び練りまぜ時間の決定	受注者は、1練りの量及び練りまぜ時間を、JIS A1119(ミキサで練り混ぜたコンクリート中のモルタルの差及び粗骨材量の差の試験方法)により試験を行ったうえで決定しなければならない。	諸基準の改定に伴う修正					
8	1	4	6	5	(2)	受注者は、強制練りミキサを用いる場合は、JIS A 8603-2(コンクリートミキサ 第2部:練混ぜ性能試験方法)により練りまぜ性能試験を行い、十分な性能を有することを確かめるものとし、試験結果は整理・保管するとともに、工事監督員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。また、試験の結果、異常が発見された場合は速やかに工事監督員へ報告しなければならない。	8	1	4	6	5	(2)	受注者は、強制練りミキサを用いる場合は、JIS A1119(ミキサで練り混ぜたコンクリート中のモルタルの差及び粗骨材量の差の試験方法)により練りまぜ性能試験を行い、十分な性能を有することを確かめるものとし、試験結果は整理・保管するとともに、工事監督員又は工事検査員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。また、試験の結果、異常が発見された場合は速やかに工事監督員へ報告する。	諸基準の改定に伴う修正					
8	1	4	6	9	9.不適合配合の処分	受注者は、コンクリート製造設備の故障や計量の誤りにより、以下に示す配合とならなかった場合、及び工事監督員が廃棄を指示したコンクリートについては、適切に運搬し、処分しなければならない。	8	1	4	6	9	9.不適合配合の処分	受注者は、コンクリート製造設備の故障や計量の誤りにより、次に示す配合とならなかった場合、及び工事監督員が廃棄を指示したコンクリートについては、適切に運搬し、処分しなければならない。	表現の統一					
8	1	4	9	4	4.1リフトの高さ	1リフトの高さは、設計図書による。	8	1	4	9	4	4.1リフトの高さ	1リフトの高さは、設計図書によらなければならない。	表現の統一					
8	1	4	9	5	5.ハーフリフト高さ	受注者は、以下の場合には、ハーフリフト高さとしなければならない。	8	1	4	9	5	5.ハーフリフト高さ	受注者は、次の場合には、ハーフリフト高さとしなければならない。	表現の統一					
8	1	4	9	6	6.コンクリートの打ち上がり速度等	受注者は、コンクリートの打ち上がり速度等については、以下に示す速度等としなければならない。	8	1	4	9	6	6.コンクリートの打ち上がり速度	受注者は、コンクリートの打ち上がり速度については、次に示す速度等としなければならない。	表現の統一					

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表												
新条文（平成28年7月）					旧条文（平成25年7月）							
編	章	節	条	項	新条文	編	章	節	条	項	現行条文	改定理由
8	1	4	10	2	2.コンクリートの締固め 受注者は、コンクリートの締固めにあたっては、棒状バイブレータを用いなければならない。ただし、棒状バイブレータの使用が困難で、かつ型枠に近い場所には型枠バイブレータを使用して確実に締固めなければならない。	8	1	4	10	2	2.内部振動機 受注者は、コンクリートの締固めにあたっては、手持ち式内部振動機又はジョベル系の機械に搭載した内部振動機を用いなければならない。	諸基準の改定に伴う修正
8	1	4	10	3	3.棒状バイブレータの性能 受注者は、設計図書に示す性能を有する棒状バイブレータを用いなければならない。	8	1	4	10	3	3.内部振動機の性能 受注者は、設計図書に示す性能を有する内部振動機を用いなければならない。	諸基準の改定に伴う修正
8	1	4	10	4	4.棒状バイブレータの操作 受注者は、棒状バイブレータを鉛直に差込み、コンクリート全体が一緒に締固められるようにし、層打ちの場合には、棒状バイブレータが下層に入るようにしなければならない。	8	1	4	10	4	4.内部振動機の操作 受注者は、内部振動機を鉛直に差込み、コンクリート全体が一緒に締固められるようにし、層打ちの場合には、内部振動機が下層に入るようにしなければならない。	諸基準の改定に伴う修正
8	1	4	10	4	また、棒状バイブレータを用いてコンクリートを横移動させてはならない。	8	1	4	10	4	また、内部振動機を用いてコンクリートを横移動させてはならない。	諸基準の改定に伴う修正
8	1	4	10	5	5.締固め時間 受注者は、粗骨材が表面に露出せず、上面にモルタルがあり、さらに人が上面に乗れるまで、締固めを行わなければならない。	8	1	4	10	5	5.内部振動時間 受注者は、コンクリートの体積の減少が認められなくなり、空気あわが出ず、水が表面に現れて、コンクリート全体が均一に溶け合ったようにみえるまで、内部振動を行わなければならない。	諸基準の改定に伴う修正
8	1	4	10	5	また、棒状バイブレータは、コンクリートからゆっくり引抜き、穴が残らないようにしなければならない。	8	1	4	10	5	また、内部振動機は、コンクリートからゆっくり引抜き、穴が残らないようにしなければならない。	諸基準の改定に伴う修正
8	1	4	11	4	4.レイタンス、浮き石の除去 受注者は、設計図書に示す水平打継目の処理にあたっては、既に打ち込まれたコンクリートの表面のレイタンス、品質の悪いコンクリート、緩んだ骨材粒等を完全に除去し、コンクリート表面を粗にした後、十分に吸水させなければならない。また、その時期については、工事監督員と協議しなければならない。	8	1	4	11	4	4.レイタンス、浮き石の除去 受注者は、設計図書に示す水平打継目の処理にあたっては、レイタンス、浮き石を確実に除去するものとし、その時期については、工事監督員と協議しなければならない。	諸基準の改定に伴う修正
8	1	4	12	2	2.打込み直後の養生 受注者は、コンクリートの表面を荒らさないで作業できる程度に硬化した後に、露出面を一定期間、十分な湿潤状態に保たなければならない。養生方法の選定、期間については設計図書によらなければならない。	8	1	4	12	2	2.打込み直後の養生 受注者は、養生にあたっては、コンクリート打込み直後は灌水又は表面をシート等で覆わなければならない。また、コンクリートが養生作業によって害を受けない程度に硬化した後は、常に湿潤状態に保つものとし、その方法、期間については設計図書によらなければならない。	諸基準の改定に伴う修正
8	1	5	1	2	2.型枠材料 型枠は、鋼製型枠とする。受注者は、これにより難しい場合は、工事監督員と協議しなければならない。	8	1	5	1	2	2.型枠材料 型枠は、鋼製型枠とする。ただし、これ以外の場合は、工事監督員と協議しなければならない。	文章表現の修正
8	1	5	2	3	3.はく離材 せき板内面に塗布するはく離材は、コンクリートに悪影響を与えず、また、汚色を残さないものとする。	8	1	5	2	3	3.はく離材 せき板内面に塗布するはく離材は、コンクリートに悪影響を与えず、また、汚色を残さないものでなければならない。	表現の統一
8	1	5	4	1	1.施工計画書 受注者は、やむを得ずコンクリート表面に生じた豆板、ボルトの穴、型枠取りはずしによって生じた損傷部及び型枠の不完全によってできた不陸等の処置にあたっては、あらかじめ処置方法を定め施工計画書へ記載する。	8	1	5	4	1	1.施工計画書 受注者は、やむを得ずコンクリート表面に生じた豆板、ボルトの穴、型枠取りはずしによって生じた損傷部及び型枠の不完全によってできた不陸等の処置にあたっては、あらかじめ処置方法を定め施工計画書へ記載することとする。	表現の統一
8	1	7	2	4	4.通水試験 受注者は、冷却管及び附属品の設置が完了したときには、コンクリートの打込み前に通水試験を行い、工事監督員の確認を得た後でなければならない。	8	1	7	2	4	4.通水試験 受注者は、冷却管及び附属品の設置が完了したときには、通水試験を行い、工事監督員の確認を得た後でなければ、コンクリートの打込みを行ってはならない。	文章表現の修正
8	1	7	4	1	1.接合 受注者は、以下に示す方法により止水板の接合を行わなければならない。	8	1	7	4	1	1.接合 受注者は、次に示す方法により止水板の接合を行わなければならない。	表現の統一
8	1	8	3	1	1.一般事項 受注者は、冷却用設備の設置にあたっては、以下の事項に基づき設置計画図を作成し、設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。	8	1	8	3	1	1.一般事項 受注者は、冷却用設備の設置にあたっては、次の事項に基づき設置計画図を作成し、設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。	表現の統一
8	1	8	4	4	(2) 受注者は、継目グラウチングを行った後、工事監督員の立会いのもとに冷却管内にセメントミルクを充填しなければならない。	8	1	8	4	4	(2) 受注者は、継目グラウチングを行った後、工事監督員の立会いのもとに冷却管内にセメントミルクを充てんしなければならない。	表現の統一
8	1	8	4	4	(3) 受注者は、セメントミルクの充填に先立ち冷却管に圧さく空気を送り込み、管内に残る水を排出しなければならない。	8	1	8	4	4	(3) 受注者は、セメントミルクの充てんに先立ち冷却管に圧さく空気を送り込み、管内に残る水を排出しなければならない。	表現の統一

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表														
新条文（平成28年7月）					旧条文（平成25年7月）									
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
8	1	8	4	4	(4)	受注者は、冷却管充填後には、箱抜き部をモルタルで詰めなければならない。	8	1	8	4	4	(4)	受注者は、冷却管充てん後には、箱抜き部をモルタルで詰めなければならない。	表現の統一
8	1	10	2	2	2.継目の動きの 限度	注入時における継目の動きの限度は、設計図書による。	8	1	10	2	2	2.継目の動きの 限度	注入時における継目の動きの限度は、設計図書によらなければならない。	
8	1	10	2	4	4.グラウチング 順序	受注者は、以下に示す順序でグラウチングを行わなければならない。	8	1	10	2	4	4.グラウチング 順序	受注者は、次に示す順序でグラウチングを行わなければならない。	表現の統一
8	1	10	4	4	(4)	受注者は、以下の手順を経て注入を完了する。	8	1	10	4	4	(4)	受注者は、次の手順を経て注入を完了する。	表現の統一
8	1	10	4	5		受注者は、注入開始と同時に、以下の測定を行わなければならない。	8	1	10	4	5		受注者は、注入水開始と同時に、次の各項の測定を行わなければならない。	表現の統一
8	1	11	1	2	2.一般事項	受注者は、堤内仮排水路部、その他工事で便宜上設けた堤体内の一次的開口部を、すべてコンクリートにより完全に閉塞するものとする。	8	1	11	1	2	2.一般事項	受注者は、堤内仮排水路部、その他工事で便宜上設けた堤体内の一次的開口部を、すべてコンクリートで完全に詰めるものとする。	表現の統一
8	1	11	2	1	1.施工計画書		8	1	11	2	1	1.施工計画書	受注者は、閉塞コンクリートの運搬及び打込み方法について、施工計画書に記載しなければならない。	(1)へ移行
8	1	11	2	1	(1)	受注者は、閉塞コンクリートの運搬及び打込み方法について、施工計画書に記載しなければならない。								1. から移行
8	1	11	2	1	(2)	受注者は、コンクリートを打込むときに、締切り等からの漏水がある場合の処理方法を施工計画書に記載しなければならない。								3. から移行
8	1	11	2	2	2.閉塞コンクリートの示方配	閉塞コンクリートの示方配合は、設計図書による。	8	1	11	2	2	2.閉塞コンクリートの示方配	閉塞コンクリートの示方配合は、設計図書によらなければならない。	表現の統一
					削除		8	1	11	2	3	3.施工計画書	受注者は、コンクリートを打込むときに、締切り等からの漏水がある場合の処理方法を施工計画書に記載する。	1. (2)へ移行のため削除
8	1	11	2	4	4.温度上昇抑制 処置	閉塞コンクリートの温度上昇抑制のための処置については、設計図書による。	8	1	11	2	4	4.温度上昇抑制 処置	受注者は、閉塞コンクリートの温度上昇抑制のための処置については、設計図書によらなければならない。	表現の統一
8	2	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準								「第2節適用すべき諸基準」を追記。
8	2	2	0	0		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、関係基準等によらなければならない。								
8	2	3	2	0		掘削は、以下の2種類に分類し、その判定は工事監督員が行うものとする。	8	2	2	2	0		掘削は、次の2種類に分類し、その判定は工事監督員が行うものとする。	表記の統一
8	2	3	5	3	3.工事監督員の 立会	受注者は、基礎地盤及び基礎岩盤の整形状況については、監督職員の立会を受けなければならない。	8	2	2	5	3	3.工事監督員の 立会	受注者は、基礎地盤及び基礎岩盤の整形については、工事監督員の立会を受けなければならない。	表記の統一
8	2	3	5	4	(3)	仕上げ掘削の厚さは、設計図書による。	8	2	2	5	4	(3)	仕上げ掘削の厚さは、設計図書によらなければならない。	表現の修正
8	2	3	9	0		受注者は、以下の場合には工事監督員の指示に従い、第8編2-2-5基礎地盤面及び基礎岩盤面処理5項の基礎地盤清掃又は6項の基礎岩盤清掃を行い、盛立直前に工事監督員の再確認を受けなければならない。	8	2	2	9	0		受注者は、次の場合には工事監督員の指示に従い、第8編2-2-5基礎地盤面及び基礎岩盤面処理5項の基礎地盤清掃又は6項の基礎岩盤清掃を行い、盛立直前に工事監督員の再確認を受けなければならない。	表現の統一
8	2	4	6	5		ただし、斜面付近では、工事監督員の承諾を得てダム軸と直角方向に走行させることができるものとする。	8	2	3	6	5		ただし、斜面付近では、工事監督員の承諾を得てダム軸と直角方向に走行させるものとする。	表現の統一
8	2	4	7	5		ただし、斜面付近では、工事監督員の承諾を得てダム軸と直角方向に走行させることができるものとする。	8	2	3	7	5		ただし、斜面付近では、工事監督員の承諾を得てダム軸と直角方向に走行させるものとする。	表現の統一
8	3	1	0	3	3.施工順序	受注者は、以下の順序で基礎グラウチングの施工を行わなければならない。	8	3	1	0	3	3.施工順序	受注者は、次の順序で基礎グラウチングの施工を行わなければならない。	表記の統一

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表														
新条文（平成28年7月）					旧条文（平成25年7月）									
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
8	3	2	0	0		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によるものとし、これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員と協議しなければならない。	8	3	2	0	0		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員と協議しなければならない。	表現の統一
8	3	3	4	2	2.採取コアの提出	受注者は、採取したコアを孔毎にコア箱に整理し、工事監督員が連絡する場所に納品しなければならない。	8	3	3	4	2	2.採取コアの提出	受注者は、採取したコアを孔毎にコア箱に整理し、工事監督員が指示する場所に納入しなければならない。	表現の修正
8	3	4	7	7	7.異常時の処置	受注者は、注入中に異常が認められ、やむを得ず注入を一時中断する場合には、設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。	8	3	4	7	7	7.異常時の処置	受注者は、注入中に異常が認められ、やむを得ず注入を一次中断する場合には、設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。	表現の修正
8	3	4	8	2		なお、追加孔の位置、方向、深度、注入仕様等については、事前に工事監督員の承諾を得なければならない。	8	3	4	8	2		なお、追加孔の位置、方向、深度、注入仕様等については、事前に工事監督員の承諾を受けなければならない。	表現の統一
9	1	2	0	0		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員と協議しなければならない。	9	1	2	0	0		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員と協議しなければならない。	表記の統一
9	1	2	0	0		日本道路協会 道路土工—擁壁工指針（平成24年7月）	9	1	2	0	0		日本道路協会 道路土工—擁壁工指針（平成11年3月）	改定年度を反映
9	1	2	0	0		全国特定法面保護協会 のり枠工の設計施工指針（平成25年1月）	9	1	2	0	0		全国特定法面保護協会 のり枠工の設計施工指針（平成18年11月）	改定年度を反映
9	1	2	0	0		日本道路協会 鋼道路橋防食便覧（平成26年3月）	9	1	2	0	0		日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧（平成17年12月）	改定年度を反映
9	1	2	0	0		土木研究センター ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル（平成25年12月）	9	1	2	0	0		土木研究センター ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル（平成12年2月）	改定年度を反映
9	1	2	0	0		土木研究センター 補強土（テールアルメ）壁工法 設計・施工マニュアル（平成26年8月）	9	1	2	0	0		土木研究センター 補強土（テールアルメ）壁工法設計・施工マニュアル（平成15年11月）	改定年度を反映
9	1	2	0	0		土木研究センター 多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル（平成26年8月）	9	1	2	0	0		土木研究センター 多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル（平成14年10月）	改定年度を反映
9	1	5	1	2	2.適用規定	受注者は法面の施工にあたって、「道路土工一切土工・斜面安定工指針 のり面工編、斜面安定工編」（日本道路協会、平成21年6月）、「道路土工—盛土工指針 5-6 盛土のり面の施工」（日本道路協会、平成22年4月）、「のり枠工の設計・施工指針第8章吹付枠工、第9章プレキャスト枠工、第10章現場打ちコンクリート枠工、第11章中詰工」（全国特定法面保護協会、平成25年10月）及び「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工」（地盤工学会、平成24年5月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。	9	1	5	1	2	2.適用規定	受注者は法面の施工にあたって、「道路土工一切土工・斜面安定工指針 のり面工編、斜面安定工編」（日本道路協会、平成21年6月）、「道路土工—盛土工指針5-6盛土のり面の施工」（日本道路協会、平成22年4月）、「のり枠工の設計・施工指針第5章施工」（全国特定法面保護協会、平成15年3月）及び「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工」（地盤工学会、平成12年3月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。	諸基準の改定に伴う修正
9	1	7	1	1	1.適用工種	本節は、擁壁工として作業土工（床掘り・埋戻し）、既製杭工、場所打杭工、現場打擁壁工、プレキャスト擁壁工、補強土壁工、井桁ブロック工その他これらに類する工種について定める。	9	1	7	1	1	1.適用工種	本節は、擁壁工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、現場打擁壁工、プレキャスト擁壁工、補強土壁工、井桁ブロック工その他これらに類する工種について定める。	表記の統一
9	1	7	5	0		場所打擁壁工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	9	1	7	5	0		場所打擁壁工の施工については、第1編3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	表現の統一
9	1	9	1	1	1.適用工種	本節は、カルバート工として作業土工（床掘り・埋戻し）、既製杭工、場所打杭工、場所打函渠工、プレキャストカルバート工、防水工その他これらに類する工種について定める。	9	1	9	1	1	1.適用工種	本節は、カルバート工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、場所打函渠工、プレキャストカルバート工、防水工その他これらに類する工種について定める。	表記の統一

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表												
新条文（平成28年7月）					旧条文（平成25年7月）							
編	章	節	条	項	新条文	編	章	節	条	項	現行条文	改定理由
9	1	9	1	4	4.コンクリート 構造物非破壊 試験 コンクリート構造物非破壊試験（配筋状態及びかぶり測定）については、 以下による。							「橋梁下部」「コンクリート 上部」と同様に、「コンク リート構造物非破壊試 験」について記載
9	1	9	1	4	(1) 受注者は、設計図書において非破壊試験の対象工事と明示された場合 は、非破壊試験により、配筋状態及びかぶり測定を実施しなければならない。							
9	1	9	1	4	(2) 非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及び かぶり測定要領（以下、「要領」という。）」に従い行わなければならない。							
9	1	9	1	4	(3) 本試験に関する資料を整備及び保管し、工事監督員の請求があった場 合は、速やかに提示するとともに工事完成時までに工事監督員へ提出 しなければならない。							
9	1	9	1	4	(4) 要領により難い場合は、工事監督員と協議しなければならない。							
9	1	10	1	1	1.適用工種 本節は排水構造物工（小型水路工）として、作業土工（床掘り・埋戻し）、 側溝工、管渠工、集水樹・マンホール工、地下排水工、場所打水路工、 排水工（小段排水・縦排水）その他これらに類する工種について定める。	9	1	10	1	1	1.適用工種 本節は排水構造物工（小型水路工）として、作業土工、側溝工、管渠工、 集水樹・マンホール工、地下排水工、場所打水路工、排水工（小段排水・ 縦排水）その他これらに類する工種について定める。	表記の統一
9	1	11	1	1	1.適用工種 本節は、落石雪害防止工として作業土工（床掘り・埋戻し）、落石防止網 工、落石防護柵工、防雪柵工、雪崩予防柵工その他これらに類する工 種について定める。	9	1	11	1	1	1.適用工種 本節は、落石雪害防止工として作業土工、落石防止網工、落石防護柵 工、防雪柵工、雪崩予防柵工その他これらに類する工種について定める。	表記の統一
9	1	12	1	1	1.適用工種 本節は、遮音壁工として作業土工（床掘り・埋戻し）、遮音壁基礎工、遮 音壁本体工その他これらに類する工種について定める。	9	1	12	1	1	1.適用工種 本節は、遮音壁工として作業土工、遮音壁基礎工、遮音壁本体工その他 これらに類する工種について定める。	表記の統一
9	2	2	0	0	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の 基準類による。これにより難い場合は、工事監督員の承諾を得なければ ならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の 規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員と協議しなければ ならない。	9	2	2	0	0	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基 準類による。これにより難い場合は、工事監督員の承諾を得なければ ならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規 定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員と協議しなければ ならない。	表記の統一
9	2	2	0	0	国土交通省 防護柵の設置基準の改定について（平成16年3月）	9	2	2	0	0	国土交通省 防護柵の設置基準の改正について（平成16年3月）	誤表示の修正
9	2	5	1	1	1.適用工種 本節は、排水構造物工（路面排水工）として、作業土工（床掘り・埋戻 し）、側溝工、管渠工、集水樹（街渠樹）・マンホール工、地下排水工、場 所打水路工、排水工（小段排水・縦排水）、排水性舗装用路肩排水工そ の他これらに類する工種について定める。	9	2	5	1	1	1.適用工種 本節は、排水構造物工（路面排水工）として、作業土工、側溝工、管渠工、 集水樹（街渠樹）・マンホール工、地下排水工、場所打水路工、排水工（小 段排水・縦排水）、排水性舗装用路肩排水工その他これらに類する工種に ついて定める。	表記の統一
9	2	6	1	1	1.適用工種 本節は、縁石工として作業土工（床掘り・埋戻し）、縁石工その他これら に類する工種について定める。	9	2	6	1	1	1.適用工種 本節は、縁石工として作業土工、縁石工その他これらに類する工種につ いて定める。	表記の統一
9	2	7	1	1	1.適用工種 本節は、踏掛版工として作業土工（床掘り・埋戻し）、踏掛版工その他こ れらに類する工種について定める。	9	2	7	1	1	1.適用工種 本節は、踏掛版工として作業土工、踏掛版工その他これらに類する工種 について定める。	表記の統一
9	2	8	1	1	1.適用工種 本節は、防護柵工として路側防護柵工、防止柵工、作業土工（床掘り、 埋戻し）、ボックスビーム工、車止めポスト工、防護柵基礎工その他これ らに類する工種について定める。	9	2	8	1	1	1.適用工種 本節は、防護柵工として路側防護柵工、防止柵工、作業土工、ボックス ビーム工、車止めポスト工、防護柵基礎工その他これらに類する工種につ いて定める。	表記の統一

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表														
新条文（平成28年7月）						旧条文（平成25年7月）								
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
9	2	9	1	3	3.適用規定	受注者は、標識工の施工にあたって、「道路標識設置基準・同解説第4章基礎及び施工」(日本道路協会、昭和62年1月)の規定、「道路土工要綱 第5章施工計画」(日本道路協会、平成21年6月)の規定、第3編3-2-3-6小型標識工、3-2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)、3-2-10-5土留・仮締切工の規定、及び「道路標識ハンドブック」(全国道路標識・標示業協会、平成25年2月)による。これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。	9	2	9	1	3	3.適用規定	受注者は、標識工の施工にあたって、「道路標識設置基準・同解説第4章基礎及び施工」(日本道路協会、昭和62年1月)の規定、「道路土工要綱 第5章施工計画」(日本道路協会、平成21年6月)の規定、第3編2-3-6小型標識工、2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)、2-10-5土留・仮締切工の規定、及び「道路標識ハンドブック」(全国道路標識・標示業協会、平成16年8月)による。これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。	改定年度を反映
9	2	12	1	3	3.適用規定	受注者は、道路付属施設工の施工にあたって、「視線誘導標設置基準・同解説第5章の施工」(日本道路協会、昭和59年10月)の規定、「道路照明施設設置基準・同解説第7章設計及び施工」(日本道路協会、平成19年10月改訂)の規定、「道路土工要綱」(日本道路協会、平成21年6月)の規定及び「道路反射鏡設置指針第2章設置方法の規定及び第5章施工」(日本道路協会、昭和55年12月)の規定、第3編2-3-10道路付属施設工の規定、本編2-5-3側溝工、2-5-5集水樹(街渠樹)・マンホール工、2-12-3境界工、2-12-5ケーブル配管工及び2-12-6照明工の規定による。これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。	9	2	12	1	3	3.適用規定	受注者は、道路付属施設工の施工にあたって、「視線誘導標設置基準・同解説第5章の施工」(日本道路協会、昭和59年10月)の規定、「道路照明施設設置基準・同解説第7章設計及び施工」(日本道路協会、平成19年10月改訂)の規定、「道路土工要綱」(日本道路協会、平成21年6月)の規定及び「道路反射鏡設置指針第2章設置方法の規定及び第5章施工」(日本道路協会、昭和55年12月)の規定、第3編2-3-10道路付属施設工の規定、本編2-12-3境界工、2-12-5ケーブル配管工及び2-12-6照明工の規定による。これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。	表記の統一
9	3	1	0	4	4.コンクリート構造物非破壊試験	コンクリート構造物非破壊試験(配筋状態及びかぶり測定)については、 <b>以下</b> による。	9	3	1	0	4	4.コンクリート構造物非破壊試験	コンクリート構造物非破壊試験(配筋状態及びかぶり測定)については、 <b>次</b> によるものとする。	表記の統一
9	3	1	0	4	(2)	非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領(以下、「要領」という。)」に従い <b>行わなければならない</b> 。	9	3	1	0	4	(2)	非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領(案)(以下、「要領(案)」という。)」に従い <b>行うものとする</b> 。	適用すべき基準の改定
9	3	1	0	4	(3)	本試験に関する資料を整備及び保管し、工事監督員の請求があった場合は、 <b>速やかに</b> 提示するとともに工事完成時までに工事監督員へ提出しなければならない。	9	3	1	0	4	(3)	本試験に関する資料を整備及び保管し、工事監督員の請求があった場合は、 <b>遅滞なく</b> 提示するとともに工事完成時までに工事監督員へ提出しなければならない。	
9	3	1	0	4	(4)	要領により難しい場合は、工事監督員と協議 <b>しなければならない</b> 。	9	3	1	0	4	(4)	要領(案)により難しい場合は、工事監督員と協議 <b>するものとする</b> 。	表現の統一
9	3	1	0	5	5.強度測定	コンクリート構造物微破壊・非破壊試験(強度測定)については、 <b>以下</b> による。	9	3	1	0	5	5.強度測定	コンクリート構造物微破壊・非破壊試験(強度測定)については、 <b>次</b> によるものとする。	表記の統一
9	3	1	0	5	(1)	受注者は、設計図書において微破壊・非破壊試験の対象工事と明示された場合は、微破壊 <b>または</b> 非破壊試験により、コンクリートの強度測定を実施しなければならない。	9	3	1	0	5	(1)	受注者は、設計図書において微破壊・非破壊試験の対象工事と明示された場合は、微破壊 <b>又は</b> 非破壊試験により、コンクリートの強度測定を実施しなければならない。	
9	3	1	0	5	(2)	微破壊・非破壊試験は「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領(以下、「要領」という。)」に従い <b>行わなければならない</b> 。	9	3	1	0	5	(2)	微破壊・非破壊試験は「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領(案)(以下、「要領(案)」という。)」に従い <b>行うものとする</b> 。	適用すべき基準の改定
9	3	1	0	5	(4)	要領により難しい場合は、工事監督員と協議 <b>しなければならない</b> 。	9	3	1	0	5	(4)	要領(案)により難しい場合は、工事監督員と協議 <b>するものとする</b> 。	表現の統一
9	3	2	0	0		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、 <b>以下</b> の基準類による。これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員と協議しなければならない。	9	3	2	0	0		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、 <b>下記</b> の基準類による。これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員と協議しなければならない。	表記の統一
9	3	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅰ共通編 Ⅱ鋼橋編) (平成24年3月)	9	3	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅰ共通編Ⅱ鋼橋編) (平成14年3月)	改定年度を反映。
9	3	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅰ共通編 Ⅳ下部構造編) (平成24年3月)	9	3	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅰ共通編Ⅳ下部構造編) (平成14年3月)	改定年度を反映。

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表												
新条文（平成28年7月）					旧条文（平成25年7月）							
編	章	節	条	項	新条文	編	章	節	条	項	現行条文	改定理由
9	3	2	0	0	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（V耐震設計編）（平成24年3月）	9	3	2	0	0	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（V耐震設計編）（平成14年3月）	改定年度を反映。
9	3	2	0	0	日本道路協会 鋼道路橋防食便覧（平成26年3月）	9	3	2	0	0	日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧（平成17年12月）	改定年度を反映。
9	3	2	0	0	日本道路協会 道路土工－擁壁工指針（平成24年7月）	9	3	2	0	0	日本道路協会 道路土工－擁壁工指針（平成11年3月）	改定年度を反映。
9	3	6	1	0	本節は、橋台工として、作業土工（床掘り、埋戻し）、既製杭工、場所打杭工、深礎工、オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工、橋台躯体工、地下水位低下工、その他これらに類する工種について定める。	9	3	6	1	0	本節は、橋台工として、作業土工、既製杭工、場所打杭工、深礎工、オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工、橋台躯体工、地下水位低下工、その他これらに類する工種について定める。	表記の統一
9	3	7	1	0	本節は、RC橋脚工として、作業土工（床掘り、埋戻し）、既製杭工、場所打杭工、深礎工、オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工、鋼管矢板基礎工、橋脚躯体工、地下水位低下工その他これらに類する工種について定める。	9	3	7	1	0	本節は、RC橋脚工として、作業土工、既製杭工、場所打杭工、深礎工、オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工、鋼管矢板基礎工、橋脚躯体工、地下水位低下工その他これらに類する工種について定める。	表記の統一
9	3	8	1	1	1.適用工種 本節は、鋼製橋脚工として作業土工（床掘り、埋戻し）、既製杭工、場所打杭工、深礎工、オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工、鋼管矢板基礎工、橋脚フーチング工、橋脚架設工、現場継手工、現場塗装工、地下水位低下工その他これらに類する工種について定める。	9	3	8	1	1	1.適用工種 本節は、鋼製橋脚工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、深礎工、オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工、鋼管矢板基礎工、橋脚フーチング工、橋脚架設工、現場継手工、現場塗装工、地下水位低下工その他これらに類する工種について定める。	表記の統一
9	3	8	9	5	中詰めグラウト材は、プレミックスタイプの膨張モルタル材を使用するものとし、品質は、設計図書によらなければならない。	9	3	8	9	5	中詰めグラウト材は、プレミックスタイプの膨張モルタル材を使用するものとし、品質は、設計図書による。	表現の統一
9	3	10	1	1	1.適用工種 本節は、矢板護岸工として作業土工（床掘り、埋戻し）、笠コンクリート工、矢板工その他これらに類する工種について定める。	9	3	10	1	1	1.適用工種 本節は、矢板護岸工として作業土工、笠コンクリート工、矢板工その他これらに類する工種について定める。	表記の統一
9	3	11	3	1	1.適用規定(1) 横帯コンクリート、小口止、縦帯コンクリート、巻止コンクリート、平張コンクリートの施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	9	3	11	3	1	1.適用規定(1) 横帯コンクリート、小口止、縦帯コンクリート、巻止コンクリート、平張コンクリートの施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	表現の統一
9	3	12	1	1	1.適用工種 本節は、擁壁護岸工として作業土工（床掘り、埋戻し）、場所打擁壁工、プレキャスト擁壁工その他これらに類する工種について定める。	9	3	12	1	1	1.適用工種 本節は、擁壁護岸工として作業土工、場所打擁壁工、プレキャスト擁壁工その他これらに類する工種について定める。	表現の統一
9	3	12	3	0	場所打擁壁工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	9	3	12	3	0	場所打擁壁工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	表現の統一
9	4	2	0	0	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員と協議しなければならない。	9	4	2	0	0	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難い場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員と協議しなければならない。	表記の統一
9	4	2	0	0	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（I共通編 II鋼橋編）（平成24年3月）	9	4	2	0	0	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（I共通編 II鋼橋編）（平成14年3月）	改定年度を反映
9	4	2	0	0	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（V耐震設計編）（平成24年3月）	9	4	2	0	0	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（V耐震設計編）（平成14年3月）	改定年度を反映
9	4	2	0	0	日本道路協会 鋼道路橋防食便覧（平成26年3月）	9	4	2	0	0	日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧（平成17年12月）	改定年度を反映
9	4	3	9	0	橋梁用高欄製作工の施工については、第3編2-12-7橋梁用防護柵製作工の規定による。	9	4	3	9	0	橋梁用防護柵製作工の施工については、第3編2-12-7橋梁用防護柵製作工の規定による。	誤字の修正
9	4	3	12	0	アンカーフレーム製作工の施工については、第3編2-12-3アンカーフレーム製作工の規定による。	9	4	3	12	0	アンカーフレーム製作工の施工については、第3編2-12-3桁製作工の規定による。	誤字の修正

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表

新条文（平成28年7月）										旧条文（平成25年7月）									
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由					
9	4	5	2	1	1.仮設構造物の材料の選定	受注者は、設計図書に定める仮設構造物の材料の選定にあたっては、 <b>以下</b> の各項目について調査し、材料の品質・性能を確認しなければならない。	9	4	5	2	1	1.仮設構造物の材料の選定	受注者は、設計図書に定めた仮設構造物の材料の選定にあたっては、 <b>次</b> の各項目について調査し、材料の品質・性能を確認しなければならない。	表記の統一					
9	5	1	0	4	4.コンクリート構造物非破壊試験	コンクリート構造物非破壊試験(配筋状態及びかぶり測定)については、 <b>以下</b> による。	9	5	1	0	4	4.コンクリート構造物非破壊試験	コンクリート構造物非破壊試験(配筋状態及びかぶり測定)については、 <b>次</b> による。	表記の統一					
9	5	1	0	4	(2)	非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領(以下、「要領」という。)」に従い <b>行わなければならない</b> 。	9	5	1	0	4	(2)	非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領(案)(以下、「要領(案)」という。)」に従い <b>行うものとする</b> 。	適用すべき基準の改定					
9	5	1	0	4	(3)	本試験に関する資料を整備及び保管し、工事監督員の請求があった場合は、 <b>速やかに</b> 提示するとともに工事完成時までに工事監督員へ提出しなければならない。	9	5	1	0	4	(3)	本試験に関する資料を整備及び保管し、工事監督員の請求があった場合は、 <b>遅滞なく</b> 提示するとともに工事完成時までに工事監督員へ提出しなければならない。	表現の統一					
9	5	1	0	4	(4)	要領により難しい場合は、工事監督員と協議 <b>しなければならない</b> 。	9	5	1	0	4	(4)	要領(案)により難しい場合は、工事監督員と協議 <b>するものとする</b> 。	表現の統一					
9	5	1	0	5	5.強度測定	コンクリート構造物微破壊・非破壊試験(強度測定)については、 <b>以下</b> によるものとする。	9	5	1	0	5	5.強度測定	コンクリート構造物微破壊・非破壊試験(強度測定)については、 <b>次</b> によるものとする。	表記の統一					
9	5	1	0	5	(2)	微破壊・非破壊試験は「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領(以下、「要領」という。)」に従い <b>行わなければならない</b> 。	9	5	1	0	5	(2)	微破壊・非破壊試験は「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領(案)(以下、「要領(案)」という。)」に従い <b>行うものとする</b> 。	適用すべき基準の改定					
9	5	1	0	5	(4)	要領により難しい場合は、工事監督員と協議 <b>しなければならない</b> 。	9	5	1	0	5	(4)	要領(案)により難しい場合は、工事監督員と協議 <b>するものとする</b> 。	表現の統一					
9	5	2	0	0		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、 <b>以下</b> の基準類による。これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員と協議しなければならない。	9	5	2	0	0		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、 <b>下記</b> の基準類による。これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員と協議しなければならない。	表記の統一					
9	5	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅰ共通編Ⅲコンクリート橋編)(平成 <b>24年3月</b> )	9	5	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅰ共通編Ⅲコンクリート橋編)(平成 <b>14年3月</b> )	改定年度を反映					
9	5	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅴ耐震設計編)(平成 <b>24年3月</b> )	9	5	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅴ耐震設計編)(平成 <b>14年3月</b> )	改定年度を反映					
9	5	5	1	2	2.施工計画書	受注者は、コンクリート橋の製作工について施工計画書へ <b>以下</b> の事項を記載しなければならない。	9	5	5	1	2	2.施工計画書	受注者は、コンクリート橋の製作工について施工計画書へ <b>次</b> の事項を記載しなければならない。	表記の統一					
9	5	5	4	0		プレキャスト <b>セグメント製作工(購入工)</b> については、第3編2-3-12プレテンション桁製作工(購入工)の規定による。	9	5	5	4	0		プレキャスト <b>ブロック購入</b> については、第3編2-3-12プレテンション桁製作工(購入工)の規定による。	誤字の修正					
9	5	5	6	0		受注者は、支承工の施工については、道路橋支承便覧(日本道路協会平成 <b>16年4月</b> )による。これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。	9	5	5	6	0		受注者は、支承工の施工については、道路橋支承便覧(日本道路協会)第5章支承部の施工による。これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。	表記の統一					
9	5	6	1	4	4.施工計画書	受注者は、コンクリート橋の製作工について施工計画書へ <b>以下</b> の事項を記載しなければならない。	9	5	6	1	4	4.施工計画書	受注者は、コンクリート橋の製作工について施工計画書へ <b>次</b> の事項を記載しなければならない。	表記の統一					
9	5	6	3	0		受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章支承部の施工」(日本道路協会、平成 <b>16年4月</b> )による。これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。	9	5	6	3	0		受注者は、支承工の施工については、道路橋支承便覧(日本道路協会)第5章支承部の施工による。これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。	表記の統一					
9	5	7	1	4	4.施工計画書	受注者は、コンクリート橋の製作工について施工計画書へ <b>以下</b> の事項を記載しなければならない。	9	5	7	1	4	4.施工計画書	受注者は、コンクリート橋の製作工について施工計画書へ <b>次</b> の事項を記載しなければならない。	表記の統一					
9	5	7	1	6	6.定着具及び接続具伸使用	受注者は、定着具及び接続具の <b>使用</b> については、定着または接続されたPC鋼材がJISまたは設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破損することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。	9	5	7	1	6	6.定着具及び接続具伸使用	受注者は、定着具及び接続具伸 <b>しよう</b> については、定着又は接続されたPC鋼材がJIS又は設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破損することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。	誤字の修正					

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表														
新条文（平成28年7月）					旧条文（平成25年7月）									
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
9	5	7	3	0		受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)による。これにより難い場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。	9	5	7	3	0		受注者は、支承工の施工については、道路橋支承便覧(日本道路協会)第5章支承部の施工による。これにより難い場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。	表記の統一
9	5	8	1	4	4.施工計画書	受注者は、コンクリート橋の製作工について施工計画書へ以下の事項を記載しなければならない。	9	5	8	1	4	4.施工計画書	受注者は、コンクリート橋の製作工について施工計画書へ次の事項を記載しなければならない。	表記の統一
9	5	8	3	0		受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)による。これにより難い場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。	9	5	8	3	0		受注者は、支承工の施工については、道路橋支承便覧(日本道路協会)第5章支承部の施工による。これにより難い場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。	表記の統一
9	5	9	1	2	2.施工計画書	受注者は、コンクリート橋の製作工について施工計画書へ以下の事項を記載しなければならない。	9	5	9	1	2	2.施工計画書	受注者は、コンクリート橋の製作工について施工計画書へ次の事項を記載しなければならない。	表記の統一
9	5	9	1	4	4.定着具及び接続具伸使用	受注者は、定着具及び接続具の使用については、定着または接続されたPC鋼材がJISまたは設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破損することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。	9	5	9	1	4	4.定着具及び接続具伸使用	受注者は、定着具及び接続具伸しようについては、定着又は接続されたPC鋼材がJIS又は設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破損することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。	誤字の修正
9	5	10	1	4	4.施工計画書	受注者は、コンクリート橋の製作工について施工計画書へ以下の事項を記載しなければならない。	9	5	10	1	4	4.施工計画書	受注者は、コンクリート橋の製作工について施工計画書へ次の事項を記載しなければならない。	表記の統一
9	5	10	1	6	6.定着具及び接続具伸使用	受注者は、定着具及び接続具の使用については、定着または接続されたPC鋼材がJISまたは設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破損することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。	9	5	10	1	6	6.定着具及び接続具伸使用	受注者は、定着具及び接続具伸しようについては、定着又は接続されたPC鋼材がJIS又は設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破損することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。	誤字の修正
9	5	11	1	6	6.定着具及び接続具伸使用	受注者は、定着具及び接続具の使用については、定着または接続されたPC鋼材がJISまたは設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破損することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。	9	5	11	1	6	6.定着具及び接続具伸使用	受注者は、定着具及び接続具伸しようについては、定着又は接続されたPC鋼材がJIS又は設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破損することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。	誤字の修正
9	5	12	1	4	4.施工計画書	受注者は、コンクリート橋の製作工について施工計画書へ以下の事項を記載しなければならない。	9	5	12	1	4	4.施工計画書	受注者は、コンクリート橋の製作工について施工計画書へ次の事項を記載しなければならない。	表記の統一
9	5	12	1	6	6.定着具及び接続具伸使用	受注者は、定着具及び接続具の使用については、定着または接続されたPC鋼材がJISまたは設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破損することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。	9	5	12	1	6	6.定着具及び接続具伸使用	受注者は、定着具及び接続具伸しようについては、定着又は接続されたPC鋼材がJIS又は設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破損することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。	誤字の修正
9	6	2	0	0		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員と協議しなければならない。	9	6	2	0	0		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難い場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員と協議しなければならない。	表記の統一
9	6	2	0	0		建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針(換気技術の設計及び粉じん等の測定)(平成24年3月)	9	6	2	0	0		建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針(設計及び粉じん等の測定)(平成17年6月)	改定年度を反映
9	6	2	0	0		厚生労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン(平成23年3月)	9	6	2	0	0		労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン(平成20年3月)	改定年度を反映
9	6	5	1	4		図6-1 覆工厚変化箇所の刻示標準図	9	6	5	1	4		図6-1	図のタイトルを記載

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表														
新条文（平成28年7月）					旧条文（平成25年7月）									
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
9	6	5	3	3	3.コンクリートの締固め	受注者は、コンクリートの締固めにあたっては、 <b>棒状バイブレータ</b> を用い、打込み後速やかに締固めなければならない。 <b>ただし、棒状バイブレータの使用が困難で、かつ型枠に近い場所には型枠バイブレータを使用して確実に締固めなければならない。</b>	9	6	5	3	3	3.コンクリートの締固め	受注者は、コンクリートの締固めにあたっては、 <b>内部振動機</b> を用い、打込み後速やかに締固めなければならない。	諸基準の改定に伴う修正
9	6	6	2	0		インパートコンクリート工に使用するコンクリートの規格は、設計図書による。	9	6	6	2	0		インパートコンクリートに使用するコンクリートの規格は、設計図書によら <b>なければならない。</b>	表現の統一
9	6	6	3	1	1.インパートの施工	受注者は、インパートの施工にあたり設計図書に示す掘削線を越えて掘りすぎないように注意し、掘りすぎた場合には、インパートと同質のコンクリートで <b>充填</b> しなければならない。	9	6	6	3	1	1.インパートの施工	受注者は、インパートの施工にあたり設計図書に示す掘削線を越えて掘りすぎないように注意し、掘りすぎた場合には、インパートと同質のコンクリートで <b>充てん</b> しなければならない。	表現の統一
9	6	6	4	2	2.型枠の使用	受注者は、コンクリート仕上げ面の傾斜が急で、打設したコンクリートが移動するおそれのある場合のコンクリートの打設にあたっては、型枠を使用して行わなければならない。また、側壁コンクリートの打設後、インパートを施工する場合には、打継目にコンクリートが十分 <b>充填</b> されるよう施工するものとする。	9	6	6	4	2	2.型枠の使用	受注者は、コンクリート仕上げ面の傾斜が急で、打設したコンクリートが移動するおそれのある場合のコンクリートの打設にあたっては、型枠を使用して行わなければならない。また、側壁コンクリートの打設後、インパートを施工する場合には、打継目にコンクリートが十分 <b>充てん</b> されるよう施工するものとする。	表現の統一
9	6	6	4	4	4.打継目	受注者は、インパートコンクリートの縦方向打継目を設ける場合は、中央部に <b>1ヶ所</b> としなければならない。	9	6	6	4	4	4.打継目	受注者は、インパートコンクリートの縦方向打継目を設ける場合は、中央部に <b>1ヶ所</b> としなければならない。	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」(例：施工箇所、埋戻し箇所)、対象の数量を表す場合は「ヶ所」(例：1ヶ所、2ヶ所……)。
9	6	8	1	0		本節は、坑門工として坑口付工、作業土工(床掘り、埋戻し)、坑門本土工、明り巻工、銘板工その他これらに類する工種について定める。	9	6	8	1	0		本節は、坑門工として坑口付工、作業土工、坑門本土工、明り巻工、銘板工その他これらに類する工種について定める。	表現の統一
9	6	8	3	0		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定による <b>ものとする。</b>	9	6	8	3	0		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定による。	表現の統一
9	6	8	6	3		図6-2 <b>標示板の刻示方法</b>	9	6	8	6	3		図6-2	図のタイトルを記載
9	6	9	2	0		受注者は、掘削補助工法に使用する材料については、関連法規に適合する材料とし、設計図書に関して工事監督員と協議する <b>ものとする。</b> なお、協議の結果については、施工計画書に記載しなければならない。	9	6	9	2	0		受注者は、掘削補助工法に使用する材料については、関連法規に適合する材料とし、設計図書に関して工事監督員と協議する。なお、協議の結果については、施工計画書に記載しなければならない。	表現の統一
9	7	2	0	0		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、 <b>以下</b> の基準類による。これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員と協議しなければならない。	9	7	2	0	0		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、 <b>下記の</b> 基準類による。これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員と協議しなければならない。	表記の統一
9	7	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅰ共通編 Ⅲコンクリート橋編) (平成 <b>24年3月</b> )	9	7	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅰ共通編Ⅲコンクリート橋編) (平成 <b>14年3月</b> )	改定年度を反映
9	7	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅰ共通編 Ⅳ下部構造編) (平成 <b>24年3月</b> )	9	7	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅰ共通編Ⅳ下部構造編) (平成 <b>14年3月</b> )	改定年度を反映
9	7	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅴ耐震設計編) (平成 <b>23年3月</b> )	9	7	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅴ耐震設計編) (平成 <b>14年3月</b> )	改定年度を反映
9	7	2	0	0		日本道路協会 道路土工—擁壁工指針 (平成 <b>24年7月</b> )	9	7	2	0	0		日本道路協会 道路土工—擁壁工指針 (平成 <b>11年3月</b> )	改定年度を反映
9	7	2	0	0		土木学会 コンクリート標準示方書(設計編) (平成 <b>25年3月</b> )	9	7	2	0	0		土木学会 コンクリート標準示方書(設計編) (平成 <b>20年3月</b> )	改定年度を反映
9	7	2	0	0		土木学会 コンクリート標準示方書(施工編) (平成 <b>25年3月</b> )	9	7	2	0	0		土木学会 コンクリート標準示方書(施工編) (平成 <b>20年3月</b> )	改定年度を反映

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表														
新条文（平成28年7月）					旧条文（平成25年7月）									
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
9	7	3	1	0		本節は、プレキャストシェッド下部工として作業土工(床掘り、埋戻し)、既製杭工、場所打杭工、深礎工、受台工、アンカー工その他これらに類する工種について定める。	9	7	3	1	0		本節は、プレキャストシェッド下部工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、深礎工、受台工、アンカー工その他これらに類する工種について定める。	表記の統一
9	7	3	6	3	3.防錆処置	受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆のため鉄筋にモルタルペーストを塗布しなければならない。なお、これにより難い場合は、設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。	9	7	3	6	3	3.防錆処置	受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆のため鉄筋にモルタルペーストを塗布しなければならない。なお、これにより難い場合は、設計図書に関して工事監督員の承諾を得るものとする。	表現の統一
9	7	4	3	2	2.適用規定(2)	受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)の規定による。これにより難い場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。	9	7	4	3	2	2.適用規定(2)	受注者は、支承工の施工については、道路橋支承便覧(日本道路協会)第5章支承部の施工の規定による。これにより難い場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。	表現の統一
9	7	4	4	0		土砂囲工のコンクリート・鉄筋・型枠の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	9	7	4	4	0		土砂囲工のコンクリート・鉄筋・型枠の施工については、第1編3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	表現の統一
9	7	4	5	0		柱脚コンクリートの施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	9	7	4	5	0		柱脚コンクリートの施工については、第1編3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	表現の統一
9	7	4	6	1	①	ジャッキのキャリブレーション	9	7	4	6	1	①	引張装置のキャリブレーション	諸基準の改定に伴う修 表記の統一
9	7	5	1	0		本節は、RCシェッド工として作業土工(床掘り、埋戻し)、既製杭工、場所打杭工、深礎工、躯体工、アンカー工その他これらに類する工種について定める。	9	7	5	1	0		本節は、RCシェッド工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、深礎工、躯体工、アンカー工その他これらに類する工種について定める。	表記の統一
9	7	6	5	1	1.銘板の施工	受注者は、銘板の施工にあたって、大きさ、取付け場所、並びに諸元や技術者等の氏名等の記載事項について、設計図書に基づき施工しなければならない。ただし、設計図書に明示のない場合は、設計図書に関して工事監督員に協議しなければならない。また、記載する技術者等の氏名について、これにより難い場合は工事監督員と協議しなければならない。	9	7	6	5	1	1.標示板の施工	受注者は、標示板の施工にあたって、大きさ、取付け場所、並びに諸元や技術者等の氏名等の記載事項について、設計図書に基づき施工しなければならない。ただし、設計図書に明示のない場合は、設計図書に関して工事監督員に協議しなければならない。また、記載する技術者等の氏名について、これにより難い場合は工事監督員と協議しなければならない。	名称の統一
9	7	6	5	2	3.銘板	受注者は、銘板に記載する幅員、高さは建築限界としなければならない。	9	7	6	5	2	3.表示板	受注者は、標示板に記載する幅員、高さは建築限界としなければならない。	名称の統一
9	8	2	0	0		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員と協議しなければならない。	9	8	2	0	0		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難い場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員と協議しなければならない。	表記の統一
9	8	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅰ共通編 Ⅱ鋼橋編) (平成24年3月)	9	8	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅰ共通編 Ⅱ鋼橋編) (平成14年3月)	改定年度を反映
9	8	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅰ共通編 Ⅳ下部構造編) (平成24年3月)	9	8	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅰ共通編 Ⅳ下部構造編) (平成14年3月)	改定年度を反映
9	8	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅶ耐震設計編) (平成24年3月)	9	8	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅶ耐震設計編) (平成14年3月)	改定年度を反映
9	8	2	0	0		日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 (平成26年3月)	9	8	2	0	0		日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧 (平成17年12月)	改定年度を反映
9	8	2	0	0		日本道路協会 道路土工―擁壁工指針 (平成24年7月)	9	8	2	0	0		日本道路協会 道路土工―擁壁工指針 (平成11年3月)	改定年度を反映
9	8	2	0	0		日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧 (平成24年4月)								改定年度を反映
9	8	5	1	0		本節は、鋼製シェッド下部工として、作業土工(床掘り、埋め戻し)、既製杭工、場所打杭工、深礎工、受台工その他これらに類する工種について定める。	9	8	5	1	0		本節は、鋼製シェッド下部工として、作業土工、既製杭工、場所打杭工、深礎工、受台工その他これらに類する工種について定める。	表記の統一
9	8	5	6	1	1.適用規定	受注者は、コンクリート・鉄筋・型枠の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	9	8	5	6	1	1.適用規定	受注者は、コンクリート・鉄筋・型枠の施工については、第1編3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	表現の統一

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表														
新条文（平成28年7月）					旧条文（平成25年7月）									
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
9	8	6	6	1	(2)	金網は重ね継手とし、20cm以上重ね合わせなければならない。	9	8	6	6	1	(2)	金網は重ね継手とし、20cm以上重ね合わせるものとする。	表現の統一
9	8	6	6	2	2.適用規定	コンクリート・型枠の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	9	8	6	6	2	2.適用規定	コンクリート・型枠の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	表現の統一
9	8	7	5	1	1.標示板の施工	受注者は、 <b>銘板</b> の施工にあたって、大きさ、取付け場所、並びに諸元や技術者等の氏名等の記載事項について、設計図書に基づき施工しなければならない。ただし、設計図書に明示のない場合は、設計図書に関して工事監督員に協議しなければならない。また、記載する技術者等の氏名について、これにより難い場合は工事監督員と協議しなければならない。	9	8	7	5	1	1.標示板の施工	受注者は、 <b>標示板</b> の施工にあたって、大きさ、取付け場所、並びに諸元や技術者等の氏名等の記載事項について、設計図書に基づき施工しなければならない。ただし、設計図書に明示のない場合は、設計図書に関して工事監督員に協議しなければならない。また、記載する技術者等の氏名について、これにより難い場合は工事監督員と協議しなければならない。	名称の統一
9	8	7	5	3	3.銘板	受注者は、 <b>銘板</b> に記載する幅員、高さは建築限界としなければならない。	9	8	7	5	3	3.標示板	受注者は、 <b>標示板</b> に記載する幅員、高さは建築限界としなければならない。	名称の統一
9	8	7	5	4	4.銘板に記載する年月	受注者は、 <b>銘板</b> に記載する年月は鋼製シェッドの製作年月を記入しなければならない。	9	8	7	5	4	4.標示板に記載する年月	受注者は、 <b>標示板</b> に記載する年月は鋼製シェッドの製作年月を記入しなければならない。	名称の統一
9	9	2	0	0		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、 <b>以下</b> の基準類による。これにより難い場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員と協議しなければならない。	9	9	2	0	0		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、 <b>下記</b> の基準類による。これにより難い場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員と協議しなければならない。	表記の統一
9	9	3	1	2	2.埋設管の位置確認	受注者は、道路管理台帳等及び占有者との現地確認にて埋設管の位置を明確にしなければならない。	9	9	3	1	2	2.埋設管の位置確認	受注者は、道路管理台帳及び占有者との現地確認にて埋設管の位置を明確にするものとする。	表現の修正：事故が多いことから資料の補強（工事関係資料・写真、占有関係資料ほか）
9	9	3	1	4	4.占用物件等による協議	受注者は、土留杭及び仮設工において、占用物件等により位置変更及び構造変更の必要な場合は、設計図書に関して工事監督員と協議 <b>しなければならない</b> 。	9	9	3	1	4	4.占用物件等による協議	受注者は、土留杭及び仮設工において、占用物件等により位置変更及び構造変更の必要な場合は、設計図書に関して工事監督員と協議 <b>するものとする</b> 。	表現の統一
9	9	5	1	0		本節は、現場打構築工として作業土工（ <b>床掘り</b> 、 <b>埋戻し</b> ）、現場打躯体工、継手工、カラー継手工、防水工その他これらに類する工種について定める。	9	9	5	1	0		本節は、現場打構築工として作業土工、現場打躯体工、継手工、カラー継手工、防水工その他これらに類する工種について定める。	表記の統一
9	10	2	0	0		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、 <b>以下</b> の基準類による。これにより難い場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員と協議しなければならない。	9	10	2	0	0		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、 <b>下記</b> の基準類による。これにより難い場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員と協議しなければならない。	表記の統一
9	10	3	1	0	2.施工計画書	受注者は、工場製作工において、 <b>設計図書で特に指定のない限り</b> 、使用材料、施工方法、施工管理計画等について、施工計画書に記載しなければならない。	9	10	3	1	0	2.施工計画書	受注者は、工場製作工において、使用材料、施工方法、施工管理計画等について、特に指定のない限り施工計画書に記載しなければならない。	文章表現の修正
9	10	5	1	2	2.埋設管の位置確認	受注者は、道路管理台帳等及び占有者との現地確認にて埋設管の位置を明確に <b>しなければならない</b> 。	9	10	5	1	2	2.埋設管の位置確認	受注者は、道路管理台帳及び占有者との現地確認にて埋設管の位置を明確にするものとする。	表現の統一
9	10	5	1	4	4.占用物件等による協議	受注者は、土留杭及び仮設工において、占用物件等により位置変更及び構造変更の必要な場合は、設計図書に関して工事監督員と協議 <b>しなければならない</b> 。	9	10	5	1	4	4.占用物件等による協議	受注者は、土留杭及び仮設工において、占用物件等により位置変更及び構造変更の必要な場合は、設計図書に関して工事監督員と協議 <b>するものとする</b> 。	表現の統一
9	10	5	2	2	2.地盤改良等	受注者は、施工地盤について、地盤改良等の必要がある場合は設計図書に関して、工事監督員と協議 <b>しなければならない</b> 。	9	10	5	2	2	2.地盤改良等	受注者は、施工地盤について、地盤改良等の必要がある場合は設計図書に関して、工事監督員と協議 <b>するものとする</b> 。	表現の統一

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表

新条文（平成28年7月）					旧条文（平成25年7月）					改定理由		
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項			
				章節条項 (項目見出し)	新条文					章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
9	11	2	0	0	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、 <b>以下の基準類</b> による。これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員と協議しなければならない。	9	11	2	0	0	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、 <b>下記の基準類</b> による。これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員と協議しなければならない。	表記の統一
9	11	3	1	2	2.施工計画書 受注者は、工場製作工において、 <b>設計図書で特に指定のない限り</b> 、使用材料、施工方法、施工管理計画等について、施工計画書に記載しなければならない。	9	11	3	1	2	2.施工計画書 受注者は、工場製作工において、使用材料、施工方法、施工管理計画等について、特に指定のない限り施工計画書に記載しなければならない。	表現の修正
9	11	5	1	2	2.埋設管の位置確認 受注者は、道路管理台帳等及び占有者との現地確認にて埋設管の位置を明確に <b>しなければならない</b> 。	9	11	5	1	2	2.埋設管の位置確認 受注者は、道路管理台帳及び占有者との現地確認にて埋設管の位置を <b>明確にするものとする</b> 。	表現の修正：事故が多いことから資料の補強（工事関係資料・写真、占有関係資料ほか）
9	11	5	2	2	2.地盤改良等 受注者は、施工地盤について、地盤改良等の必要がある場合は設計図書に関して、工事監督員と協議 <b>しなければならない</b> 。	9	11	5	2	2	2.地盤改良等 受注者は、施工地盤について、地盤改良等の必要がある場合は設計図書に関して、工事監督員と協議 <b>するものとする</b> 。	表現の修正
9	12	2	0	0	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、 <b>以下の基準類</b> による。これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員と協議しなければならない。	9	12	2	0	0	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、 <b>下記の基準類</b> による。これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員と協議しなければならない。	表記の統一
9	12	5	2	1	1.管路工(管路部)に使用する材料の承諾 受注者は、管路工(管路部)に使用する材料について、工事監督員の承諾を得 <b>なければならない</b> 。また、多孔陶管を用いる場合には、打音テストを行うものとする。	9	12	5	2	1	1.管路工(管路部)に使用する材料の承諾 受注者は、管路工(管路部)に使用する材料について、工事監督員の承諾を得る。また、多孔陶管を用いる場合には、打音テストを行うものとする。	表現の統一
9	12	5	2	1	なお、打音テストとは、ひび割れの有無を調査するもので、 <b>テストハンマ</b> を用いて行うものをいう。	9	12	5	2	1	なお、打音テストとは、ひび割れの有無を調査するもので、 <b>金槌</b> を用いて行うものをいう。	語句の修正（叩いたり壊したりするのが金槌、その内、点検・調査目的で使用するものがテストハンマ）
9	12	5	2	5	なお、通過試験とは、引通し線に毛ブラシ、雑布の順に清掃用品を取付け、管路内の清掃を行ったあとに、通信管については <b>マンドレル</b> またはテストケーブル、電力管については配管用ポピン等の導通試験機を用いて行う試験をいう。	9	12	5	2	5	なお、通過試験とは、引通し線に毛ブラシ、雑布の順に清掃用品を取付け、管路内の清掃を行ったあとに、通信管については <b>マンドレル</b> 又はテストケーブル、電力管については配管用ポピン等の導通試験機を用いて行う試験をいう。	表現の修正
9	13	2	0	0	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、 <b>以下の基準類</b> による。これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員と協議しなければならない。	9	13	2	0	0	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、 <b>下記の基準類</b> による。これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員と協議しなければならない。	表記の統一
9	13	3	1	0	本節は、情報ボックス工として作業土工（ <b>床掘り、埋戻し</b> ）、管路工（管路部）その他これらに類する工種について定める。	9	13	3	1	0	本節は、情報ボックス工として作業土工、管路工（管路部）その他これらに類する工種について定める。	表記の統一
9	14	1	0	5	5.臨機の措置 受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行う必要がある場合は、第1編総則1-1-1-41臨機の措置の規定に基づき処置 <b>しなければならない</b> 。	9	14	1	0	5	5.臨機の措置 受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行う必要がある場合は、第1編総則1-1-1-41臨機の措置の規定に基づき <b>処置する</b> 。	表現の統一
9	14	2	0	0	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、 <b>以下の基準類</b> による。これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員と協議しなければならない。	9	14	2	0	0	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、 <b>下記の基準類</b> による。これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員と協議しなければならない。	表記の統一

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表												
新条文（平成28年7月）					旧条文（平成25年7月）							
編	章	節	条	項	新条文	編	章	節	条	項	現行条文	改定理由
9	14	3	2	1	1.通常巡回 通常巡回は、設計図書に示された巡回区間について、通常の状態における道路及び道路の利用状況を把握するため、主として以下の事項について情報収集を行うものとする。	9	14	3	2	1	1.通常巡回 通常巡回は、設計図書に示された巡回区間について、通常の状態における道路及び道路の利用状況を把握するため、主として下記事項について情報収集を行うものとする。	表記の統一
9	14	3	2	2	2.通常巡回の実施時期 通常巡回の実施時期は、設計図書又は工事監督員の指示によるものとする。	9	14	3	2	2	2.通常巡回の実施時期 通常巡回の実施時期は、設計図書又は工事監督員の指示による。	表現の統一
9	14	3	2	6	なお、緊急の場合などで工事監督員が承諾した場合を除き、巡回員は巡回車の運転手を兼ねてはならない。	9	14	3	2	6	なお、緊急の場合などで工事監督員が承諾した場合を除き、巡回員は巡回車の運転手を兼ねることができないものとする。	表現の統一
9	14	4	2	1	1.アスファルト注入に使用する注入材料 アスファルト注入に使用する注入材料は、ブローンアスファルトとし、JIS K 2207(石油アスファルト)の規格に適合するものとする。	9	14	4	2	1	1.アスファルト注入に使用する注入材料 アスファルト注入に使用する注入材料は、ブローンアスファルトとし、JIS K2207(石油アスファルト)の規格に適合する。	表現の統一
9	14	4	7	1	1.路上路盤再生工 路上路盤再生工については、以下の規定による。	9	14	4	7	1	1.路上再生路盤工 路上再生路盤工については、以下の規定による。	舗装再生便覧及び積算基準と記載を合わせる。
9	14	4	7	1	④ 削除	9	14	4	7	1	④ 施工前に工事監督員が承諾したセメント量と設計図書に示すセメント量との開きが±0.7%未満の場合は、変更契約を行わないものとする。	±0.7%の根拠が不明のため削除
9	14	4	7	1	気象条件は、第3編3-2-6-7アスファルト舗装工の規定による。	9	14	4	7	1	気象条件は、第3編2-6-7アスファルト舗装工による。	表現の統一
9	14	4	7	1	養生については、第3編2-6-7アスファルト舗装工の規定により施工する。	9	14	4	7	1	養生については、第3編2-6-7アスファルト舗装工により施工する。	表現の統一
9	14	4	7	2	受注者は、リペーブ方式による新設アスファルト混合物を除き、再生表層混合物の最初の1日の舗設状況を観察する一方、その混合物についてマーシャル安定度試験を行い、第3編2-6-3アスファルト舗装の材料、表2-24マーシャル安定度試験基準値に示す基準値と照合しなければならない。もし基準値を満足しない場合には、骨材粒度又はアスファルト量の修正を行い、設計図書に関して工事監督員の承諾を得て最終的な配合(現場配合)を決定しなければならない。リペーブ方式における新規アスファルト混合物の現場配合は、第3編2-6-3アスファルト舗装の材料の該当する項により決定しなければならない。	9	14	4	7	2	受注者は、リペーブ方式による新設アスファルト混合物を除き、再生表層混合物の最初の1日の舗設状況を観察する一方、その混合物についてマーシャル安定度試験を行い、第3編2-6-3アスファルト舗装の材料、表2-22マーシャル安定度試験基準値に示す基準値と照合しなければならない。もし基準値を満足しない場合には、骨材粒度又はアスファルト量の修正を行い、設計図書に関して工事監督員の承諾を得て最終的な配合(現場配合)を決定しなければならない。リペーブ方式における新規アスファルト混合物の現場配合は、第3編2-6-3アスファルト舗装の材料の該当する項により決定しなければならない。	
9	14	4	7	2	気象条件は、第3編3-2-6-7アスファルト舗装工の規定による。	9	14	4	7	2	気象条件は、第3編2-6-7アスファルト舗装工による。	表現の統一
9	14	4	11	1	1.グルーピングの施工 受注者は、グルーピングの施工については、施工前にグルーピング計画図面を作成し、設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。ただし、溝厚・溝幅に変更のある場合は、設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。	9	14	4	11	1	1.グルーピングの施工 受注者は、グルーピングの施工については、施工前にグルーピング計画図面を作成し、設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。ただし、溝厚・溝幅に変更のある場合は、設計図書に関して工事監督員と協議することとする。	表現の統一
9	14	5	1	0	本節は、排水構造物工として作業土工(床掘り、埋戻し)、側溝工、管渠工、集水桝・マンホール工、地下排水工、場所打水路工、排水工その他これらに類する工種について定める。	9	14	5	1	0	本節は、排水構造物工として作業土工、側溝工、管渠工、集水桝・マンホール工、地下排水工、場所打水路工、排水工その他これらに類する工種について定める。	表記の統一
9	14	6	1	0	本節は、防護柵工として作業土工(床掘り、埋戻し)、路側防護柵工、防止柵工、ボックスビーム工、車止めポスト工、防護柵基礎工その他これらに類する工種について定める。	9	14	6	1	0	本節は、防護柵工として作業土工、路側防護柵工、防止柵工、ボックスビーム工、車止めポスト工、防護柵基礎工その他これらに類する工種について定める。	表記の統一
9	14	7	2	2	2.錆止めペイント 標識工に使用する錆止めペイントは、JIS K 5621(一般用さび止めペイント)からJIS K 5674(鉛・クロムフリーさび止めペイント)に適合するものとする。	9	14	7	2	2	2.錆止めペイント 標識工に使用する錆止めペイントは、JIS K 5621(一般用さび止めペイント)からJIS K 5674(鉛・クロムフリーさび止めペイント)に適合するものを用いる。	表現の統一
9	14	7	2	3	3.基礎杭 標識工で使用する基礎杭は、JIS G 3444(一般構造用炭素鋼管)STK400、JIS A 5525(鋼管ぐい)SKK400及びJIS G 3101(一般構造用圧延鋼材)SS400の規格に適合するものとする。	9	14	7	2	3	3.基礎杭 標識工で使用する基礎杭は、JIS G 3444(一般構造用炭素鋼管)STK400、JIS A5525(鋼管ぐい)SKK400及びJIS G 3101(一般構造用圧延鋼材)SS400の規格に適合する。	表現の統一

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表												
新条文（平成28年7月）					旧条文（平成25年7月）							
編	章	節	条	項	新条文	編	章	節	条	項	現行条文	改定理由
9	14	10	1	0	本節は、擁壁工として作業土工（床掘り、埋戻し）、場所打擁壁工、プレキャスト擁壁工その他これらに類する工種について定める。	9	14	10	1	0	本節は、擁壁工として作業土工、場所打擁壁工、プレキャスト擁壁工その他これらに類する工種について定める。	表記の統一
9	14	10	3	0	コンクリート擁壁工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	9	14	10	3	0	コンクリート擁壁工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	表現の統一
9	14	12	1	1	1.適用工種 本節は、カルバート工として作業土工（床掘り、埋戻し）、場所打函渠工、プレキャストカルバート工、防水工その他これらに類する工種について定める。	9	14	12	1	1	1.適用工種 本節は、カルバート工として作業土工、場所打函渠工、プレキャストカルバート工、防水工その他これらに類する工種について定める。	表記の統一
9	14	12	2	0	プレキャストカルバート工の施工に使用する材料は、設計図書によるが記載なき場合、「道路土工—カルバート工指針4—4使用材料、4—5許容応力度」（日本道路協会、平成22年3月）の規定による。これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。	9	14	12	2	0	受注者は、プレキャストカルバート工の施工に使用する材料は、設計図書によるが記載なき場合、「道路土工—カルバート工指針4—4使用材料、4—5許容応力度」（日本道路協会、平成22年3月）の規定による。これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。	表現の統一
9	14	14	4	10	10.クラック処理の注入材・シール材 クラック処理の施工で使用する注入材・シール材はエポキシ系樹脂とする。	9	14	14	4	10	10.クラック処理の注入材・シール材 受注者は、クラック処理の施工で使用する注入材・シール材はエポキシ系樹脂とする。	表現の修正
9	14	14	4	11	11.クラック注入延長及び注入量の変更 受注者は、クラック注入延長及び注入量に変更が伴う場合には、施工前に設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。	9	14	14	4	11	11.クラック注入延長及び注入量の変更 受注者は、クラック注入延長及び注入量に変更が伴う場合には、施工前に設計図書に関して工事監督員と協議するものとする。	表現の統一
9	14	15	7	1	1.既設検査路の撤去作業 受注者は、既設検査路の撤去作業にあたって、他の部分に損傷を与えないように行わなければならない。	9	14	15	7	1	1.既設検査路の撤去作業 既設検査路の撤去作業にあたって、他の部分に損傷を与えないように行わなければならない。	文章表現の修正
9	14	17	3	3	3.下塗り 受注者は、素地調整を終了したときは、被塗膜面の素地調整状態を確認したうえで下塗りを施工しなければならない。	9	14	17	3	3	3.下塗り 受注者は、素地調整を終了したときは、被塗膜面の素地調整状態を確認したうえで下塗りを施工しなければならない。	表現の統一
9	14	18	3	1	1.裏込注入 受注者は、裏込注入を覆工コンクリート打設後早期に実施しなければならない。 なお、注入材料、注入時期、注入圧力、注入の終了時期等については設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。	9	14	18	3	1	1.裏込注入 受注者は、裏込注入を覆工コンクリート打設後早期に実施しなければならない。 なお、注入材料、注入時期、注入圧力、注入の終了時期等については設計図書に関して工事監督員の承諾を得るものとする。	表現の統一
9	14	18	3	3	3.注入孔の充てん 受注者は、注入孔を硬練りモルタルにより充填し、丁寧に仕上げなければならない。	9	14	18	3	3	3.注入孔の充てん 受注者は、注入孔を硬練りモルタルにより充てんし、丁寧に仕上げなければならない。	表現の統一
9	14	18	3	4	4.グラウトパイプの配置 受注者は、グラウトパイプの配置については、設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。	9	14	18	3	4	4.グラウトパイプの配置 受注者は、グラウトパイプの配置については、設計図書に関して工事監督員の承諾を受ける。	表現の統一
9	14	18	4	1	1.漏水補修工の施工箇所 受注者は、漏水補修工の施工箇所は設計図書によるが、設計図書と現地の漏水箇所とに不整合がある場合は、施工前に設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。	9	14	18	4	1	1.漏水補修工の施工箇所 受注者は、漏水補修工の施工箇所は設計図書によるが、設計図書と現地の漏水箇所とに不整合がある場合は、施工前に設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。	表現の統一。場所を表す場合は「箇所」（例：施工箇所、埋戻し箇所）、対象の数量を表す場合は「ヶ所」（例：1ヶ所、2ヶ所・・・）。
9	14	22	2	1	1.一般事項 受注者は、道路除草工の施工については、時期、箇所について工事監督員より指示を受けるものとし、完了後は速やかに工事監督員に報告しなければならない。	9	14	22	2	1	1.一般事項 受注者は、道路除草工の施工については、時期、箇所について工事監督員より指示をうけるものとし、完了後は速やかに工事監督員に報告しなければならない。	表現の統一
9	14	23	2	1	1.一般事項 受注者は、冬期安全施設工の施工については、時期、箇所について工事監督員より指示を受けるものとし、完了後は速やかに工事監督員に報告しなければならない。	9	14	23	2	1	1.一般事項 受注者は、冬期安全施設工の施工については、時期、箇所について工事監督員より指示をうけるものとし、完了後は速やかに工事監督員に報告しなければならない。	表現の統一
9	15	2	0	0	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員と協議しなければならない。	9	15	2	0	0	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員と協議しなければならない。	表記の統一
9	15	3	1	6	ただし、雪崩の発生、局地的な降雪等の異常時は、速やかに作業を開始し、速やかに工事監督員に報告しなければならない。	9	15	3	1	6	ただし、雪崩の発生、局地的な降雪等の異常時は、速やかに作業を開始し、速滞なく工事監督員に報告しなければならない。	表現の統一
9	15	3	3	0	受注者は、一般除雪工を実施する時期、箇所、施工方法について、工事監督員の指示を受けなければならない。	9	15	3	3	0	一般除雪工を実施する時期、箇所、施工方法は、工事監督員の指示によるものとする。	表現の統一

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表												
新条文（平成28年7月）					旧条文（平成25年7月）							
編	章	節	条	項	新条文	編	章	節	条	項	現行条文	改定理由
9	15	3	5	4	4.凍結防止剤の保管等 受注者は、凍結防止剤の保管等については、「除雪・防雪ハンドブック（除雪編）8.5.8貯蔵及び積み込み」（日本建設機械化協会、平成16年12月）の規定による。これにより難い場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。	9	15	3	5	4	4.凍結防止剤の保管等 受注者は、凍結防止剤の保管等については、除雪・防雪ハンドブック（除雪編）8.5.8貯蔵及び積み込みの規定による。これにより難い場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。	表現の統一
9	15	3	6	1	1.一般事項 受注者は、歩道除雪工を実施する時期、箇所、施工方法について、工事監督員の指示を受けなければならない。	9	15	3	6	1	1.一般事項 歩道除雪工を実施する時期、箇所、施工方法は、工事監督員の指示による。	表現の統一
9	15	3	6	2	2.適用規定 受注者は、クローラ・ハンドガイド型除雪機により施工を行う場合は、「歩道除雪機安全対策指針（案）」を参考とする。	9	15	3	6	2	2.適用規定 受注者は、ハンドガイド式除雪車により施工を行う場合は、「歩道除雪機安全対策指針（案）」を参考とする。	工事工種体系ツリーとの整合。
9	15	3	7	1	1.施工計画書 受注者は、雪庇処理、つらら処理、人工雪崩を実施する箇所は、工事監督員の指示を受けなければならない。また、実施時期、施工方法については、施工計画書に記載しなければならない。	9	15	3	7	1	1.施工計画書 雪庇処理、つらら処理、人工雪崩を実施する箇所は、工事監督員の指示による。また、実施時期、施工方法については、施工計画書に記載しなければならない。	表記の統一
9	15	3	7	2	2.適用規定 人工雪崩の施工については、「除雪・防雪ハンドブック（防雪編）6.2.5雪崩の処理」（日本建設機械化協会、平成16年12月）の規定による。これにより難い場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。	9	15	3	7	2	2.適用規定 人工雪崩の施工については、除雪・防雪ハンドブック（防雪編）6.2.5雪崩の処理の規定による。これにより難い場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。	表記の統一
9	15	3	8	1	1.一般事項 雪道通常巡回は、設計図書に示された工事区間について、除雪工を的確に行い、冬期交通を円滑に確保するため、主として以下事項について情報収集を行うものとする。	9	15	3	8	1	1.一般事項 雪道通常巡回は、設計図書に示された工事区間について、除雪工を的確に行い、冬期交通を円滑に確保するため、主として下記事項について情報収集を行うものとする。	表記の統一
9	15	3	8	6	なお、緊急の場合などで工事監督員が承諾した場合を除き、巡回員は巡回車の運転手を兼ねてはならない。	9	15	3	8	6	なお、緊急の場合などで工事監督員が承諾した場合を除き、巡回員は巡回車の運転手を兼ねることができないものとする。	表現の統一
9	16	2	0	0	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員と協議しなければならない。	9	16	2	0	0	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難い場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員と協議しなければならない。	表記の統一
9	16	2	0	0	日本道路協会 鋼道路橋防食便覧（平成26年3月）	9	16	2	0	0	日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧（平成17年12月）	改定年度を反映
9	16	3	1	3	3.鋳鉄品及び鋳造品 受注者は、鋳鉄品及び鋳造品の使用にあたっては、設計図書に示す形状寸法のもので、有害なキズ又は著しいひずみがないものを使用しなければならない。	9	16	3	1	3	3.鋳鉄品及び鋳造品 受注者は、鋳鉄品及び鋳造品の使用に当たって、設計図書に示す形状寸法のもので、有害なキズ又は著しいひずみがないものを使用しなければならない。	語句の修正
9	16	3	6	2	(1) 受注者は、橋脚の形状寸法を計測し、鋼板加工図の作成を行い、設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。	9	16	3	6	2	(1) 受注者は、橋脚の形状寸法を計測し、鋼板加工図の作成を行い、設計図書に関して工事監督員の承諾を受けなければならない。	語句の修正
9	16	3	6	2	(3) 工場塗装工の施工については、第3編3-2-12-11工場塗装工の規定による。なお、塗装種類、回数、使用量は設計図書によるものとする。	9	16	3	6	2	(3) 工場塗装工の施工については、第3編2-12-11工場塗装工の規定による。なお、塗装種類、回数、使用量は設計図書によるなければならない。	語句の修正
9	16	5	5	0	切削オーバーレイ工の施工については、第3編2-6-15路面切削工の規定による。	9	16	5	5	0	切削オーバーレイ工の施工については、第9編14-4-5切削オーバーレイ工の規定による。	参照先の修正
9	16	6	1	1	1.適用工種 本節は、排水構造物工として、作業土工（床掘り、埋戻し）、側溝工、管渠工、集水樹・マンホール工、地下排水工、場所打水路工、排水工その他これらに類する工種について適用する。	9	16	6	1	1	1.適用工種 本節は、排水構造物工として、作業土工、側溝工、管渠工、集水樹・マンホール工、地下排水工、場所打水路工、排水工その他これらに類する工種について適用する。	表記の統一
9	16	7	1	0	本節は、縁石工として作業土工（床掘り、埋戻し）、縁石工その他これらに類する工種について定める。	9	16	7	1	0	本節は、縁石工として作業土工、縁石工その他これらに類する工種について定める。	表記の統一
9	16	7	2	0	作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。	9	16	7	2	0	作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。	表記の統一
9	16	8	1	0	本節は、防護柵工として路側防護柵工、防止柵工、作業土工（床掘り、埋戻し）、ボックスビーム工、車止めポスト工、防護柵基礎工その他これらに類する工種について定める。	9	16	8	1	0	本節は、防護柵工として路側防護柵工、防止柵工、作業土工、ボックスビーム工、車止めポスト工、防護柵基礎工その他これらに類する工種について定める。	表記の統一
9	16	9	2	5	5.脱脂処理 受注者は、標識板の地下処理にあたっては脱脂処理を行い、必ず洗浄を行わなければならない。	9	16	9	2	5	5.脱脂処理 受注者は、標識板の地下処理にあたっては脱脂処理を行い、必ず洗浄を行わなければならない。	誤字の修正

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表												
新条文（平成28年7月）					旧条文（平成25年7月）							
編	章	節	条	項	新条文	編	章	節	条	項	現行条文	改定理由
9	16	9	2	6	6.標識板の文字・記号等 受注者は、標識板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び「道路標識設置基準・同解説」(日本道路協会、昭和62年1月)による色彩と寸法で、標示しなければならない。これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。	9	16	9	2	6	6.標識板の文字・記号等 受注者は、標識板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び「道路標識設置基準・同解説」(日本道路協会、昭和62年1月)による色彩と寸法で、標示する。これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。	表現の統一
9	16	12	2	1	1.適用規定(1) 境界工で使用する材料については、第2編2-7-2セメントコンクリート製品の規定による。	9	16	12	2	1	1.適用規定(1) 境界工で使用する材料については、第9編2-12-2材料の規定による。	参照先の修正
9	16	12	2	5	5.現場塗装 組立歩道工で床版及び支柱に現場塗装を行う場合、塗装仕様は、設計図書によるものとする。	9	16	12	2	5	5.現場塗装 組立歩道工で床版及び支柱に現場塗装を行う場合、塗装仕様は、設計図書によるものではない。	表現の統一
9	16	14	1	0	本節は、擁壁工として作業土工(床掘り、埋戻し)、場所打擁壁工、プレキャスト擁壁工その他これらに類する工種について定める。	9	16	14	1	0	本節は、擁壁工として作業土工、場所打擁壁工、プレキャスト擁壁工その他これらに類する工種について定める。	表記の統一
9	16	16	1	1	1.適用工種 本節は、カルバート工として作業土工(床掘り、埋戻し)、場所打函渠工、プレキャストカルバート工、防水工その他これらに類する工種について定める。	9	16	16	1	1	1.適用工種 本節は、カルバート工として作業土工、場所打函渠工、プレキャストカルバート工、防水工その他これらに類する工種について定める。	表記の統一
9	16	16	2	0	受注者は、プレキャストカルバート工の施工に使用する材料は設計図書によるものとするが、記載なき場合、「道路土工—カルバート工指針4-4使用材料、4-5許容応力度」(日本道路協会、平成22年3月)の規定による。これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。	9	16	16	2	0	受注者は、プレキャストカルバート工の施工に使用する材料は、設計図書による記載なき場合、「道路土工—カルバート工指針4-4使用材料、4-5許容応力度」(日本道路協会、平成22年3月)の規定による。これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。	表現の統一
9	16	17	1	2	2.適用規定 法面の施工にあたって、「道路土工—切土工・斜面安定工指針のり面工編、斜面安定工編」(日本道路協会、平成21年6月)、「道路土工—盛土工指針5-6盛土のり面の施工」(日本道路協会、平成22年4月)、「のり砕工の設計・施工指針第8章吹付砕工、第9章プレキャスト砕工、第10章現場打ちコンクリート砕工、第11章中詰工」(全国特定法面保護協会、平成25年10月)及び「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工」(地盤工学会、平成24年5月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。	9	16	17	1	2	2.適用規定 法面の施工にあたって、「道路土工—切土工・斜面安定工指針のり面工編、斜面安定工編」(日本道路協会、平成21年6月)、「道路土工—盛土工指針5-6盛土のり面の施工」(日本道路協会、平成22年4月)、「のり砕工の設計・施工指針第5章施工」(全国特定法面保護協会、平成15年3月)及び「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工」(地盤工学会、平成12年3月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。	諸基準の改定に伴う修正
9	16	18	1	1	1.適用工種 本節は、落石雪害防止工として作業土工(床掘り、埋戻し)、落石防止網工、落石防護柵工、防雪柵工、雪崩予防柵工その他これらに類する工種について定める。	9	16	18	1	1	1.適用工種 本節は、落石雪害防止工として作業土工、落石防止網工、落石防護柵工、防雪柵工、雪崩予防柵工その他これらに類する工種について定める。	表記の統一
9	16	19	2	0	床版防水膜、伸縮継手、支承、高欄・手摺に使用する材料は、設計図書によるものとする。	9	16	19	2	0	床版防水膜、伸縮継手、支承、高欄・手摺に使用する材料は、設計図書によるものではない。	表現の統一
9	16	21	3	3	3.ジャッキアップ工法採用時の注意 受注者は、支承取替えにジャッキアップ工法を採用する場合には、上部構造の品質・性能に支障をきたさないようにしなければならない。	9	16	21	3	3	3.ジャッキアップ工法採用時の注意 受注者は、支承取替えにジャッキアップ工法を採用する場合には、上部構造の品質・性能に支障を期さないようにしなければならない。	表現の統一
9	16	21	4	3	3.ジャッキアップ工法採用時の注意 受注者は、支承取替えにジャッキアップ工法を採用する場合には、上部構造の品質・性能に支障をきたさないようにしなければならない。	9	16	21	4	3	3.ジャッキアップ工法採用時の注意 受注者は、支承取替えにジャッキアップ工法を採用する場合には、上部構造の品質・性能に支障を期さないようにしなければならない。	表現の統一
9	16	22	2	0	床版防水膜、伸縮継手、支承、高欄・手摺に使用する材料は、設計図書によるものとする。	9	16	22	2	0	床版防水膜、伸縮継手、支承、高欄・手摺に使用する材料は、設計図書によるものではない。	表現の統一
9	16	22	4	2	2.アンカーの削孔時の注意 受注者は、アンカーの削孔にあたっては、既設鉄筋やコンクリートに損傷を与えないように十分注意して行わなければならない。	9	16	22	4	2	2.アンカーの削孔時の注意 受注者は、アンカーの削孔にあたっては、既設鉄筋やコンクリートに損傷を与えないように十分注意して行うものとする。	表現の統一
9	16	22	4	3	3.異常時の処置 受注者は、アンカー挿入時に何らかの理由によりアンカーの挿入が不可能となった場合は、設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。	9	16	22	4	3	3.異常時の処置 受注者は、アンカー挿入時に何らかの理由によりアンカーの挿入が不可能となった場合は、設計図書に関して工事監督員と協議するものとする。	表現の統一
9	16	23	2	0	床版防水膜、伸縮継手、支承、高欄・手摺に使用する材料は、設計図書によるものとする。	9	16	23	2	0	床版防水膜、伸縮継手、支承、高欄・手摺に使用する材料は、設計図書によるものではない。	表現の統一
9	16	24	1	0	本節は、橋脚巻立て工として作業土工(床掘り、埋戻し)、RC橋脚鋼板巻立て工、橋脚コンクリート巻立て工その他これらに類する工種について定める。	9	16	24	1	0	本節は、橋脚巻立て工として作業土工、RC橋脚鋼板巻立て工、橋脚コンクリート巻立て工その他これらに類する工種について定める。	表記の統一

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表														
新条文（平成28年7月）					旧条文（平成25年7月）									
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
9	16	24	4	1	1.一般事項	受注者は、工事に先立ち、現地を詳細に把握するために現地調査を行い、補強を実施しようとする橋脚及び基礎について、形状や鉄筋の位置、添架物や近接する地下構造物等の状況を把握するとともに、海水又は鋼材の腐食を促進させる工場排水等の影響や、鋼材の位置する土中部が常時乾湿を繰り返す環境にあるかどうか等を事前に確認しなければならぬ。	9	16	24	4	1	1.一般事項	受注者は、工事に先立ち、現地を詳細に把握するために現地調査を行い、補強を実施しようとする橋脚及び基礎について、形状や鉄筋の位置、添架物や近接する地下構造物等の状況を把握するとともに、海水又は鋼材の腐食を促進させる工場排水等の影響や、鋼材の位置する土中部が常時乾湿を繰り返す環境にあるかどうか等を事前に確認するものとする。	表現の統一
9	16	24	4	2	2.鉄筋位置の確認	受注者は、既設橋脚の鉄筋位置の確認方法については、事前に設計図書に関して工事監督員と協議しなければならぬ。	9	16	24	4	2	2.鉄筋位置の確認	受注者は、既設橋脚の鉄筋位置の確認方法については、事前に設計図書に関して工事監督員と協議するものとする。	表現の統一
9	16	24	4	8	8.鋼板固定用アンカー	鋼板固定用アンカーは、モルタル注入時の引抜き力に対して確実に抵抗できるように設置するものとする。	9	16	24	4	8	8.鋼板固定用アンカー	鋼板固定用アンカーは、モルタル注入時の引抜き力に対して確実に抵抗できるように設置しなければならない。	表現の統一
9	16	24	4	14	14.鋼板の位置	鋼板の位置は、コンクリート面と鋼板との間隔を平均30mmに保つのを標準とし、鋼板固定用アンカーボルトにて締付け固定するものとする。	9	16	24	4	14	14.鋼板の位置	鋼板の位置は、コンクリート面と鋼板との間隔を平均30mmに保つのを標準とし、鋼板固定用アンカーボルトにて締付け固定しなければならない。	表現の統一
9	16	24	4	16	16.ボルト周りのシール	鋼板下端及び鋼板固定用ボルト周りのシールは、シール用エポキシ系樹脂でシールし、注入圧に対して十分な強度を有し、かつ注入モルタルが漏れないようにするものとする。また、美観にも留意してシールするものとする。	9	16	24	4	16	16.ボルト周りのシール	鋼板下端及び鋼板固定用ボルト周りのシールは、シール用エポキシ系樹脂でシールし、注入圧に対して十分な強度を有し、かつ注入モルタルが漏れないようにしなければならない。また、美観にも留意してシールしなければならない。	表現の統一
9	16	24	4	21		注入に際して、モルタル上昇面には流動勾配が発生するため、木製ハンマー等で鋼板表面を叩き、上昇面の平坦性を促してモルタルの充填性を確保するものとする。	9	16	24	4	21		注入に際して、モルタル上昇面には流動勾配が発生するため、木製ハンマー等で鋼板表面を叩き、上昇面の平坦性を促してモルタルの充填性を確保する。	表現の統一
9	16	24	4	21		注入したモルタルが硬化した後、注入パイプの撤去とシール用エポキシ系樹脂による当該箇所への穴埋め、及び鋼板上端のシール仕上げを行うものとする。	9	16	24	4	21		注入したモルタルが硬化した後、注入パイプの撤去とシール用エポキシ系樹脂による当該箇所への穴埋め、及び鋼板上端のシール仕上げを行わなくてはならない。	表現の統一
9	16	24	4	24	24.コンクリート面用プライマーの塗布	根巻きコンクリート及び中詰めコンクリートのシーリング箇所は、コンクリート打設後10日以上経た表面のレイタンス、汚れ、油脂分をサンダーやワイヤブラシ、シンナーを含ませた布等で除去し、コンクリート面の乾燥状態を確認した後、コンクリート面用プライマーを塗布するものとする。	9	16	24	4	24	24.コンクリート面用プライマーの塗布	根巻きコンクリート及び中詰めコンクリートのシーリング箇所は、コンクリート打設後10日以上経た表面のレイタンス、汚れ、油脂分をサンダーやワイヤブラシ、シンナーを含ませた布等で除去し、コンクリート面の乾燥状態を確認した後、コンクリート面用プライマーを塗布する。	表現の統一
9	16	24	4	25	25.鋼板両面用のプライマーの塗布	受注者は、鋼板面の汚れや油脂分を除去し、表面の乾燥状態を確認した後、鋼板両面用のプライマーを塗布しなければならない。	9	16	24	4	25	25.鋼板両面用のプライマーの塗布	受注者は、鋼板面の汚れや油脂分を除去し、表面の乾燥状態を確認した後、鋼板両面用のプライマーを塗布するものとする。	表現の統一
9	16	24	4	32	31.補修溶接した箇所	受注者は、補修溶接した箇所は、再度外観検査及び超音波探傷試験を実施しなければならない。	9	16	24	4	32	31.補修溶接した箇所	受注者は、補修溶接した箇所は、再度外観検査及び超音波探傷試験を実施するものとする。	表現の統一
9	16	24	5	1	1.適用規定	橋脚コンクリート巻立て工の施工については、第1編第3章の無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	9	16	24	5	1	1.適用規定	橋脚コンクリート巻立て工の施工については、第1編第3章の無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	表現の統一
10	1	2	0	0		日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書(平成25年度版) (平成25年6月)	10	1	2	0	0		日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書(平成22年度版) (平成22年6月)	
10	1	2	0	0		日本道路協会 道路土工—施工指針 (平成21年6月)	10	1	2	0	0		日本道路協会 道路土工—施工指針 (昭和21年6月)	
10	1	2	0	0		日本道路協会 道路土工—軟弱地盤対策工指針 (平成24年8月)	10	1	2	0	0		日本道路協会 道路土工—軟弱地盤対策工指針 (平成21年6月)	
10	1	2	0	0		日本道路協会 道路土工—擁壁工指針 (平成24年3月)	10	1	2	0	0		日本道路協会 道路土工—擁壁工指針 (平成11年3月)	
10	1	2	0	0		日本緑化センター 植栽基盤整備技術マニュアル (平成21年4月)	/							
10	1	2	0	0		土木研究センター 補強土(テールアルメ)壁工法設計・施工マニュアル (平成11年12月)								
10	1	2	0	0		土木研究センター ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル (平成25年12月)								

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表														
新条文（平成28年7月）						旧条文（平成25年7月）								
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
10	1	2	0	0		土木研究センター 多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル(平成26年8月)	/							
10	1	2	0	0		土木研究センター 建設発生土利用技術マニュアル (平成25年12月)	10	1	2	0	0		土木研究センター 建設発生土利用技術マニュアル (平成16年9月)	
10	1	2	0	0		地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説 (平成25年5月)	10	1	2	0	0		地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説 (平成12年3月)	
10	1	2	0	0		全国特定法面保護協会 のり砕工の設計施工指針 (平成25年10月)	10	1	2	0	0		全国特定法面保護協会 のり砕工の設計施工指針 (平成18年11月)	
10	1	2	0	0		国土交通省 東日本大震災からの復興に係る公園緑地整備に関する技術的指針(平成24年3月)	/							
10	1	3	3	1	1	受注者は、公園整地の施工については、残材、転石を除去し不陸のないように、地均しを行わなければならない。	10	1	3	3	1	1	受注者は、整地の施工については、残材、転石を除去し不陸のないように、地均しを行わなければならない。	
10	1	3	3	2	2	受注者は、公園整地の施工については、滞水しないように排水勾配をとらなければならない。	10	1	3	3	2	2	受注者は、整地の施工については、滞水しないように排水勾配をとらなければならない。	
10	1	3	3	3	3	受注者は、公園整地の施工については、敷地内の汚水樹に雨水が流入することのないように、なじみ良く仕上げなければならない。	10	1	3	3	3	3	受注者は、整地の施工については、敷地内の汚水樹に雨水が流入することのないように、なじみ良く仕上げなければならない。	
10	1	3	3	4	4	受注者は、公園整地の施工については、工事範囲と現況地盤とのすり合わせに不陸がないように、なじみ良く仕上げなければならない。	10	1	3	3	4	4	受注者は、整地の施工については、工事範囲と現況地盤とのすり合わせに不陸がないように、なじみ良く仕上げなければならない。	
10	1	3	4	0		掘削工の施工については、第1編2-3-2及び2-4-2掘削工の規定による。	10	1	3	4	0		掘削工の施工については、第1編2-3-2掘削工の規定による。	
10	1	3	6	0	1-3-6	路体盛土工	/							
10	1	3	6	0		路体盛土工の施工については、第1編2-4-3路体盛土工の規定による。	/							
10	1	3	7	0	1-3-7	路床盛土工	10	1	3	6	0	1-3-6	路床盛土工	
10	1	3	7	0		路床盛土工の施工については、第1編2-4-4路床盛土工の規定による。	10	1	3	6	0		路床盛土工の施工については、第1編2-4-4路床盛土工の規定による。	
10	1	3	8	0	1-3-8	法面整形工	10	1	3	7	0	1-3-7	法面整形工	
10	1	3	8	0		法面整形工の施工については、第1編2-4-5法面整形工の規定による。	10	1	3	7	0		法面整形工の施工については、第1編2-4-5法面整形工の規定による。	
10	1	3	9	0	1-3-9	路床安定処理工	10	1	3	8	0	1-3-8	路床安定処理工	
10	1	3	9	0		路床安定処理工の施工については、第3編2-7-2路床安定処理工の規定による。	10	1	3	8	0		路床安定処理工の施工については、第3編2-7-2路床安定処理工の規定による。	
10	1	3	10	0	1-3-10	置換工	10	1	3	9	0	1-3-9	置換工	
10	1	3	10	0		置換工の施工については、第3編2-7-3置換工の規定による。	10	1	3	9	0		置換工の施工については、第3編2-7-3置換工の規定による。	
10	1	3	11	0	1-3-11	サンドマット工	10	1	3	10	0	1-3-10	サンドマット工	
10	1	3	11	0		サンドマット工の施工については、第3編2-7-6サンドマット工の規定による。	10	1	3	10	0		サンドマット工の施工については、第3編2-7-6サンドマット工の規定による。	
10	1	3	12	0	1-3-12	パーチカルドレーン工	10	1	3	11	0	1-3-11	パーチカルドレーン工	
10	1	3	12	0		パーチカルドレーン工の施工については、第3編2-7-7パーチカルドレーン工の規定による。	10	1	3	11	0		パーチカルドレーン工の施工については、第3編2-7-7パーチカルドレーン工の規定による。	
10	1	3	13	0	1-3-13	残土処理工	10	1	3	12	0	1-3-12	残土処理工	
10	1	3	13	0		残土処理工の施工については、第1編2-3-7残土処理工の規定による。	10	1	3	12	0		残土処理工の施工については、第1編2-3-7残土処理工の規定による。	
10	1	5	2	3	(2)	化学肥料については、それぞれ本来の粒状・固形・結晶の形状を有し、きょう雑物の混入していないものとし、指定の肥料成分を有し、変質していないものとする。	10	1	5	2	3	(2)	化学肥料については、それぞれ本来の粒状・固形・結晶の形状を有し、きょう雑物の混入していないものとし、指定の肥料成分を有し、変質していないものとする。	

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表														
新条文（平成28年7月）						旧条文（平成25年7月）								
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
10	1	6	1	2	2	受注者は法面の施工にあたって、「道路土工一切土工・斜面安定工指針のり面工編、斜面安定工編」(日本道路協会、平成21年6月)、「道路土工—盛土工指針5—6盛土のり面の施工」(日本道路協会、平成22年4月)、「のり枠工の設計・施工指針第8章吹付枠工、第9章プレキャスト枠工、第10章現場打ちコンクリート枠工、第11章中詰工」(全国特定法面保護協会、平成25年10月)及び「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工」(地盤震工学会、平成24年5月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	10	1	6	1	2	2	受注者は法面の施工にあたって、「道路土工一切土工・斜面安定工指針のり面工編、斜面安定工編」(日本道路協会、平成21年6月)、「道路土工—盛土工指針5—6盛土のり面の施工」(日本道路協会、平成22年4月)、「のり枠工の設計・施工指針第5章施工」(全国特定法面保護協会、平成15年3月)及び「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工」(地盤震工学会、平成12年3月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	
10	1	8	1	1	1	1. 本節は、擁壁工として作業土工(床掘り・埋戻し)、場所打擁壁工、プレキャスト擁壁工、補強土壁工、コンクリートブロック工、石積工、土留め工その他これらに類する工種について定める。	10	1	8	1	1	1.	本節は、擁壁工として作業土工、場所打擁壁工、プレキャスト擁壁工、補強土壁工、コンクリートブロック工、石積工、土留め工その他これらに類する工種について定める。	
10	1	8	1	2	2	2. 受注者は、擁壁工の施工にあたっては、「道路土工—擁壁工指針5—11・6—10施工一般」(日本道路協会、平成24年7月)及び「土木構造物標準設計第2巻解説書4. 3施工上の注意事項」(全日本建設技術協会、平成12年9月)の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	10	1	8	1	2	2.	受注者は、擁壁工の施工にあたっては、「道路土工—擁壁工指針2—5・3—4施工一般」(日本道路協会、平成11年3月)及び「土木構造物標準設計第2巻解説書4. 3施工上の注意事項」(全日本建設技術協会、平成12年9月)の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
10	1	8	3	0		作業土工の施工については、第3編2—3—3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定による。	10	1	8	3	0		作業土工の施工については、第3編2—3—3作業土工の規定による。	
						削除	10	1	8	8	13		(雑石積)	
10	1	8	8	13	(2)	受注者は、合端については現場加工を行わなければならない。	10	1	8	8	13	(2)	受注者は、合端については現場加工を行わなければならない。	
						削除	10	1	8	8	15	15	種別石張は雑割石を用いた石張で、雑石張は雑石を用いた石張のこと	
						削除	10	1	8	8	15		(雑割石張)	
						削除	10	1	8	8	15		(雑石張)	
10	1	8	8	14		(雑石積)								
10	1	9	2	0		受注者は、プレキャストカルバート工の施工に使用する材料は、設計図書によるものとするが記載なき場合、「道路土工—カルバート工指針4—4使用材料、4—5許容応力度」(日本道路協会、平成22年3月)の規定による。	10	1	9	2	0		受注者は、プレキャストカルバート工の施工に使用する材料は、設計図書によるものとするが記載なき場合、「道路土工—カルバート工指針4—4使用材料、4—5許容応力度」(日本道路協会、平成22年3月)の規定による。	
10	1	9	3	0		作業土工の施工については、第3編2—3—3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定による。	10	1	9	3	0		作業土工の施工については、第3編2—3—3作業土工の規定による。	
10	2	2	0	0		日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書(平成25年度版) (平成25年6月)	10	2	2	0	0		日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書(平成22年度版) (平成22年6月)	
10	2	3	2	6	(3)	客土の品質管理基準については、試験項目、試験方法は設計図書によるものとする。また、これにより難しい場合は、工事着手前に、設計図書に関して監督職員と協議のうえ、pH、有害物質についての試験を必要に応じて行うものとする。	10	2	3	2	6	(3)	客土の品質管理基準については、試験項目、試験方法は設計図書によるものとする。また、これにより難しい場合は、工事着手前に、設計図書に関して監督職員と協議のうえ、pH、有害物質についての試験を必要に応じて行うものとする。	
10	2	3	14	2	2.	受注者は、壁面緑化フェンスの施工については、設計図書によるものとするほか、3—11—8柵工の規定による。	10	2	3	14	2	2.	請負者は、壁面緑化フェンスの施工については、設計図書によるものとするほか、3—11—8柵工の規定による。	
10	2	3	14	3	3.	受注者は、壁面緑化パネルの施工については、設計図書による。	10	2	3	14	3	3.	請負者は、壁面緑化パネルの施工については、設計図書による。	
10	2	3	14	4	4.	受注者は、登はん補助資材の施工については、設計図書による。	10	2	3	14	4	4.	請負者は、登はん補助資材の施工については、設計図書による。	
10	2	3	14	5	5.	受注者は、壁面緑化設備の施工については、設計図書による。なお、特に定めのない事項については公共建築標準仕様書(機械衛生設備工事編、電気設備工事編)の規定による。	10	2	3	14	5	5.	請負者は、壁面緑化設備の施工については、設計図書による。なお、特に定めのない事項については公共建築標準仕様書(機械衛生設備工事編、電気設備工事編)の規定による。	
10	2	4	9	0		樹名板工の施工については、2—3—11樹名板工の規定による。	10	2	4	9	0		樹名板工の施工については、2—3—2材料の規定による。	

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表														
新条文 (平成28年7月)					旧条文 (平成25年7月)									
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
10	2	4	10	0		根囲い保護工の施工については、2-3-1-2根囲い保護工の規定による。	10	2	4	10	0		根囲い保護工の施工については、2-3-2材料の規定による。	
10	2	5	5	1	1.	受注者は、樹勢回復の施工については設計図書によるものとするが、特に施工時期、施工方法については設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	10	2	5	5	1	1.	受注者は、樹勢回復の施工については設計図書によるものとするが、特に施工時期、施工方法については設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	
10	3	2	0	0		国土交通省 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂版】 (平成25年3月)	10	3	2	0	0		国土交通省 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン (平成20年1月)	
10	3	2	0	0		日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書 (平成25年度版)(平成25年6月)	10	3	2	0	0		日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書 (平成22年度版)(平成22年6月)	
10	3	2	0	0		国土交通省 都市公園における遊具の安全確保に関する指針 (改訂第2版) (平成26年6月)	10	3	2	0	0		国土交通省 都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂版) (平成20年8月)	
10	3	2	0	0		国土交通省 都市公園における遊具の安全確保に関する指針 (別編:子どもが利用する可能性のある健康器具系施設) (平成26年6月)								
10	3	2	0	0		日本公園施設業協会 遊具の安全に関する基準 JPFA-SP-S:2014 (平成26年6月)	10	3	2	0	0		日本公園業協会 施設遊具の安全に関する基準 (平成20年8月)	
10	3	2	0	0		日本電気協会 内線規程(平成24年2月)	10	3	2	0	0		日本電気協会 内線規程(平成17年)	
10	3	2	0	0		日本道路協会 道路土工-排水工指針(昭和62年6月)								
10	3	2	0	0		日本道路協会 舗装再生便覧(平成25年12月)	10	3	2	0	0		日本道路協会 舗装再生便覧(平成22年12月)	
10	3	2	0	0		土木学会 コンクリート標準示方書(設計編)(平成25年3月)	10	3	2	0	0		土木学会 コンクリート標準示方書(施工編)(平成20年3月)	
10	3	2	0	0		土木学会 コンクリート標準示方書(施工編)(平成25年3月)	10	3	2	0	0		土木学会 コンクリート標準示方書(施工編)(平成20年3月)	
10	3	2	0	0		土木学会 コンクリートのポンプ施工指針 (平成24年6月)	10	3	2	0	0		土木学会 コンクリートのポンプ施工指針 (平成12年2月)	
10	3	3	2	1		JIS B 2051 (可鍛鉄鉄弁及びダクタイル鉄鉄弁)	10	3	3	2	1		JIS B 2051 (可鍛鉄鉄10Kねじ込み形弁)	
						削除	10	3	3	2	1		JIS G 3451 (水輸送用塗覆装鋼管の異形管)	
10	3	3	2	1		JIS K 6742 (水道用硬質ポリ塩化ビニル管)	10	3	3	2	1		JIS K 6742 (水道用硬質塩化ビニル管)	
10	3	3	2	1		JIS K 6743 (水道用硬質ポリ塩化ビニル管継手)	10	3	3	2	1		JIS K 6743 (水道用硬質塩化ビニル管継手)	
10	3	3	2	2		JWWA K 127 (水道用ゴム輪形硬質ポリ塩化ビニル管)	10	3	3	2	2		JWWA K 127 (水道用ゴム輪形硬質塩化ビニル管)	
10	3	3	2	2		JWWA K 128 (水道用ゴム輪形硬質ポリ塩化ビニル管継手)	10	3	3	2	2		JWWA K 128 (水道用ゴム輪形硬質塩化ビニル管継手)	
10	3	3	2	2		JWWA K 129 (水道用ゴム輪形耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管)	10	3	3	2	2		JWWA K 129 (水道用ゴム輪形耐衝撃性硬質塩化ビニル管)	
10	3	3	2	2		JWWA K 130 (水道用ゴム輪形耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管継手)	10	3	3	2	2		JWWA K 130 (水道用ゴム輪形耐衝撃性硬質塩化ビニル管継手)	
10	3	3	2	2		JWWA K 131 (水道用硬質ポリ塩化ビニル管のダクタイル鉄異形管)	10	3	3	2	2		JWWA K 131 (水道用硬質塩化ビニル管のダクタイル鉄異形管)	
10	3	3	9	0		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定による。	10	3	3	9	0		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の規定による。	
10	3	3	10	5	5.	硬質ポリ塩化ビニル管の布設については、以下の各号の規定による。	10	3	3	10	5	5.	硬質塩化ビニル管の布設については、以下の各号の規定による。	
10	3	3	10	10	10.	受注者は、硬質ポリ塩化ビニル管類の接合については、硬質ポリ塩化ビニル管用接着剤及び継手類を用いて接合しなければならない。	10	3	3	10	10	10.	受注者は、硬質塩化ビニル管類の接合については、硬質塩化ビニル管用接着剤及び継手類を用いて接合しなければならない。	
10	3	4	2	1		JIS A 5364 (プレキャストコンクリート製品-性能試験方法通則)	10	3	4	2	1		JIS A 5364 (プレキャストコンクリート製品-材料及び製造方法の通則)	
10	3	4	2	1		JIS A 5365 (プレキャストコンクリート製品-検査方法通則)								
10	3	4	2	1		JIS G 3470 (コルゲートセクション)								
10	3	4	2	1		JIS G 3471 (コルゲートパイプ)	10	3	4	2	1		JIS G 3471 (コルゲートパイプ及びコルゲートセクション)	
10	3	4	2	1		JIS K 6739 (排水用硬質ポリ塩化ビニル管継手)	10	3	4	2	1		JIS K 6739 (排水用硬質塩化ビニル管継手)	
10	3	4	2	1		JIS K 6741 (硬質ポリ塩化ビニル管)	10	3	4	2	1		JIS K 6741 (硬質塩化ビニル管)	
						削除	10	3	4	2	1		JIS R 1201 (陶管)	
						削除	10	3	4	4	4	4.	受注者は、貯留施設のフィルター材の施工については、付近の土が混入しないようにしなければならない。	
						削除	10	3	4	4	5	5.	受注者は、蓋高さ調整の施工については、設計図書に示された仕上がり高になるように施工しなければならない。	
						削除	10	3	4	5	0	3-4-5	作業土工(床掘り・埋戻し)	

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表														
新条文（平成28年7月）					旧条文（平成25年7月）									
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
						削除								
10	3	5	2	1		JIS A 5364 (プレキャストコンクリート製品一性能試験方法通則)	10	3	4	5	0		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の規定による。	
						削除							JIS A 5506 (下水用マンホールふた)	
10	3	5	2	1		JIS G 3470 (コルゲートセクション)								
10	3	5	2	1		JIS G 3471 (コルゲートパイプ)	10	3	5	2	1		JIS G 3471 (コルゲートパイプ及びコルゲートセクション)	
10	3	5	2	1		JIS K 6739 (排水用硬質ポリ塩化ビニル管継手)	10	3	5	2	1		JIS K 6739 (排水用硬質塩化ビニル管継手)	
10	3	5	2	1		JIS K 6743 (水道用硬質ポリ塩化ビニル管継手)	10	3	5	2	1		JIS K 6743 (水道用硬質塩化ビニル管継手)	
10	3	5	2	1		JIS K 6777 (耐熱性硬質ポリ塩化ビニル管継手)	10	3	5	2	1		JIS K 6777 (耐熱性硬質塩化ビニル管継手)	
10	3	5	2	1		JIS K 6741 (硬質ポリ塩化ビニル管)	10	3	5	2	1		JIS K 6741 (硬質塩化ビニル管)	
10	3	5	2	1		JIS K 6776 (耐熱性硬質ポリ塩化ビニル管)	10	3	5	2	1		JIS K 6776 (耐熱性硬質塩化ビニル管)	
10	3	5	2	0		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定による。	10	3	5	3	0		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の規定による。	
10	3	6	2	1		JIS C 3653 (電力用ケーブルの地中埋設の施工方法-波付硬質合成樹脂付属書1)	10	3	6	2	1		JIS C 3653 (電力用ケーブルの地中埋設の施工方法-波付硬質合成樹脂付属書1管)	
10	3	6	2	1		JIS C 8105-1~3 (照明器具-安全性要求事項~性能要求事項)	10	3	6	2	1		JIS C 8105-1~3 (照明器具-安全性要求事項通達~性能要求事項通達)	
						削除	10	3	6	5	0	3-6-5	監視カメラ設置工	
						削除	10	3	6	5	0		監視カメラ設置工の施工については、設計図書によるものとする。なお、特に定めのない事項については、公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)第6編通信・情報設備工事、3-6-3照明設備工の規定による。	
10	3	6	2	0		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定による。	10	3	6	7	0		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の規定による。	
10	3	7	2	1	1	階段工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリート、第3編2-3-22階段工の規定、3-14施設仕上げ工によるもののほか、設計図書によらなければならない。	10	3	7	18	1	1	階段工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリート、第3編2-3-22階段工の規定、3-13施設仕上げ工によるもののほか、設計図書によらなければならない。	
10	3	7	2	2	2	視覚障害者誘導用ブロックの施工については、視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説第4章施工(日本道路協会、昭和60年9月)の規定による。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	10	3	7	21	2	2	視覚障害者誘導用ブロックの施工については、視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説第4章施工の規定による。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	
10	3	7	2	3	3	視覚障害者誘導点字シートの施工については、視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説第4章施工(日本道路協会、昭和60年9月)の規定によるもののほか、設計図書による。	10	3	7	21	3	3	視覚障害者誘導点字シートの施工については、視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説第4章施工の規定によるもののほか、設計図書による。	
10	3	7	2	0		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定による。	10	3	7	22	0		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の規定による。	
10	3	8	2	0		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定による。	10	3	8	11	0		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の規定による。	
10	3	9	2	0		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定による。	10	3	9	6	0		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の規定による。	
10	3	13	2	2	③	受注者は、ローラーブラシ塗りについては、ローラーブラシを用い、隅、ちり回りは小ばけまたは、専用ローラーを用い、全面が均一になるように塗らなければならない。	10	3	13	3	2	③	受注者は、ローラーブラシ塗りについては、ローラーブラシを用い、隅、ちり回りは小ばけ又は、専用ローラーを用い、全面が均一になるように塗らなければならない。	
10	3	13	2	3	3	受注者は、研磨紙すり及び水研ぎについては、下層塗膜及びパテが硬化乾燥したのち、各層毎に研磨紙または、耐水研磨紙で素材の長手方向に、下層の塗膜を研ぎ去らないように注意して研がなければならない。	10	3	13	3	3	3	受注者は、研磨紙すり及び水研ぎについては、下層塗膜及びパテが硬化乾燥したのち、各層毎に研磨紙又は、耐水研磨紙で素材の長手方向に、下層の塗膜を研ぎ去らないように注意して研がなければならない。	
10	3	13	2	4	4	受注者は、穴埋めについては、深い穴、大きな隙間等に穴埋め用パテをへらまたはこてで押し込み埋込まなければならない。	10	3	13	3	4	4	受注者は、穴埋めについては、深い穴、大きな隙間等に穴埋め用パテをへら又はこてで押し込み埋込まなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表														
新条文（平成28年7月）					旧条文（平成25年7月）									
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
10	3	13	2	5	5.	受注者は、パテかきについては、面の状況に応じて、面のくぼみ、隙間、目違い等の部分にパテをへら <b>または</b> こてで薄く付けなければならない。	10	3	13	3	5	5.	受注者は、パテかきについては、面の状況に応じて、面のくぼみ、隙間、目違い等の部分にパテをへら <b>又は</b> こてで薄く付けなければならない。	
10	4	2	0	0		日本公園緑地協会 地都市公園技術標準解説書(平成25年度版)(平成25年6月)	10	4	2	0	0		日本公園緑地協会 地都市公園技術標準解説書(平成22年度版)(平成22年6月)	
10	4	2	0	0		日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書同解説(平成4年12月)	10	4	2	0	0		日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書同解説(平成22年1月)	
10	4	2	0	0		日本道路協会 道路土工一擁壁工指針(平成24年7月)	10	4	2	0	0		日本道路協会 道路土工一擁壁工指針(平成11年3月)	
10	4	2	0	0		日本道路協会 舗装再生便覧(平成25年12月)	10	4	2	0	0		日本道路協会 舗装再生便覧(平成22年12月)	
10	4	2	0	0		日本道路協会 アスファルト混合所便覧(平成8年度版) (平成8年10月)	10	4	2	0	0		日本道路協会 アスファルト混合所便覧(平成8年度版) (平成19年1月)	
10	4	2	0	0		土木学会 コンクリート標準示方書(設計編)(平成25年3月)	10	4	2	0	0		土木学会 コンクリート標準示方書(設計編)(平成20年3月)	
10	4	2	0	0		土木学会 コンクリート標準示方書(施工編)(平成25年3月)	10	4	2	0	0		土木学会 コンクリート標準示方書(施工編)(平成20年3月)	
10	4	2	0	0		土木学会 コンクリートのポンプ施工指針(平成24年6月)	10	4	2	0	0		土木学会 コンクリートのポンプ施工指針(平成12年2月)	
10	4	2	0	0		日本体育施設協会 屋外体育施設の建設指針平成24年改訂版(平成24年)	10	4	2	0	0		日本体育施設協会 屋外体育施設の建設指針平成17年改訂版(平成17年)	
10	4	2	0	0		日本テニス協会 テニスコートの建設マニュアル(平成7年11月)	10	4	2	0	0		日本テニス協会 テニスコートの建設マニュアル(平成7年)	
10	4	3	2	10		表4-1 アスファルト乳剤系表層材	10	4	3	2	10		表4-1 アスファルト乳剤系表層材	
10	4	3	2	10		表4-2 アスファルト弾性混合物	10	4	3	2	10		表4-2 アスファルト弾性混合物	
10	4	3	2	10		表4-3 アクリル樹脂系表層材	10	4	3	2	10		表4-3 アクリル樹脂系表層材	
10	4	3	2	10		表4-4 ポリウレタン系表層材	10	4	3	2	10		表4-4 ポリウレタン系表層材	
10	4	3	2	10		表4-5 透水型現場施工品表層材	10	4	3	2	10		表4-5 透水型現場施工品表層材	
						削除	10	4	4	2	1		JIS B 1180 (六角ボルト)	
						削除	10	4	4	2	1		JIS B 1181 (六角ナット)	
10	4	4	2	1		JIS G 4304 (熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯)	10	4	4	2	1		JIS G 4304 (熱間圧延ステンレス鋼板SUS304)	
10	4	4	2	1		JIS G 4305 (冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯)	10	4	4	2	1		JIS G 4305 (冷間圧延ステンレス鋼板SUS304)	
10	4	4	2	3		JIS K 6741 (硬質ポリ塩化ビニル管)	10	4	4	2	3		JIS K 6741 (硬質塩化ビニル管)	
10	4	4	2	3		JIS K 6745 (プラスチック-硬質ポリ塩化ビニル板)	10	4	4	2	3		JIS K 6745 (プラスチック-硬質ポリ塩化ビニルシートタイプ、寸法及び特性-第1部:厚さ1mm以上の板)	
						削除	10	4	4	2	5		JIS K 5622 (鉛丹さび止めペイント)	
10	4	4	2	5		JIS K 5551 (構造用さび止めペイント)								
10	4	4	2	5		JIS K 5672 (鉛・クロムフリーさび止めペイント)								
						削除	10	4	4	2	5		JIS K 5624 (塩基性クロム酸鉛さび止めペイント)	
						削除	10	4	4	2	5		JIS K 5627 (ジंकロメートさび止めペイント)	
						削除	10	4	4	2	5		JIS K 5628 (鉛丹ジंकロメートさび止めペイント)	
10	4	4	2	5		JIS B 1180 (六角ボルト)								
10	4	4	2	5		JIS B 1181 (六角ナット)								
10	4	4	3	1	1.	受注者は、スタンド擁壁工の施工にあたっては、「道路土工一擁壁工指針5-11施工一般」(日本道路協会、平成24年7月)及び「土木構造物標準設計第2巻解説書4. 3施工上の注意事項」(全日本建設技術協会、平成12年9月)の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	10	4	4	3	1	1.	受注者は、スタンド擁壁工の施工にあたっては、「道路土工一擁壁工指針2-5-3-4施工一般」(日本道路協会、平成11年3月)及び「土木構造物標準設計第2巻解説書4. 3施工上の注意事項」(全日本建設技術協会、平成12年9月)の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
10	4	5	2	1		JIS G 3452 (配管用炭素鋼管)	10	4	5	2	1		JIS G 3452 (配管用炭素鋼管)	
10	4	5	2	1		JIS G 4304 (熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯)	10	4	5	2	1		JIS G 4304 (熱間圧延ステンレス鋼板SUS304)	
10	4	5	2	1		JIS G 4305 (冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯)	10	4	5	2	1		JIS G 4305 (冷間圧延ステンレス鋼板SUS304)	
10	4	5	2	4	4.	木材の防腐処理は、JIS K 1571(木材保存剤-性能基準及びその試験方法)及び加圧処理用木材防蟻剤の室内防蟻効力試験方法及び性能基準(JWPS-TW)の合格基準に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。	10	4	5	2	4	4.	木材の防腐処理は、JIS K 1571(木材保存剤の性能試験及び性能基準)及び加圧処理用木材防蟻剤の室内防蟻効力試験方法及び性能基準(JWPS-TW)の合格基準に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。	
10	4	5	2	5		JIS K 6741 (硬質ポリ塩化ビニル管)	10	4	5	2	5		JIS K 6741 (硬質塩化ビニル管)	

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表														
新条文 (平成28年7月)					旧条文 (平成25年7月)									
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
10	4	5	2	5		JIS K 6745 (プラスチック-硬質ポリ塩化ビニル板)	10	4	5	2	5		JIS K 6745 (プラスチック-硬質ポリ塩化ビニルシートタイプ、寸法及び特性-第1部:厚さ1mm以上の板)	
						削除	10	4	5	2	7		JIS K 5622 (鉛丹さび止めペイント)	
10	4	5	2	7		JIS K 5551 (構造用さび止めペイント)								
10	4	5	2	7		JIS K 5672 (鉛・クロムフリーさび止めペイント)								
						削除	10	4	5	2	7		JIS K 5624 (塩基性クロム酸鉛さび止めペイント)	
						削除	10	4	5	2	7		JIS K 5627 (ジクロロメートさび止めペイント)	
						削除	10	4	5	2	7		JIS K 5628 (鉛丹ジクロロメートさび止めペイント)	
10	5	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準類								
10	5	2	0	0		受託者は、設計図書において特に定めのない事項については、関係基準等によらなければならない。								
10	5	3	0	0	第3節	自然育成施設工	10	5	2	0	0	第2節	自然育成施設工	
10	5	3	1	0	5-3-1	一般事項	10	5	2	1	0	5-2-1	一般事項	
10	5	3	1	1	1.	本節は、自然育成施設工として自然育成盛土工、自然水路工、水田工、ガレ山工、粗朶山工、カントリーヘッジ工、石積土堰堤工、しがらみ柵工、自然育成型護岸工、保護柵工、解説板工、自然育成施設修繕工、作業土工、自然育成型護岸基礎工、沈床工、捨石工、かご工、元付工、牛・枠工、杭出し水制工、その他これらに類する工種について定める。	10	5	2	1	1	1.	本節は、自然育成施設工として自然育成盛土工、自然水路工、水田工、ガレ山工、粗朶山工、カントリーヘッジ工、石積土堰堤工、しがらみ柵工、自然育成型護岸工、保護柵工、解説板工、自然育成施設修繕工、作業土工、自然育成型護岸基礎工、沈床工、捨石工、かご工、元付工、牛・枠工、杭出し水制工、その他これらに類する工種について定める。	
10	5	3	1	2	2.	受注者は、動植物の生育・生息空間を創出・復元するために行う自然育成工法の趣旨及び設計意図を踏まえて施工しなければならない。	10	5	2	1	2	2.	受注者は、動植物の生育・生息空間を創出・復元するために行う自然育成工法の趣旨及び設計意図を踏まえて施工しなければならない。	
10	5	3	1	3	3.	受注者は、自然育成の施工については、設計図書によるものとし、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	10	5	2	1	3	3.	受注者は、自然育成の施工については、設計図書によるものとし、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
10	5	3	2	0	5-3-2	材料	10	5	2	2	0	5-2-2	材料	
10	5	3	2	0	1.	受注者は、自然育成工で使用材料の種類及び規格は、設計図書によるものとする。ただし、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	10	5	2	2	0	1.	受注者は、自然育成工で使用材料の種類及び規格は、設計図書によるものとする。ただし、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
10	5	3	2	0	2.	受注者は、現地で材料を採取する場合については、材料について監督職員の確認を受けなければならない。	10	5	2	2	0	2.	受注者は、現地で材料を採取する場合については、材料について監督職員の確認を受けなければならない。	
10	5	3	3	0	5-3-3	自然育成盛土工	10	5	2	3	0	5-2-3	自然育成盛土工	
10	5	3	3	1	1.	受注者は、自然育成盛土工については、設計図書によるものとし、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	10	5	2	3	1	1.	受注者は、自然育成盛土工については、設計図書によるものとし、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
10	5	3	3	2	2.	受注者は、自然育成盛土の施工について、締固めは、必要最小限にとどめ、目標とする生物の生育環境を理解して仕上げなければならない。	10	5	2	3	2	2.	受注者は、自然育成盛土の施工について、締固めは、必要最小限にとどめ、目標とする生物の生育環境を理解して仕上げなければならない。	
10	5	3	4	0	5-3-4	自然水路工	10	5	2	4	0	5-2-4	自然水路工	
10	5	3	4	1	1.	受注者は、自然水路工については、自然に存在する水路の状態を再現するために行う趣旨を踏まえて、施工しなければならない。	10	5	2	4	1	1.	受注者は、自然水路工については、自然に存在する水路の状態を再現するために行う趣旨を踏まえて、施工しなければならない。	
10	5	3	4	2	2.	受注者は、水路の防水を自然環境に近づけるために行うたき粘土の施工については、漏れがないよう緊密に叩いて仕上げなければならない。	10	5	2	4	2	2.	受注者は、水路の防水を自然環境に近づけるために行うたき粘土の施工については、漏れがないよう緊密に叩いて仕上げなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表														
新条文（平成28年7月）					旧条文（平成25年7月）									
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
10	5	3	4	3	3	ごろた石積及び崩れ積の施工については、1-8-8石積工の規定によるもののほか、設計図書によらなければならない。	10	5	2	4	3	3	ごろた石積及び崩れ積の施工については、1-8-8石積工の規定によるもののほか、設計図書によらなければならない。	
10	5	3	4	4	4	受注者は、砂、礫敷の施工については、自然型水路床の洗掘防止機能と、生物の生育環境に配慮して施工しなければならない。	10	5	2	4	4	4	受注者は、砂、礫敷の施工については、自然型水路床の洗掘防止機能と、生物の生育環境に配慮して施工しなければならない。	
10	5	3	5	0	5-3-5	水田工	10	5	2	5	0	5-2-5	水田工	
10	5	3	5	1	1	受注者は、たたき粘土の施工については、5-2-4自然水路工の規定によるもののほか、設計図書によらなければならない。	10	5	2	5	1	1	受注者は、たたき粘土の施工については、5-2-4自然水路工の規定によるもののほか、設計図書によらなければならない。	
10	5	3	5	2	2	受注者は、水田土壌盛土の施工については、5-2-3自然育成盛土の規定によるもののほか、設計図書によらなければならない。	10	5	2	5	2	2	受注者は、水田土壌盛土の施工については、5-2-3自然育成盛土の規定によるもののほか、設計図書によらなければならない。	
10	5	3	5	3	3	受注者は、流入口及び排出口の施工については、設計図書によらなければならない。	10	5	2	5	3	3	受注者は、流入口及び排出口の施工については、設計図書によらなければならない。	
10	5	3	5	4	4	受注者は、角落し及び角落し受枠の施工については、設計図書によらなければならない。	10	5	2	5	4	4	受注者は、角落し及び角落し受枠の施工については、設計図書によらなければならない。	
10	5	3	6	0	5-3-6	ガレ山工	10	5	2	6	0	5-2-6	ガレ山工	
10	5	3	6	0		受注者は、ガレ(自然石、コンクリート塊、管)を用いて動物や昆虫の生息空間を創出するガレ山の施工については、目標とする生物の生息環境に必要な空隙を設け、設計意図を理解して仕上げなければならない。	10	5	2	6	0		受注者は、ガレ(自然石、コンクリート塊、管)を用いて動物や昆虫の生息空間を創出するガレ山の施工については、目標とする生物の生息環境に必要な空隙を設け、設計意図を理解して仕上げなければならない。	
10	5	3	7	0	5-3-7	粗朶山工	10	5	2	7	0	5-2-7	粗朶山工	
10	5	3	7	0		受注者は、粗朶を用いて動物や昆虫の生息空間を創出する粗朶山の施工については、目標とする生物の生育環境に必要な空隙を設け、設計意図を理解して仕上げなければならない。	10	5	2	7	0		受注者は、粗朶を用いて動物や昆虫の生息空間を創出する粗朶山の施工については、目標とする生物の生育環境に必要な空隙を設け、設計意図を理解して仕上げなければならない。	
10	5	3	8	0	5-3-8	カントリーヘッジ工	10	5	2	8	0	5-2-8	カントリーヘッジ工	
10	5	3	8	0		受注者は、木の太枝を編んだ垣根につる性植物をからませて、動物や昆虫の生育空間を創出するカントリーヘッジの施工については、つる性植物が絡めるよう堅固に組立てるとともに、目標とする生物の生育環境に必要な空隙を設け、設計意図を理解して仕上げなければならない。	10	5	2	8	0		受注者は、木の太枝を編んだ垣根につる性植物をからませて、動物や昆虫の生育空間を創出するカントリーヘッジの施工については、つる性植物が絡めるよう堅固に組立てるとともに、目標とする生物の生育環境に必要な空隙を設け、設計意図を理解して仕上げなければならない。	
10	5	3	9	0	5-3-9	石積土堰堤工	10	5	2	9	0	5-2-9	石積土堰堤工	
10	5	3	9	1	1	受注者は、土堰堤を石積で行い、動物や昆虫の生育の場を創出する石積土堰堤の施工については、目標とする生物の生息環境に必要な空隙を設け、設計意図を理解して仕上げなければならない。	10	5	2	9	1	1	受注者は、土堰堤を石積で行い、動物や昆虫の生育の場を創出する石積土堰堤の施工については、目標とする生物の生息環境に必要な空隙を設け、設計意図を理解して仕上げなければならない。	
10	5	3	9	2	2	石積の施工については、1-8-8石積工の規定によるもののほか、設計図書によらなければならない。	10	5	2	9	2	2	石積の施工については、1-8-8石積工の規定によるもののほか、設計図書によらなければならない。	
10	5	3	10	0	5-3-10	しがらみ柵工	10	5	2	10	0	5-2-10	しがらみ柵工	
10	5	3	10	0		受注者は、竹や木の枝を組んで法面の保護を行うしがらみ柵の施工については、生物の生息環境に配慮し、法面が保全できるように堅固に仕上げなければならない。	10	5	2	10	0		受注者は、竹や木の枝を組んで法面の保護を行うしがらみ柵の施工については、生物の生息環境に配慮し、法面が保全できるように堅固に仕上げなければならない。	
10	5	3	11	0	5-3-11	自然育成型護岸工	10	5	2	11	0	5-2-11	自然育成型護岸工	
10	5	3	11	1	1	受注者は、護岸を自然環境に近い状態に整備する自然育成型護岸工の施工については、工法及び設計意図を踏まえて施工しなければならない。	10	5	2	11	1	1	受注者は、護岸を自然環境に近い状態に整備する自然育成型護岸工の施工については、工法及び設計意図を踏まえて施工しなければならない。	
10	5	3	11	2	2	自然育成型護岸工の施工については、第3編2-3-26多自然型護岸工の規定による。	10	5	2	11	2	2	自然育成型護岸工の施工については、第3編2-3-26多自然型護岸工の規定による。	
10	5	3	11	3	3	階段ブロック積及び魚巢ブロック積の施工については、第3編2-5-3コンクリートブロック工の規定による。	10	5	2	11	3	3	階段ブロック積及び魚巢ブロック積の施工については、第3編2-5-3コンクリートブロック工の規定による。	
10	5	3	11	4	4	種子散布、公園筋芝、公園市松芝の施工については、第3編2-14-2植生工の規定による。	10	5	2	11	4	4	種子散布、公園筋芝、公園市松芝の施工については、第3編2-14-2植生工の規定による。	

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表														
新条文（平成28年7月）					旧条文（平成25年7月）									
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
10	5	3	11	5	5	覆土工の施工については、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工の規定による。	10	5	2	11	5	5	覆土工の施工については、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工の規定による。	
10	5	3	11	6	6	かご工の施工については、第3編2-14-7かご工の規定による。	10	5	2	11	6	6	かご工の施工については、第3編2-14-7かご工の規定による。	
10	5	3	12	0	5-3-12	保護柵工	10	5	2	12	0	5-2-12	保護柵工	
10	5	3	12	0		保護柵工の施工については、3-11-8柵工の規定による。	10	5	2	12	0		保護柵工の施工については、3-11-8柵工の規定による。	
10	5	3	13	0	5-3-13	解説板工	10	5	2	13	0	5-2-13	解説板工	
10	5	3	13	1	1	解説板の施工については、設計図書によらなければならない。	10	5	2	13	1	1	解説板の施工については、設計図書によらなければならない。	
10	5	3	13	2	2	受注者は、解説板工の施工については、地盤高からの高さ、水平性に留意し、ねじれないように十分注意しなければならない。	10	5	2	13	2	2	受注者は、解説板工の施工については、地盤高からの高さ、水平性に留意し、ねじれないように十分注意しなければならない。	
10	5	3	14	0	5-3-14	自然育成施設修繕工	10	5	2	14	0	5-2-14	自然育成施設修繕工	
10	5	3	14	0		自然育成施設修繕工の施工については、設計図書によるものとし、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	10	5	2	14	0		自然育成施設修繕工の施工については、設計図書によるものとし、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
10	5	3	15	0	5-3-15	作業土工(床掘り・埋戻し)	10	5	2	15	0	5-2-15	作業土工(床掘り・埋戻し)	
10	5	3	15	0		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定による。	10	5	2	15	0		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の規定による。	
10	5	3	16	0	5-3-16	自然育成型護岸基礎工	10	5	2	16	0	5-2-16	自然育成型護岸基礎工	
10	5	3	16	1	1	現場打基礎、プレキャスト基礎の施工については、第3編2-4-3基礎工(護岸)の規定による。	10	5	2	16	1	1	現場打基礎、プレキャスト基礎の施工については、第3編2-4-3基礎工(護岸)の規定による。	
10	5	3	16	2	2	一本土台、片梯土台、梯子土台、止杭一本土台の施工については、第3編2-4-2土台基礎工の規定による。	10	5	2	16	2	2	一本土台、片梯土台、梯子土台、止杭一本土台の施工については、第3編2-4-2土台基礎工の規定による。	
10	5	3	17	0	5-3-17	沈床工	10	5	2	17	0	5-2-17	沈床工	
10	5	3	17	0		沈床工の施工については、第3編2-3-18沈床工の規定による。	10	5	2	17	0		沈床工の施工については、第3編2-3-18沈床工の規定による。	
10	5	3	18	0	5-3-18	捨石工	10	5	2	18	0	5-2-18	捨石工	
10	5	3	18	1	1	捨石工の施工については、第3編2-3-19捨石工の規定による。	10	5	2	18	1	1	捨石工の施工については、第3編2-3-19捨石工の規定による。	
10	5	3	18	2	2	受注者は、吸出し防止材の施工については、平滑に設置しなければならない。	10	5	2	18	2	2	受注者は、吸出し防止材の施工については、平滑に設置しなければならない。	
10	5	3	19	0	5-3-19	かご工	10	5	2	19	0	5-2-19	かご工	
10	5	3	19	1	1	じゃかご及びふとんかごの施工については、第3編2-14-7かご工の規定による。	10	5	2	19	1	1	じゃかご及びふとんかごの施工については、第3編2-14-7かご工の規定による。	
10	5	3	19	2	2	植生かごマットで使用する材料の種類及び規格は、設計図書によらなければならない。	10	5	2	19	2	2	植生かごマットで使用する材料の種類及び規格は、設計図書によらなければならない。	
10	5	3	19	3	3	植生かごマットの施工については、第3編2-14-7かご工の規定による。	10	5	2	19	3	3	植生かごマットの施工については、第3編2-14-7かご工の規定による。	
10	5	3	20	0	5-3-20	元付工	10	5	2	20	0	5-2-20	元付工	
10	5	3	20	0		元付工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	10	5	2	20	0		元付工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	
10	5	3	21	0	5-3-21	牛・枠工	10	5	2	21	0	5-2-21	牛・枠工	
10	5	3	21	1	1	受注者は、水制工の施工については、予期しない障害となる工作物等が現れた場合には、設計図書に関して監督職員と協議し、これを処理しなければならない。	10	5	2	21	1	1	受注者は、水制工の施工については、予期しない障害となる工作物等が現れた場合には、設計図書に関して監督職員と協議し、これを処理しなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表															
新条文（平成28年7月）					旧条文（平成25年7月）										
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由	
10	5	3	21	2	2	受注者は、水制工の施工にあたっては、河床変動を抑止する水制群中の各水制の設置方法及び順序を選定し、施工計画書に記載しなければならない。なお、設計図書において設置方法及び順序を指定した場合に係る河床変動に対する処置については、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	10	5	2	21	2	2	2	受注者は、水制工の施工にあたっては、河床変動を抑止する水制群中の各水制の設置方法及び順序を選定し、施工計画書に記載しなければならない。なお、設計図書において設置方法及び順序を指定した場合に係る河床変動に対する処置については、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
10	5	3	21	3	3	牛・枠工の施工については、第6編1-10-7牛・枠工の規定による。	10	5	2	21	3	3	3	牛・枠工の施工については、第6編1-10-7牛・枠工の規定による。	
10	5	3	22	0	5-3-22	杭出し水制工	10	5	2	22	0	5-2-22	杭出し水制工		
10	5	3	22	0		杭出し水制工の施工については、第6編1-10-8杭出し水制工の規定による。	10	5	2	22	0		杭出し水制工の施工については、第6編1-10-8杭出し水制工の規定による。		
10	5	4	0	0	第4節	自然育成植栽工	10	5	3	0	0	第3節	自然育成植栽工		
10	5	4	1	0	5-4-1	一般事項	10	5	3	1	0	5-3-1	一般事項		
10	5	4	1	1	1	本節は、自然育成植栽工として、湿地育成工、水生植物植栽工、林地育成工その他これらに類する工種について定める。	10	5	3	1	1	1	本節は、自然育成植栽工として、湿地育成工、水生植物植栽工、林地育成工その他これらに類する工種について定める。		
10	5	4	1	2	2	受注者は、自然環境の創出・復元を目的とした自然育成植栽工の趣旨及び設計意図を踏まえて施工しなければならない。	10	5	3	1	2	2	受注者は、自然環境の創出・復元を目的とした自然育成植栽工の趣旨及び設計意図を踏まえて施工しなければならない。		
10	5	4	2	0	5-4-2	材料	10	5	3	2	0	5-3-2	材料		
10	5	4	2	1	1	受注者は、使用する材料については、設計図書によるものとする。また、現場搬入後は、水を切らさないようにし、材料を重ねて圧迫したり、長期間日光にさらして乾燥させたりしないよう注意しなければならない。	10	5	3	2	1	1	受注者は、使用する材料については、設計図書によるものとする。また、現場搬入後は、水を切らさないようにし、材料を重ねて圧迫したり、長期間日光にさらして乾燥させたりしないよう注意しなければならない。		
10	5	4	2	2	2	受注者は、使用する材料については、みだりに天然ものを採取せず、採取する場合は、法律で規制された区域で採取を行ってはならない。また、採取場所については、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	10	5	3	2	2	2	受注者は、使用する材料については、みだりに天然ものを採取せず、採取する場合は、法律で規制された区域で採取を行ってはならない。また、採取場所については、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。		
10	5	4	2	3	3	水生植物の材料は、下記の事項に適合したもの、または同等以上の品質を有するものとする。	10	5	3	2	3	3	水生植物の材料は、下記の事項に適合したもの、または同等以上の品質を有するものとする。		
10	5	4	2	3	(1)	水生植物の材料の形状は設計図書によるものとし、傷、腐れ、病害虫のないもので、生育良好なものとする。	10	5	3	2	3	(1)	水生植物の材料の形状は設計図書によるものとし、傷、腐れ、病害虫のないもので、生育良好なものとする。		
10	5	4	2	3	(2)	莖葉及び根系が充実したものであって、着花類については花及びつぼみの良好なものとする。	10	5	3	2	3	(2)	莖葉及び根系が充実したものであって、着花類については花及びつぼみの良好なものとする。		
10	5	4	3	0	5-4-3	湿地移設工	10	5	3	3	0	5-3-3	湿地移設工		
10	5	4	3	0		受注者は、湿地移設工の施工については、設計図書によるものとし、時期、工法については、施工前に十分調査のうえ、施工計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。	10	5	3	3	0		受注者は、湿地移設工の施工については、設計図書によるものとし、時期、工法については、施工前に十分調査のうえ、施工計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。		
10	5	4	4	0	5-4-4	水生植物植栽工	10	5	3	4	0	5-3-4	水生植物植栽工		
10	5	4	4	0		受注者は、水性植物植栽工の施工については、設計図書によるものとし、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	10	5	3	4	0		受注者は、水性植物植栽工の施工については、設計図書によるものとし、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。		
10	5	4	5	0	5-4-5	林地育成工	10	5	3	5	0	5-3-5	林地育成工		
10	5	4	5	1	1	受注者は、林地育成工の施工については、残置する樹木及び周辺樹木を損傷しないよう十分注意しなければならない。	10	5	3	5	1	1	受注者は、林地育成工の施工については、残置する樹木及び周辺樹木を損傷しないよう十分注意しなければならない。		
10	5	4	5	2	2	受注者は、間伐(択伐)及び皆伐の施工については、伐採の時期が設計図書により難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	10	5	3	5	2	2	受注者は、間伐(択伐)及び皆伐の施工については、伐採の時期が設計図書により難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。		
10	5	4	5	3	3	受注者は、除伐の施工については、設計図書によるものとし、対象となる樹木を根元より伐採しなければならない。	10	5	3	5	3	3	受注者は、除伐の施工については、設計図書によるものとし、対象となる樹木を根元より伐採しなければならない。		

土木工事共通仕様書新旧対照表

土木工事共通仕様書新旧対照表														
新条文（平成28年7月）						旧条文（平成25年7月）								
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文	改定理由
10	5	4	5	4	4	受注者は、切り株保護の施工については、萌芽枝を傷めないように切株の周囲に生えている草やつるの除去を手刈りで行わなければならない。	10	5	3	5	4	4	受注者は、切り株保護の施工については、萌芽枝を傷めないように切株の周囲に生えている草やつるの除去を手刈りで行わなければならない。	
10	5	4	5	5	5	受注者は、株立整理の施工については、一株あたり数本の丈夫な新枝を残し、株の整理をしなければならない。	10	5	3	5	5	5	受注者は、株立整理の施工については、一株あたり数本の丈夫な新枝を残し、株の整理をしなければならない。	
10	5	4	5	6	6	受注者は、既存樹木の生育障害や景観上支障となるつる性植物のつる切りの施工については、つるを根元より切取らなければならない。	10	5	3	5	6	6	受注者は、既存樹木の生育障害や景観上支障となるつる性植物のつる切りの施工については、つるを根元より切取らなければならない。	
10	5	4	5	7	7	受注者は、下刈りの施工については、設計図書によるものとし、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	10	5	3	5	7	7	受注者は、下刈りの施工については、設計図書によるものとし、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
10	5	4	5	8	8	受注者は、落葉かき及び林床整理の施工については、設計図書によらなければならない。	10	5	3	5	8	8	受注者は、落葉かき及び林床整理の施工については、設計図書によらなければならない。	
10	5	4	5	9	9	受注者は、殻運搬処理については、樹木の主枝を切断のうえ、運搬可能な形状に揃え、建設発生木材として処分しなければならない。また、建設発生木材を再利用する場合の処分方法については、設計図書によるものとし、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	10	5	3	5	9	9	受注者は、殻運搬処理については、樹木の主枝を切断のうえ、運搬可能な形状に揃え、建設発生木材として処分しなければならない。また、建設発生木材を再利用する場合の処分方法については、設計図書によるものとし、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
10	5	5	0	0	第5節	公園施設等撤去・移設工	10	5	4	0	0	第4節	公園施設等撤去・移設工	
10	5	5	1	0	5-5-1	公園施設撤去工	10	5	4	1	0	5-4-1	公園施設撤去工	
10	5	5	1	0		公園施設撤去工については、1-10-2公園施設撤去工の規定による。	10	5	4	1	0		公園施設撤去工については、1-10-2公園施設撤去工の規定による。	
10	5	5	2	0	5-5-2	移設工	10	5	4	2	0	5-4-2	移設工	
10	5	5	2	0		移植工の施工については、1-10-3移設工の規定による。	10	5	4	2	0		移植工の施工については、1-10-3移設工の規定による。	
10	5	5	3	0	5-5-3	伐採工	10	5	4	3	0	5-4-3	伐採工	
10	5	5	3	0		伐採工の施工については、1-10-4伐採工の規定による。	10	5	4	3	0		伐採工の施工については、1-10-4伐採工の規定による。	
10	5	5	4	0	5-5-4	発生材再利用工	10	5	4	4	0	5-4-4	発生材再利用工	
10	5	5	4	0		発生材再利用工の施工については、1-10-5発生材再利用工の規定による。	10	5	4	4	0		発生材再利用工の施工については、1-10-5発生材再利用工の規定による。	